

第2章

首都圏整備の状況

第1節

人口等の状況

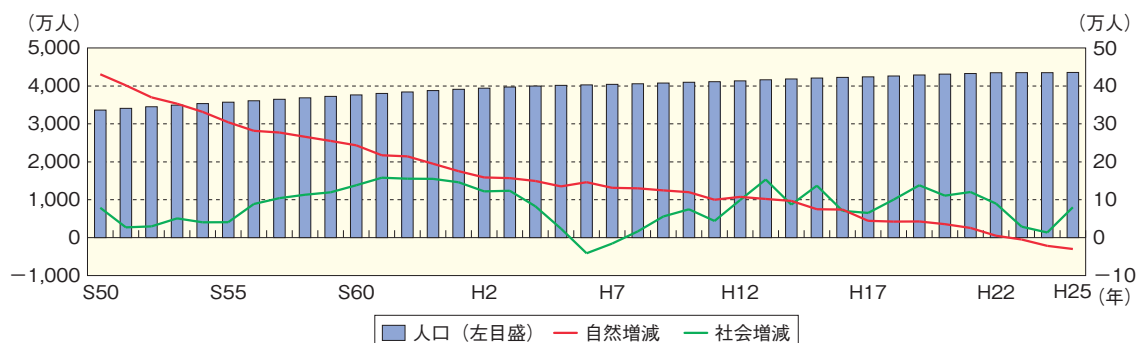
1. 人口

(1) 首都圏の人口推移

首都圏の総人口は、平成25年10月1日現在で4,354万人となっており、全国の34.2%を占めている。

人口動態をみると、出生数から死亡数を引いた「自然増減」は、近年増加幅は縮小基調で推移していたものの一貫して増加していたが、平成23年は初めて減少に転じ、平成25年は2.5万人減となっている。また、転入者数から転出者数を引いた「社会増減」は平成6、7年に一時減少に転じたものの、平成8年からは増加基調で推移しており、平成25年は8.3万人増となっている（図2-1-1）。

図表2-1-1 首都圏の人口、自然増減数及び社会増減数の推移

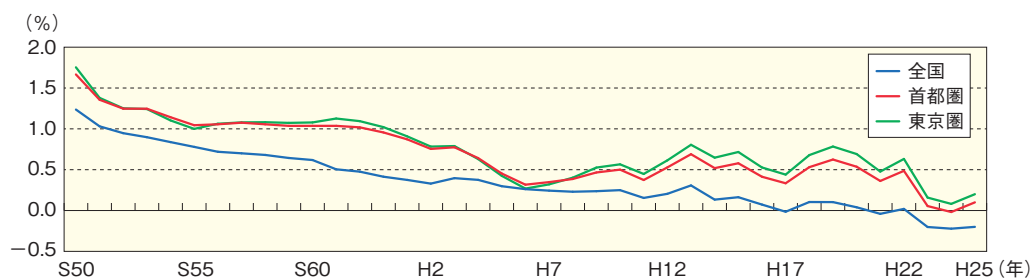


注1：人口は10月1日現在人口

資料：首都圏の人口については、「国勢調査」（総務省）、「人口推計」（総務省）により国土交通省都市局作成

首都圏の人口増加率は、一貫して全国水準を上回って推移している（図表2-1-2）。

図表2-1-2 全国・首都圏・東京圏の人口増加率の推移

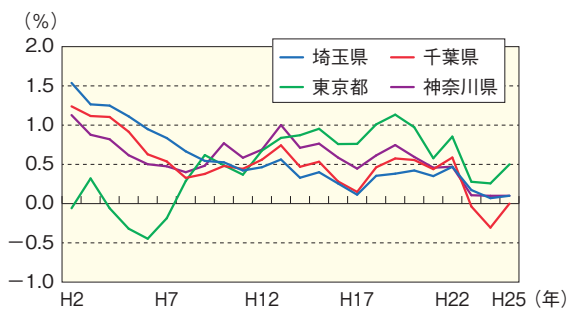


資料：「国勢調査」（総務省）、「人口推計」（総務省）により国土交通省都市局作成

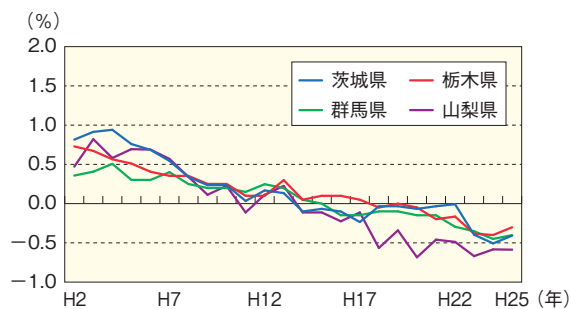
都県別にみると、埼玉県、東京都、神奈川県は増加基調にあるものの、周辺4県は全ての県で減少している（図表2-1-3、図表2-1-4、図表2-1-5）。

首都圏の人口増加率に対する寄与度をみると、近隣3県は一貫して増加に寄与している。東京都は、平成8年以降プラス寄与を続けており、一方、周辺4県は、平成14年以降マイナス寄与が続いている（図表2-1-6）

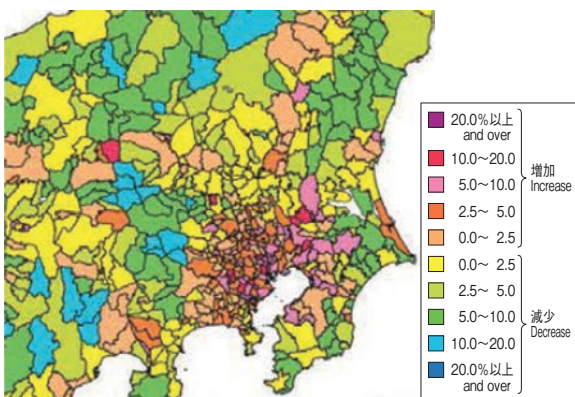
図表2-1-3 東京都及び近隣3県の人口増加率の推移



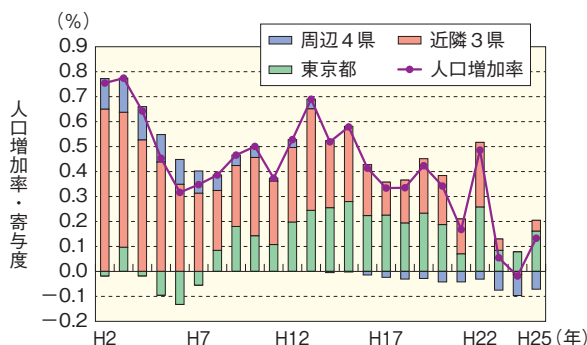
図表2-1-4 周辺4県の人口増加率の推移



図表2-1-5 市区町村別人口増減率 (平成17年~22年)



図表2-1-6 首都圏の人口増加率に対する地域別寄与度の推移



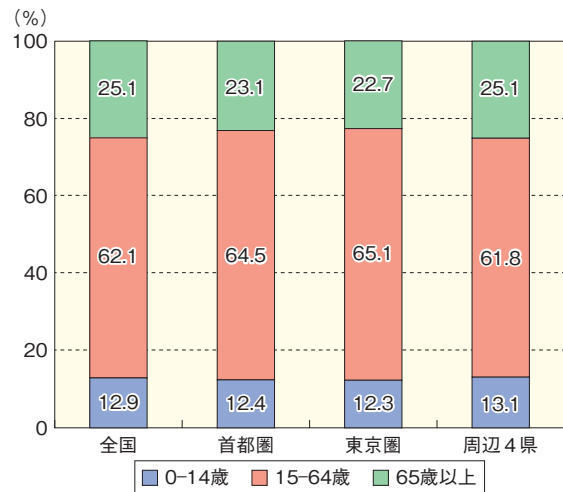
資料：図表2-1-3、2-1-4、2-1-6は、「国勢調査」（総務省）、「人口推計」（総務省）により国土交通省都市局作成。図表2-1-5は、「日本統計地図 平成22年国勢調査 都道府県・市区町村別人口増減率」（総務省）より一部抜粋。

(2) 首都圏の年齢別構成

首都圏における人口の年齢別構成を見ると、全国と比較して15～64歳人口の割合が高く、65歳以上の高齢者人口の割合が低くなっている（図表2-1-7）。

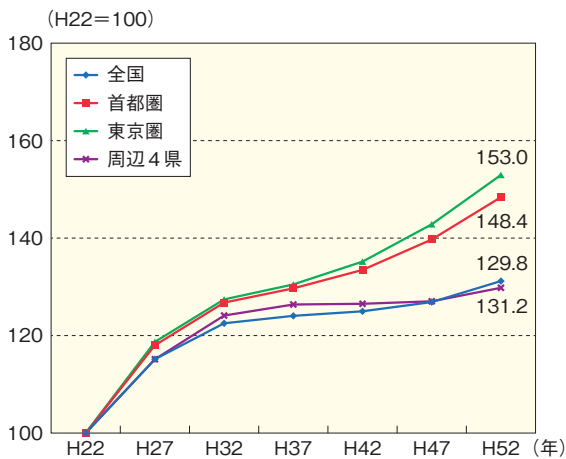
一方、高齢者数で見ると、平成52年の高齢者は平成22年と比較して、全国は31.2%、東京圏は53.0%増加し（図表2-1-8）、高齢者数の全国シェアは平成22年時点で首都圏は35.0%、東京圏は28.9%に上昇する見込みである（図表2-1-9）。

図表2-1-7 首都圏等の年齢別構成（平成25年）



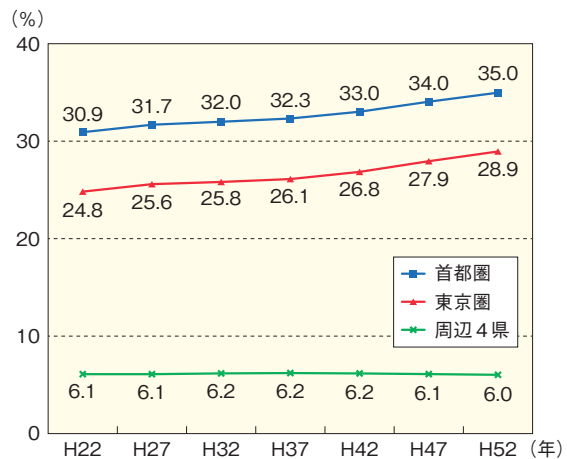
資料：「人口推計」（総務省）により国土交通省都市局作成

図表2-1-8 高齢者の将来推計人口の指数



資料：図表2-1-8、2-1-9ともに「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）により国土交通省都市局作成

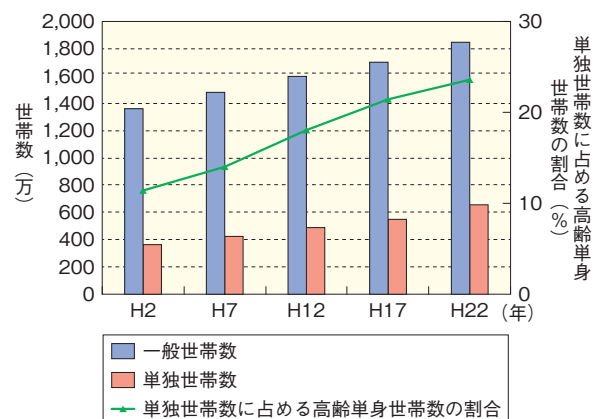
図表2-1-9 高齢者数の全国シェアの推移



(3) 首都圏の一般世帯数等

首都圏の一般世帯数は増加しており、平成22年の一般世帯数は1,847万世帯となっている。そのうち、単独世帯数は656万世帯で、単独世帯数に占める高齢単身世帯数の割合は平成2年の11.4%から、平成22年は23.6%と急激に増加している（図表2-1-10）。

図表2-1-10 首都圏の一般世帯数等の推移



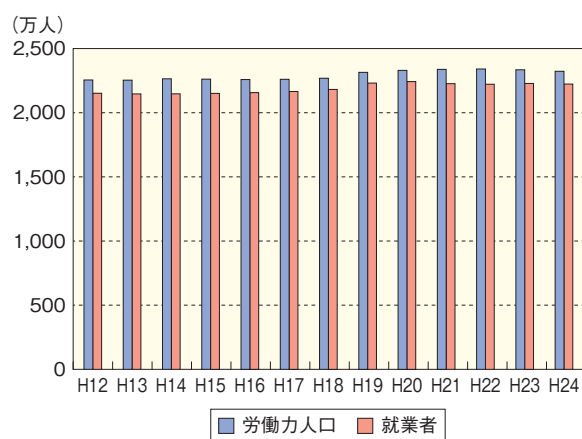
資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

2. 就業者数

(首都圏の労働力人口、就業者数)

首都圏の労働力人口及び就業者数は近年、ほぼ横ばいで推移し、平成24年の労働力人口は2,323万人、就業者数は2,223万人となっており（図表2-1-11）、それぞれ全国の35.4%を占めている。

図表2-1-11 首都圏の労働力人口及び就業者数の推移



資料：「労働力調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

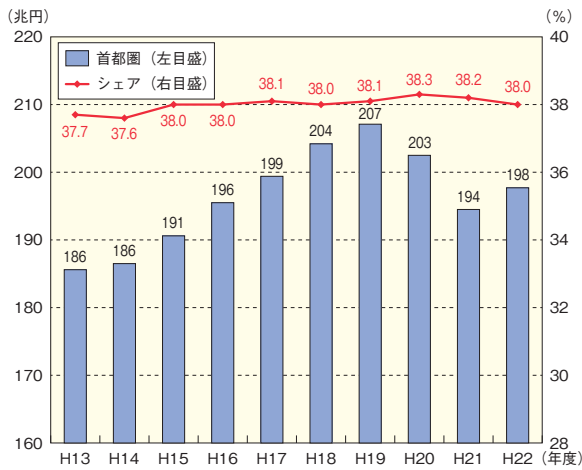
第2節 産業機能の状況

1. 首都圏の経済状況

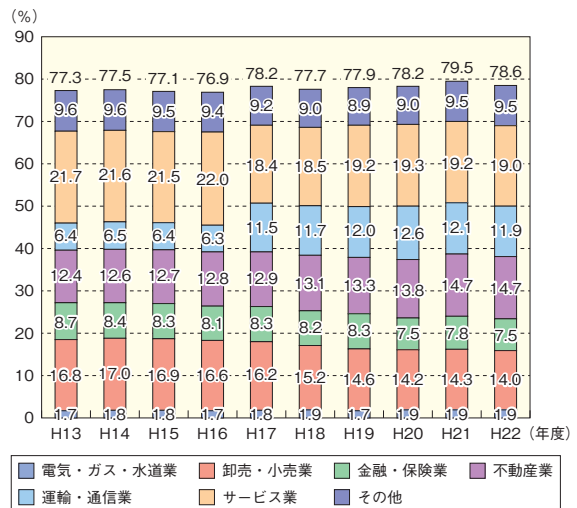
日本経済における首都圏の位置付けを見ると、首都圏は全国のGDPの38.0%を占めており（図表2-2-1）、日本経済において重要な役割を担っている圏域である。

首都圏の圏域総生産（実質：連鎖方式）における第3次産業のシェアを見ると、全体の78.6%と大きなウエイトを占めている。中でもサービス業は、圏域総生産の19.0%を占めており、首都圏経済の重要な産業となっている（図表2-2-2）。

図表2-2-1 全国のGDP(実質：連鎖方式)に対する首都圏のシェアと実額



図表2-2-2 首都圏の圏域総生産(実質：連鎖方式)における第3次産業のシェア



注1：合計値は、便宜的に該当項目を積上げて作成しているが、統計の性質上、積上げた合計値と実質値は一致しない。

注2：連鎖方式とは、実質化の指数算式において前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方法。

資料：図表2-2-1、図表2-2-2ともに「県民経済計算」（内閣府）により国土交通省都市局作成

2. 首都圏における諸機能の展開

(1) 首都圏の事業・業務環境

① 国際的な企業活動から見た首都圏

(首都圏への外資系企業参入状況)

外資系企業本社の本社所在地数を見ると、平成24年で全国は3,103社、首都圏は2,747社で、約90%が首都圏にあり、その数は近年横ばいで推移している（図表2-2-3）。

② 最近のオフィス需要動向

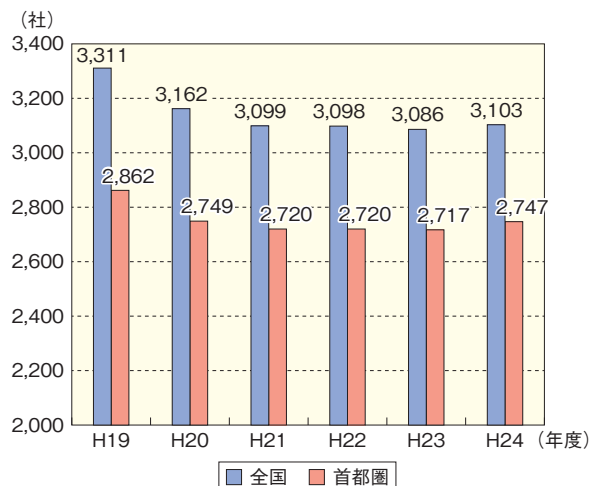
近年の東京都区部の賃貸オフィスビルの空室率を見ると、大規模ビルの大量供給による平成15年の6.9%をピークに平成19年まで減少傾向にあったが、平成20年以降、景気後退の影響により新規需要面積がマイナスとなったことから上昇に転じた。なお、上昇幅については、平成22年は前年比1.2ポイント、平成23年には0.2ポイント減となり、平成24年は横ばいだった（図表2-2-4）。

(2) 首都圏における各産業の動向

① ベンチャー企業の動向

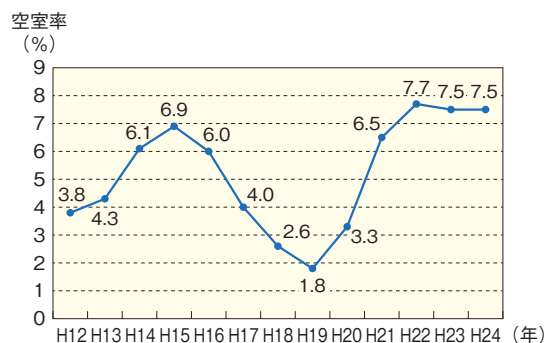
大学発ベンチャー企業数の推移について見ると、平成14年は全国で531社、首都圏は207社で全国シェアは39.0%、平成20年は全国で1,809社、首都圏は718社で全国シェアは39.7%となっており、全国的に大学発ベンチャー企業数が着実に増加を続けているなか、首都圏は約4割を占めている（図表2-2-5）。

図表2-2-3 外資系企業の本社所在地と数



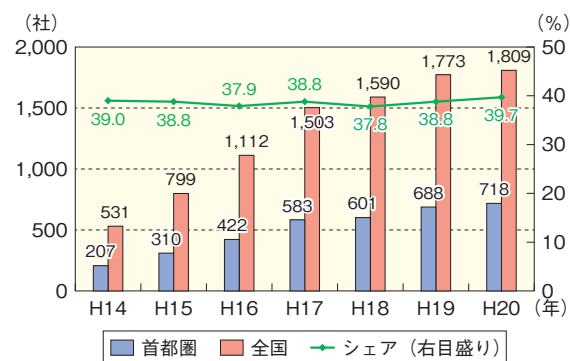
注：数値は原則資本金5,000万円以上かつ外資の比率が49%以上の企業数（各年3月末時点）。
資料：「外資系企業総覧」(東洋経済)をもとに国土交通省都市局作成。

図表2-2-4 東京都区部のオフィスビルの需給動向



資料：シービー・リチャードエリス総合研究所(株)資料により国土交通省都市局作成

図表2-2-5 大学発ベンチャー企業数の推移

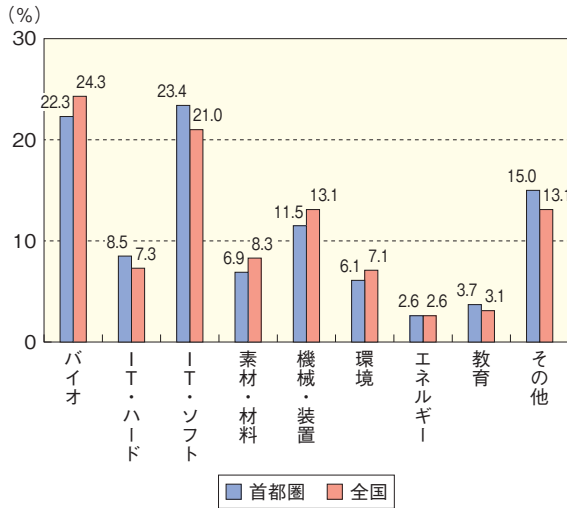


資料：「大学発ベンチャーに関する基礎調査」(経済産業省)により国土交通省都市局作成

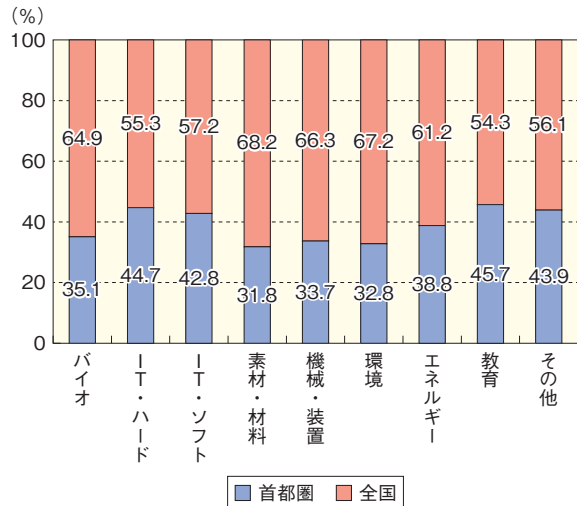
平成20年度の大学発ベンチャー企業数について、事業分野別割合を見ると、首都圏及び全国共にバイオ、IT・ソフト分野の割合が高くなっている（図表2-2-6）。

また、全国の事業分野別に占める首都圏の割合を見ると、全事業分野において3割以上を占めており、IT・ハード、IT・ソフト及び教育分野で4割を超えている（図表2-2-7）。

図表2-2-6 首都圏及び全国の事業分野別



図表2-2-7 全国の事業分野別に占める首都圏の割合



注：1社で複数分野に関連する場合は、関連分野全てでカウントしている。

資料：図表2-2-6、図表2-2-7ともに「大学発ベンチャーに関する基礎調査」（経済産業省）により国土交通省都市局作成

②工業機能

（製造業の動向）

首都圏における製造業の動向について見ると、平成23年の事業所数は前年比で6.0%増となっており、首都圏内の全ての都県で増加している。また、従業者数は1.9%減となっており、群馬県及び東京都で増加したものの他の県では減少している。

一方、製造品出荷額等は1.9%減と、減少に転じている。（図表2-2-8）。

図表2-2-8 首都圏の製造業の事業所数等（平成23年）

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数（件）	前年比（%）	実数（人）	前年比（%）	金額（百万円）	前年比（%）
全国	233,186	3.9	7,472,111	-2.5	284,968,753	-1.4
首都圏合計	64,695	6.0	1,986,707	-1.9	78,318,242	-1.9
茨城県	6,110	3.0	253,949	-5.1	10,536,767	-2.8
栃木県	4,997	5.9	191,874	-3.4	7,601,984	-10.1
群馬県	5,910	7.3	196,803	0.6	7,383,256	-1.9
埼玉県	13,431	4.3	380,449	-3.3	12,143,721	-5.5
千葉県	5,917	4.5	203,900	-1.3	11,886,718	-4.0
東京都	16,664	10.5	321,859	3.8	8,699,292	5.5
神奈川県	9,452	3.2	368,660	-2.9	17,850,594	3.5
山梨県	2,214	6.1	69,213	-6.2	2,215,910	-4.5

注：従業者4人以上の事業所。

資料：「工業統計調査」（経済産業省）、「平成24年経済センサス—活動調査の結果（製造業）」（総務省・経済産業省）により国土交通省都市局作成。

(既成市街地における製造業の動向)

「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」が廃止された平成14年以降の埼玉県、東京都及び神奈川県¹⁾の製造業の動向を見ると、平成20年までは、事業所数、従業者数は共にほぼ横ばいで推移、平成21年以降減少傾向となっていたが、平成23年は増加に転じている（図表2-2-9）。

図表2-2-9 埼玉県、東京都及び神奈川県の製造業のシェア

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
事業所数	51,974	47,356	48,487	44,548	44,639	45,833	39,718	37,115	39,547
全国シェア	17.7%	17.5%	17.5%	17.2%	17.3%	17.4%	16.8%	16.5%	17.0%
従業者数	1,276,295	1,235,304	1,230,755	1,206,983	1,247,332	1,220,177	1,106,288	1,083,186	1,070,968
全国シェア	15.5%	15.2%	15.1%	14.7%	14.6%	14.6%	14.3%	14.1%	14.3%

注1：従業者4人以上の事業所。

注2：調査は毎年12月31日現在で実施。ただし、平成23年は平成24年2月1日現在。

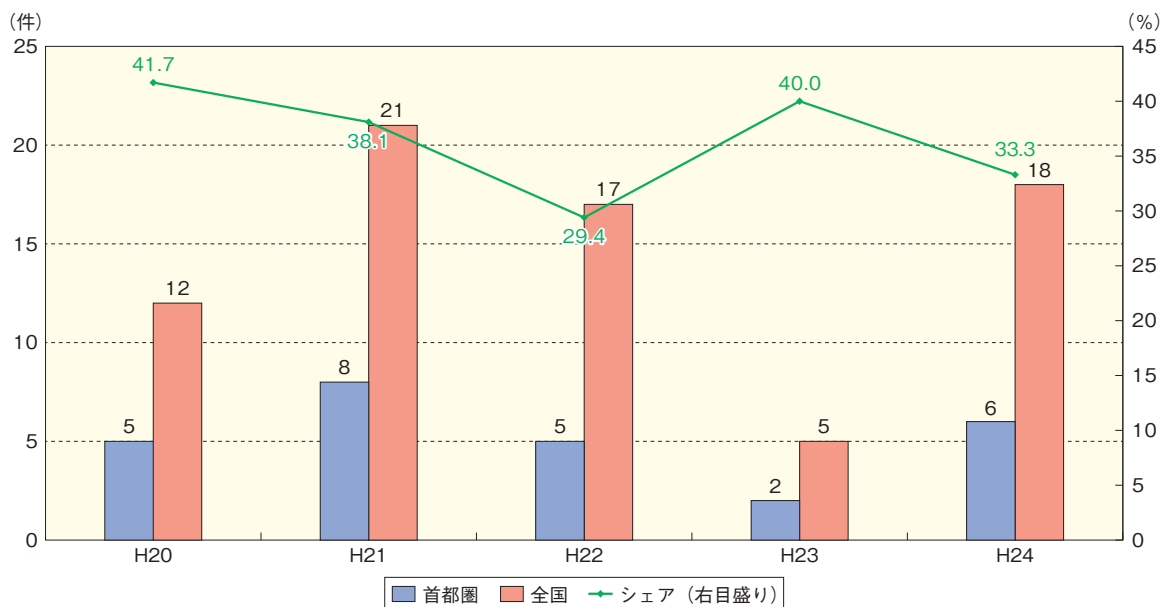
資料：「工業統計調査」（経済産業省）、「平成24年経済センサス-活動調査の結果（製造業）」（総務省・経済産業省）により国土交通省都市局作成。

③研究開発機能

(研究開発施設等の立地状況)

研究所（工場敷地内に研究開発機能を付設する場合を除く。）立地件数²⁾の推移を見ると、平成20年の全国は12件、首都圏は5件で全国シェアは41.7%となっていたが、平成24年は全国で18件、首都圏は6件となっている（図表2-2-10）。

図表2-2-10 研究所立地件数の推移



資料：「工場立地動向調査」（経済産業省）により国土交通省都市局作成

- 1) 工業等制限制度が適用された地域は、埼玉県、東京都及び神奈川県に含まれる既成市街地である。
- 2) 製造業、電気業、ガス業、熱供給業の用に供する工場又は研究所を建設する目的をもって、1,000㎡以上の用地（埋立予定地を含む）を取得（借地を含む）したものを。

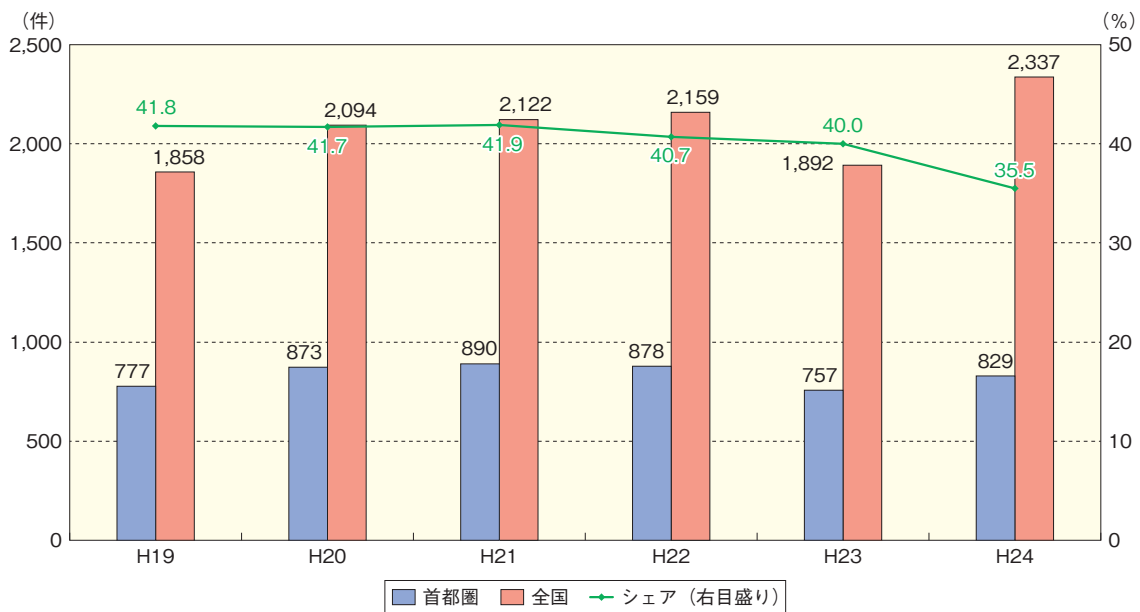
④交流・文化機能

(交流・文化施設等の整備状況)

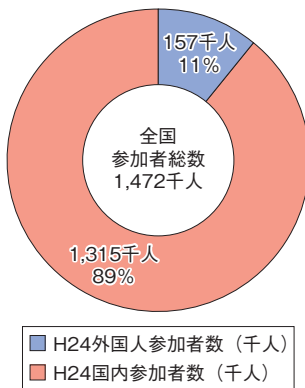
国際会議開催件数の推移を見ると、平成19年に全国では1,858件、首都圏では777件で全国シェアは41.8%であったが、平成24年の全国では2,337件、首都圏では829件で全国シェアは35.5%となっており、開催件数は前年に比べると増加したが、全国シェアは減少傾向にある（図表2-2-11）。なお、UIA（国際団体連合）の統計（2012年UIA国際会議統計）によると、東京は225件（世界6位）、横浜は80件（世界21位）となっている。

また、平成24年の国際会議参加者数を見ると、全国は1,472千人、首都圏は470千人で、そのうち外国人はそれぞれ1割程度の参加となっている（図表2-2-12、2-2-13）。

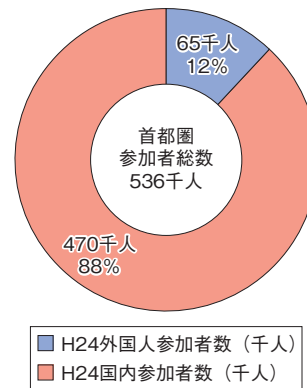
図表2-2-11 国際会議開催件数の推移



図表2-2-12 平成24年国際会議参加者内訳 (全国)



図表2-2-13 平成24年国際会議参加者内訳 (首都圏)



注1：国際会議の選定基準は、国際機関・国際団体（各国支部を含む）又は国家機関・国内団体（各々の定義が明確ではないため民間企業以外は全て）が主催する会議で参加者総数が50名以上、参加国が日本を含む3カ国以上及び開催期間が1日以上のをいう。

注2：外国人参加者数には、会議出席を目的に来日した会議代表、オブザーバー、同伴家族を含む。但し、プレス関係者、在日外国人は含めない。

注3：1つの会議が複数の都市にまたがって開催された場合、それぞれの都市に計上しているため、参加者数は、実際の参加者数の総数よりも多くなっている場合がある。

資料：図表2-2-11、図表2-2-12、図表2-2-13は「国際会議統計」（（独）国際観光振興機構）により国土交通省都市局作成

(観光立国の推進)

観光立国の推進については、訪日外国人旅行者数の拡大に向けたビジットジャパン事業等、実効性の高い観光政策を強力に展開していくこととしているが、日本政府観光局（JNTO）によると、円高の是正による旅行費用の割安感の浸透、平成25年7月より開始された東南アジア諸国に対する査証緩和措置、継続的なVJ事業による訪日プロモーションの効果、LCCなどの新規就航等による航空座席供給量の増加などにより、平成25年の訪日外国人旅行者数は、対前年比24%増の1,036万4千人で、これまで過去最高であった平成22年の861万1千人を上回った。

なお、宿泊旅行統計調査によると、首都圏における平成25年の外国人延べ宿泊者数（暫定値）は、全国約3,324万人泊のうち約1,397万人泊となっており、そのほとんどが東京圏で約1,313万人泊となっている。

⑤大学等高等教育機能

(首都圏における大学の動向)

首都圏における大学・大学院の動向について見ると、平成25年度の大学・大学院数は263校となっており、群馬県が減少している。また、大学・大学院学生数は前年度比0.3%減となっており、東京都を除いた首都圏の七県で減少している（図表2-2-14）。

図表2-2-14 首都圏の大学・大学院数及び学生数（平成25年度）

	大学・大学院数		大学・大学院学生数	
	実数（校）	前年比（%）	実数（人）	前年比（%）
全国	782	-0.1	2,868,872	-0.3
首都圏合計	263	-0.4	1,277,893	-0.4
茨城県	9	0.0	38,504	-0.3
栃木県	9	0.0	22,422	-0.3
群馬県	13	-7.1	29,232	-0.1
埼玉県	29	0.0	123,146	-0.7
千葉県	28	-3.4	113,081	-3.6
東京都	139	0.7	739,071	1.1
神奈川県	29	0.0	194,923	-4.0
山梨県	7	0.0	17,514	-0.7

注1：「大学・大学院数」については、大学本部の所在地による
注2：「大学・大学院学生数」については、在籍する学部・研究科等の所在地による

資料：「学校基本調査報告書」（文部科学省）により国土交通省都市局作成

(既成市街地における大学の動向)

「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」が廃止された平成14年以降の埼玉県、東京都及び神奈川県の大学・大学院の動向を見ると、大学・大学院数、大学・大学院学生数は共に増加傾向にあるものの、全国シェアはほぼ横ばいで推移している（図表2-2-15）。

図表2-2-15 埼玉県、東京都及び神奈川県の大学・大学院数と学生数のシェア

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
大学・大学院数（校）	164	171	176	184	187	189	192	196	196	196	197
全国シェア	23.4%	24.1%	24.2%	24.7%	24.7%	24.7%	24.8%	25.2%	25.1%	25.0%	25.2%
大学・大学院学生数（人）	1,010,968	1,010,219	1,030,398	1,027,245	1,015,311	1,027,371	1,039,600	1,060,521	1,064,688	1,057,975	1,057,140
全国シェア	36.1%	36.0%	36.0%	35.9%	35.9%	36.2%	36.5%	36.7%	36.8%	36.8%	36.8%

注1：「大学・大学院数」については、大学本部の所在地による

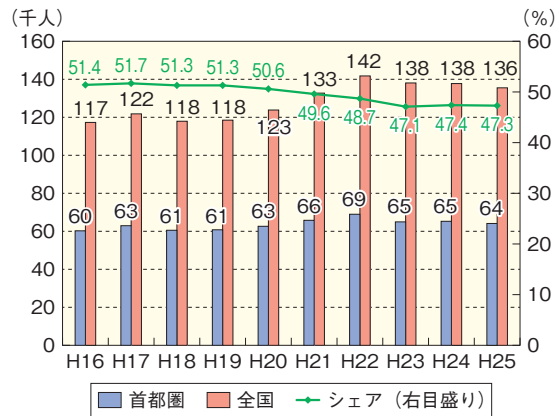
注2：「大学・大学院学生数」については、在籍する学部・研究科等の所在地による

資料：「学校基本調査報告書」（文部科学省）により国土交通省都市局作成

(外国人留學生の動向)

外国人留學生数の推移をみると、平成16年度（5月1日現在）に全国では117千人、首都圏では60千人で全国シェアは51.4%であったが、平成25年度（5月1日現在）の全国では136千人、首都圏では64千人で全国シェアは47.3%となっている。首都圏における外国人留學生数は昨年度とほぼ同数であった（図表2-2-16）。

図表2-2-16 外国人留學生数の推移



注：留學生とは、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」の在留資格を有し、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生をいう。
資料：「外国人留學生在籍状況調査」（独）日本学生支援機構）により国土交通省都市局作成

⑥商業機能

(中心市街地・都心における商業機能の動向)

中心市街地・都心における商業機能の動向を見ると、平成24年12月末現在で、全国のショッピングセンター³⁾の店舗数は3,096店、首都圏は887店となっており、首都圏の立地別⁴⁾では中心地域（211店）、周辺地域（244店）が51.3%を占めている。また、店舗面積について見ると、全国46,399千㎡のうち首都圏は15,138千㎡と約3割を占めている（図表2-2-17）。

図表2-2-17 立地別ショッピングセンター数（平成24年12月末現在営業中のもの）

県名	中心地域 (店)		周辺地域 (店)		郊外地域 (店)		合計 (店)		店舗面積 (千㎡)
	店舗数	構成比 (%)	店舗数	構成比 (%)	店舗数	構成比 (%)	店舗数	構成比 (%)	
全国	635	20.5	747	24.1	1,714	55.4	3,096	100	46,399
首都圏計	211	23.8	244	27.5	432	48.7	887	100	15,138
茨城県	10	13.5	13	17.6	51	68.9	74	100	1,094
栃木県	7	21.2	2	6.1	24	72.7	33	100	657
群馬県	8	23.5	3	8.8	23	67.6	34	100	628
埼玉県	31	24.6	18	14.3	77	61.1	126	100	2,533
千葉県	27	20.5	15	11.4	90	68.2	132	100	2,722
東京都	78	27.4	140	49.1	67	23.5	285	100	4,010
神奈川県	46	25.7	51	28.5	82	45.8	179	100	3,191
山梨県	4	16.7	2	8.3	18	75.0	24	100	303

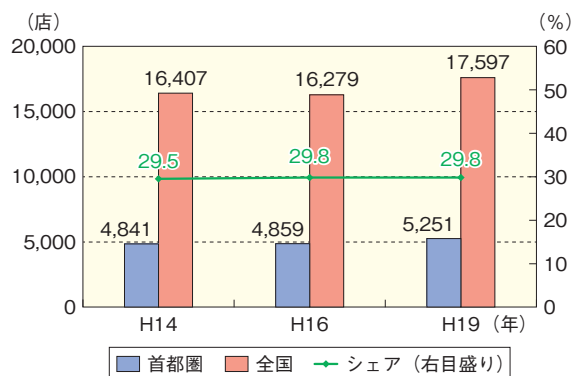
資料：「SC販売統計調査報告」（一社）日本ショッピングセンター協会）により国土交通省都市局作成

- 3) ディベロッパーにより計画、開発されるものであり、次の条件を備えることを必要とする。
 - ・小売業の店舗面積は、1,500㎡以上であること
 - ・キーテナントを除くテナントが10店舗以上含まれていること
 - ・キーテナントがある場合、その面積がショッピングセンター面積の80%程度を超えないこと（但し、その他テナントのうち小売業の店舗面積が1,500㎡以上である場合には、この限りではない。）
 - ・テナント会（商店会）等があり、広告宣伝、共同催事等の共同活動を行っていること
- 4) 中心地域は、当該市・町・村の商業機能が集積した中心市街地。周辺地域は、中心地域に隣接した商業・行政・ビジネス等の都市機能が適度に存在する地域。郊外地域は、都市郊外で住宅地・農地等が展開されている地域。

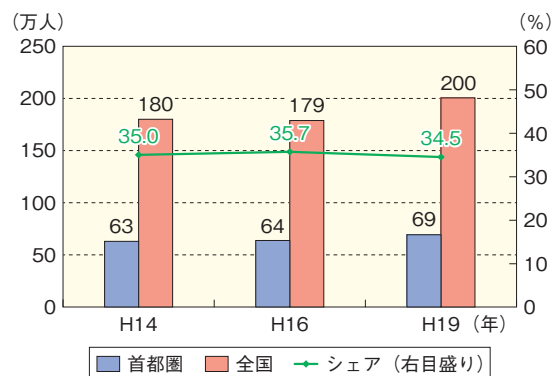
⑥(郊外型大規模店舗)

大規模小売店舗⁵⁾数の動向を見ると、平成14年度に全国では16,407店、首都圏では4,841店で全国シェアは29.5%であったが、平成19年度の全国では17,597店、首都圏では5,251店で全国シェアは29.8%となっている(図表2-2-18)。また、大規模小売店舗の従業者数の推移を見ると、平成14年度に全国では約180万人、首都圏では約63万人で全国シェアは35.0%であったが、平成19年度の全国では約200万人、首都圏では約69万人で全国シェアは34.5%となっている(図表2-2-19)。

図表2-2-18 大規模小売店舗数の推移



図表2-2-19 大規模小売店舗従業者数の推移



資料：図表2-2-18、図表2-2-19ともに「商業統計調査」(経済産業省)により国土交通省都市局作成

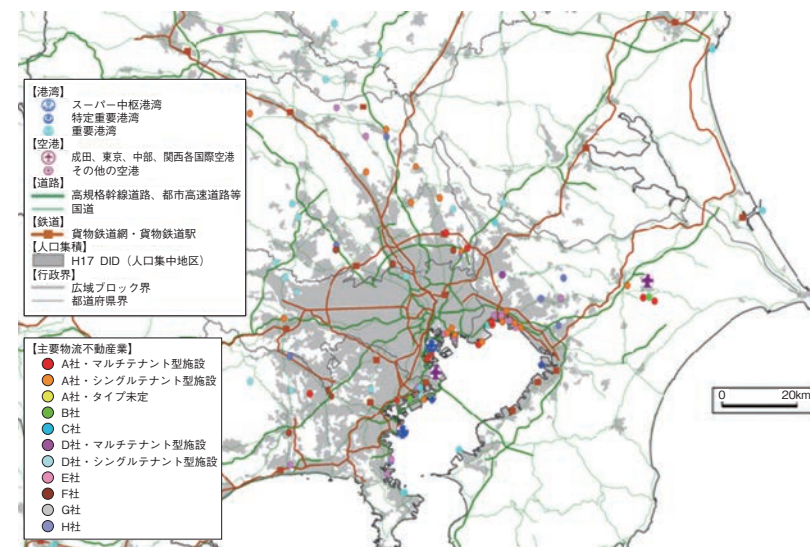
⑦交通・物流機能

(物流拠点の整備状況)

首都圏には成田国際空港、東京国際空港(羽田空港)、京浜港など我が国を代表する広域物流拠点が存在している。また、これらの広域物流拠点を中心として高規格幹線道路をはじめとした道路網が整備されるなど都市インフラの整備が進んでいることに加え、後背圏に大きな人口・産業を抱えている。

このような状況の中、物流施設の立地が年々進み、物流不動産の物流施設では昭和60年から平成22年にかけて東京湾岸に延床面積で二百万㎡を超える物流拠点が整備されており、特に平成12年から平成22年にかけて大きく延床面積を増やしている(図表2-2-20)。

図表2-2-20 主要物流不動産の物流施設の分布状況



資料：「平成20年度大都市圏等における地域・産業振興制度等支援制度及び物流・産業基盤立地状況等基礎調査報告書」(国土交通省国土計画局)

5) 大規模小売店舗立地法で定める店舗面積(小売業を行うための店舗に供される床面積)が1,000㎡を超える店舗で届け出のあったもの。

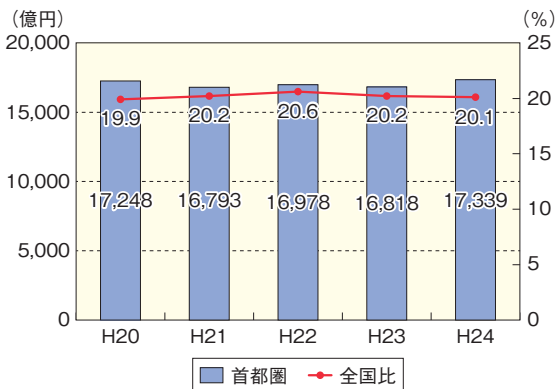
⑧農林水産機能

(農業)

首都圏の農業は、都市化の影響を受けながらも、世界最大規模の消費地に近いという優位性を活かし、全国有数の農業産出額をあげている茨城県（2位）、千葉県（3位）（平成24年産出額の全国順位）を有している。直近5年を見ると、首都圏全体の農業産出額は、横ばいで推移し、全国の約2割程度を占めている（図表2-2-21）。

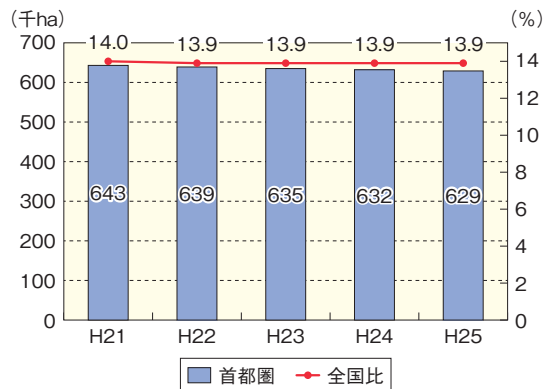
中でも、野菜については、東京都中央卸売市場に集まる野菜総取扱高の約4割（平成23年）を産出しており、新鮮で安全な農産物の供給という重要な役割を果たしている。しかし、都市化の影響を受け、耕地面積は、年々ゆるやかに減少している（図表2-2-22）。このような状況の中、食料の安定供給に向けて限りある農地を有効に利用するため、増加傾向にある荒廃農地（首都圏では、再生利用可能な荒廃農地が約4万ha）の再生利用に向けた取組が実施されており、平成24年は2,527haの荒廃農地が再生利用されている（農林水産省「平成24年の荒廃農地の面積について」による）。また、都市の内部においても、規模は小さいながら営農が続けられており、新鮮な農産物の供給、農業体験・交流活動の場の提供、災害時の防災空間の確保、都市住民の農業への理解の醸成等、多様な役割を果たしている。

図表2-2-21 首都圏における農業産出額の推移



資料：「平成24年農業産出額及び生産農業所得（都道府県別）」（農林水産省）により国土交通省都市局作成

図表2-2-22 首都圏における耕地面積の推移



資料：「耕地及び作付面積統計」（農林水産省）により国土交通省都市局作成

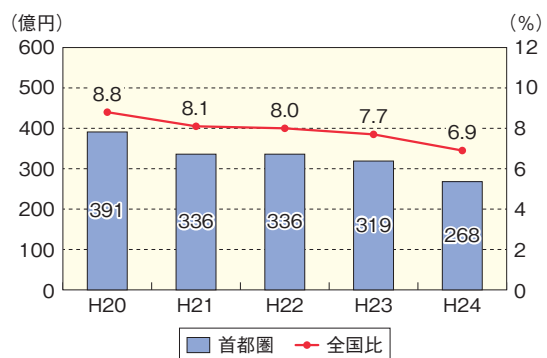
(林業)

首都圏の林業は、平成24年の林業産出額が268億円で、全国の1割弱を産出しており（図表2-2-23）、中でも栃木県、群馬県の2県が首都圏全体の約6割を産出している。

林業産出額を構成している木材生産・薪炭生産・栽培きのこ類・林野副産物採取の4項目のうち、首都圏全体の林業算出額の約5割強が木材生産、約5割弱が栽培きのこ類となっている。

各都道府県では、森林の整備を主な目的として、独自の課税制度を導入する取組が増加

図表2-2-23 首都圏における林業産出額の推移



資料：「平成24年林業産出額」（農林水産省）により国土交通省都市局作成

している。首都圏では、茨城県が「森林湖沼環境税」を、栃木県が「とちぎの元気な森づくり県民税」を、山梨県は「森林環境税」を、群馬県は「森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例」、「ぐんま緑の県民基金条例」を導入し、公益的機能が発揮される森づくりを進めている。

(水産業)

首都圏の水産業は、平成24年の漁業生産額（海面漁業・養殖業）が398億円であり、前年に比べて約20億円の減少となっている⁶⁾。

(中央卸売市場の動向)

首都圏は、我が国最大の生鮮食料品などの消費地である。そのような中、卸売市場は、消費者ニーズの多様化や大型需要者ニーズの増大などに応え、生鮮食料品などを安定的に供給していく役割を担っている。このため、平成22年10月に、卸売市場の整備等についてのニーズの変化に的確に対応し、その機能を十全に発揮していくための基本方針である第9次卸売市場整備基本方針を策定し、基本方針に即して平成23年3月に、第9次中央卸売市場整備計画を策定し、卸売市場の再編措置、施設の改善等に取り組むこととしている。平成25年3月には、同整備計画について、再編措置の取組内容を盛り込む変更が行われた。

6) 「平成24年漁業生産額」（農林水産省）により国土交通省都市局算定。なお、首都圏の生産額として、数値を公表している千葉県、神奈川県の合計によっている。

第3節

個人主体の多様な活動の展開

1. 首都圏のNPO法人等の動向

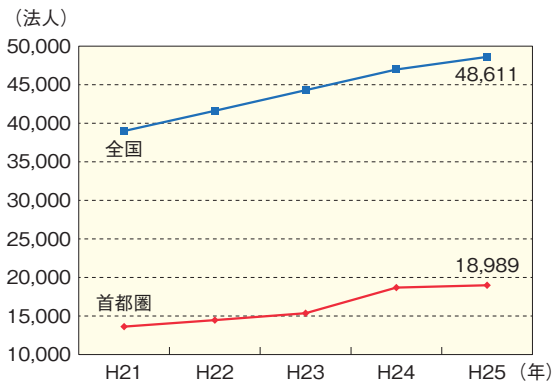
(1) NPO法人の動向

近年、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野において、民間非営利団体による社会貢献活動が活発化している。特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の数は、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の施行以降、増加し続けており、平成25年の認証法人数は全国で48,611団体あり、首都圏は全国の約40%にあたる18,989団体がNPO法人として認証されている（図表2-3-1）。

平成25年における首都圏都県別の認証状況を見ると、NPO法人数、人口1万人当たりの法人数は東京都、平成24年からの1年間の増加数は埼玉県が最も多くなっている。また、山梨県は、法人数は比較的少ないものの、人口当たりの法人数は東京都に次いで多く、全国平均を上回っている（図表2-3-2）。

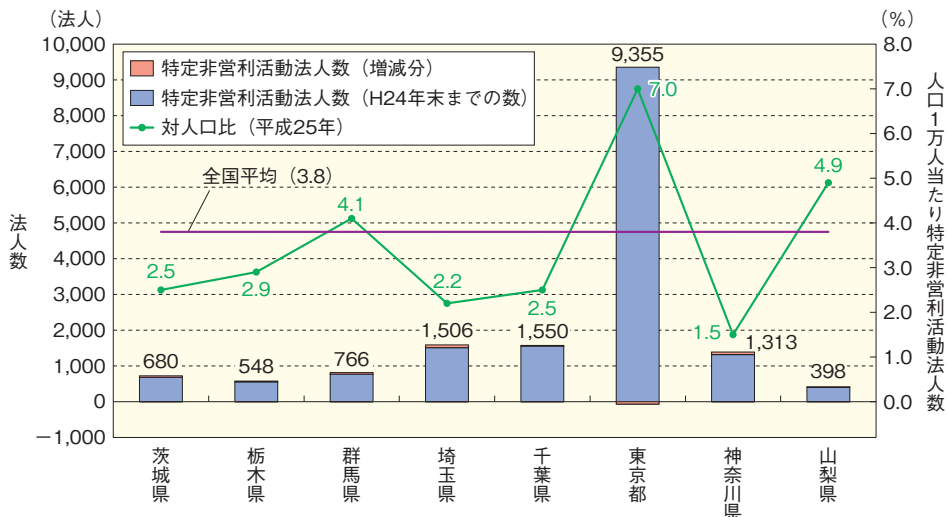
次に、首都圏のNPO法人について、活動分野別の認証状況を見ると、保健、医療又は福祉の増進、他団体の支援、社会教育の推進等の分野が多くなっている。（図表2-3-3）。

図表2-3-1 NPO法人数の推移



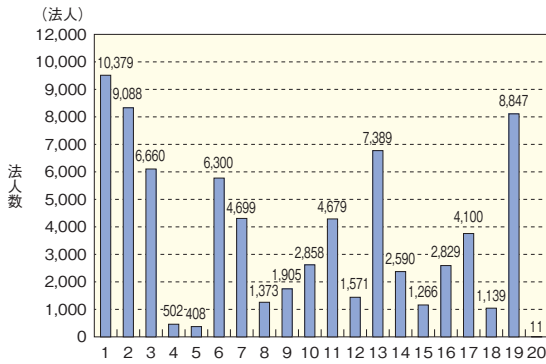
注：NPO法人数は各年12月末現在の値である
資料：内閣府資料により国土交通省都市局作成

図表2-3-2 首都圏都県別のNPO法人の認証状況



注：NPO法人数は各年12月末現在、各都県の人口は平成25年10月1日現在の値である
資料：内閣府資料及び「人口推計」（総務省）により国土交通省都市局作成

図表2-3-3 首都圏における活動分野別のNPO法人認証状況（平成25年9月末現在）



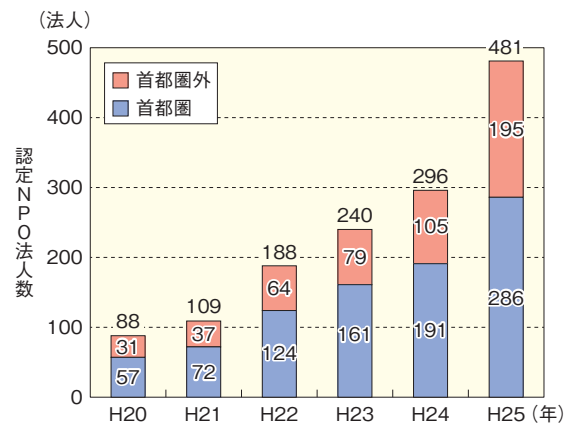
号数	活動の種類
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
第2号	社会教育の推進を図る活動
第3号	まちづくりの推進を図る活動
第4号	観光の振興を図る活動
第5号	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
第6号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
第7号	環境の保全を図る活動
第8号	災害救援活動
第9号	地域安全活動
第10号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
第11号	国際協力の活動
第12号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
第13号	子どもの健全育成を図る活動
第14号	情報化社会の発展を図る活動
第15号	科学技術の振興を図る活動
第16号	経済活動の活性化を図る活動
第17号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
第18号	消費者の保護を図る活動
第19号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
第20号	前各号で掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

注1：号数及び活動の種類は、NPO法に基づいている。
 注2：第12～16号は、改正NPO法（施行日：平成15年5月1日）により追加された活動の種類である。
 注3：ひとつの法人が複数の号の活動を行う場合、各号を1法人として複数計上している（総活動数78,593）。
 資料：内閣府資料により国土交通省都市局作成

(2) NPO法人への支援

NPO法人に係る税制上の措置としては、特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして所轄庁の認定を受けたもの（以下「認定NPO法人」という。）に対して支出した寄附金について、寄附金控除等の対象とする措置が平成13年10月から講じられている。この認定NPO法人制度については、特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から、国税庁長官に代わって所轄庁が認定するとともに、仮認定を導入した新たな認定制度へと切り替わっている。なお、首都圏における認定の有効期間内にある認定NPO法人数は、平成26年1月末現在で286（全国では481）となっている（図表2-3-4）。

図表2-3-4 認定NPO法人数の推移



注1：旧認定法人（国税庁認定）を含む認定の有効期間内にある認定NPO法人数
 注2：平成24年までは各年12月末現在。平成25年は平成26年1月末時点（旧認定法人は平成26年2月1日時点）。
 資料：内閣府資料により国土交通省都市局作成

(3) 「新しい公共」等の多様な主体の参加による首都圏づくり

これまで、地域における問題の解決に当たっては、行政や市場に任せられるケースが多かったが、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などの分野において、地域の市民、企業等の多様な主体がそれぞれの役割で関わり、課題の解決に取り組むとともに、それを社会全体で推進していく「新しい公共」を実現することにより、それぞれの地域で様々な社会的ネットワークが展開され、公正で活気ある社会の実現が期待される。

この「新しい公共」の考え方や展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについて議論を行うことを目的として、平成22年1月から6月まで8回にわたり、「新しい公共」円卓会議が開催され、「新しい公共」宣言や税制改革等を含む「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」がとりまとめられた。

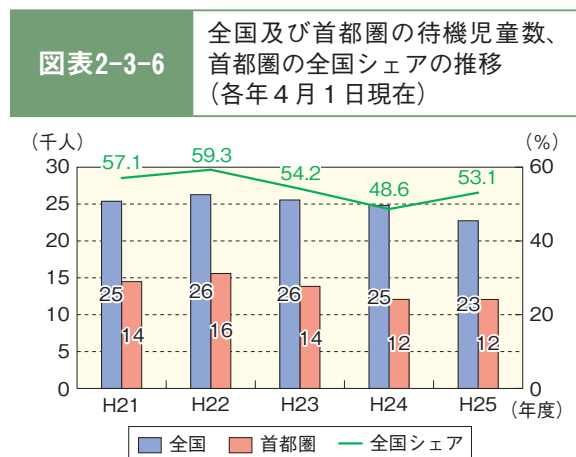
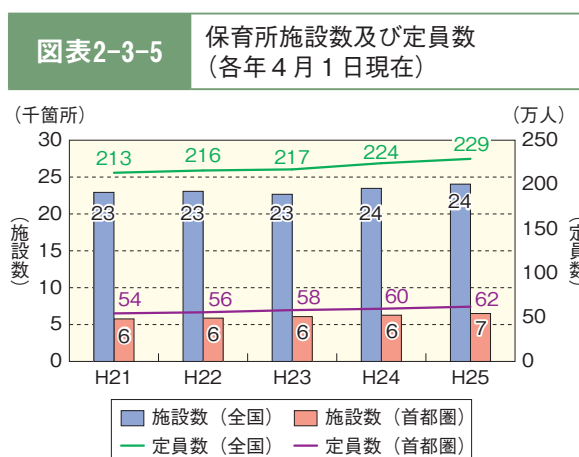
また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として、平成22年10月より、「新しい公共」推進会議が開催され、「新しい公共」円卓会議からの提案に対する政府の対応や「新しい公共」と行政の関係の在り方などNPO等の活動基盤整備について議論や地域の活性化や課題解決に向けて、NPO等が担い手となって行う公益的・共益的な活動が、自立的・継続的に行われるようになるための取組等が行われている。

2. 女性・高齢者等の社会的活動に対する支援

(1) 女性の社会進出の支援

首都圏においては、高度な技術、経験を有し、就業の意欲を持ちながら育児・介護等のため就業を断念せざるを得ない女性が多数居住している。そのような女性の社会進出の支援策の一つである保育所施設数及びその定員数の推移を見ると、平成25年4月時点で、全国の施設数は24,043か所、定員数は2,289,303人となっており、首都圏の施設数は6,500か所、定員数は618,864人となっている（施設数、定員数ともに概数）（図表2-3-5）。

保育所施設等に入ることができない待機児童数は、平成23年以降減少し、平成25年は全国で22,741人、首都圏では12,067人となったが、一方で首都圏の全国におけるシェアは53.1%となり、平成24年から増加した（図表2-3-6）。



注：保育所施設数及び定員数は、H21からH24までは確定数、H25は概数である。

資料：図表2-3-5、図表2-3-6ともに「福祉行政報告例」及び「保育所の状況」（厚生労働省）により国土交通省都市局作成。

(2) 高齢者等の社会参加の支援

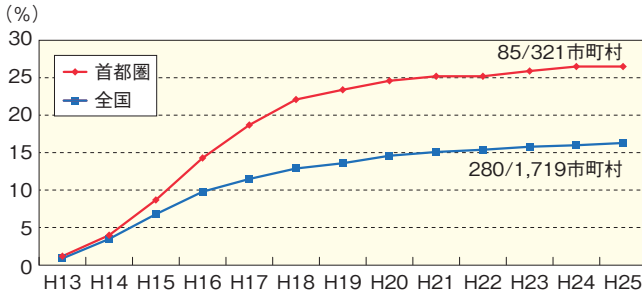
「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するための施策を総合的に推進するため、旧ハートビル法¹⁾と旧交通バリアフリー法²⁾を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）（以下、「バリアフリー法」という。）が平成18年12月に施行された。本法に基づき、市町村³⁾は、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区における旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化に関する基本的事項を記載した基本構想を作成することができることとなっている。首都圏においては、平成26年3月現在で、全市町村の約27%にあたる85市町村が基本構想を作成済みである（図表2-3-7）。

1) ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年法律第44号）の通称。

2) 交通バリアフリー法：「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年法律第68号）の通称。

3) 市町村には、特別区を含む。

図表2-3-7 バリアフリー基本構想の作成市町村の割合



注1：バリアフリー法の施行日（平成18年12月20日）以前は、旧交通バリアフリー法に基づく基本構想の作成市町村数による。

注2：市町村割合は、平成25年1月1日時点の市町村数で計算している。

注3：市町村には、特別区を含む。

資料：国土交通省総合政策局資料より国土交通省都市局作成

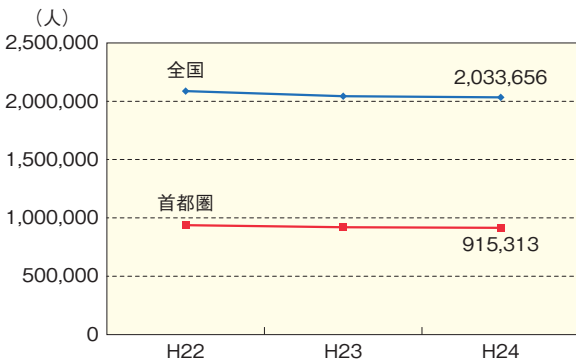
(3) 外国人の活動しやすい環境づくり

平成24年末現在の在留外国人数は2,033,656人で、前年末の外国人登録者数（短期滞在等を除く。）に比べ、13,693人減少した。また、首都圏における在留外国人数は、全国の45%にあたる915,313人であった（図表2-3-8）。

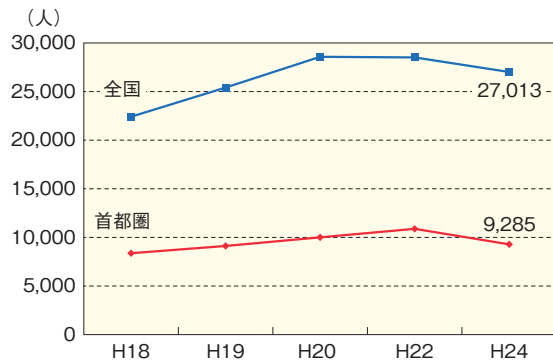
このような状況において、公立小・中・高等学校等に在籍している外国人児童生徒のうち日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、平成24年度は27,013人となり、平成22年度に比べ1,498人減少している。首都圏においては全国の34%にあたる9,285人となり、減少傾向にある（図表2-3-9）。

こうした外国人児童生徒等に対して、日本語指導を行う教員等を配置するとともに、平成25年度より実施している「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）においては、44の自治体が行う公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組を支援している。

図表2-3-8 在留外国人数（外国人登録者数）の推移



図表2-3-9 日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移



注：平成23年までは外国人登録者数（短期滞在等を除く。）を計上していたが、平成24年7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されたことから、平成24年は新しい在留管理制度の対象となる中長期在留者及び特別永住者（これらを合わせて「在留外国人」という。）を計上している。なお、この制度改正により対象範囲が異なることとなったため、在留外国人数と従来の外国人登録者数を単純に比較することはできない。

資料：図表2-3-8は「平成24年末現在における在留外国人数について（確定値）」（法務省）、図2-3-9は「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」（文部科学省）により国土交通省都市局作成

第4節

環境との共生

1. 首都圏の自然環境の状況

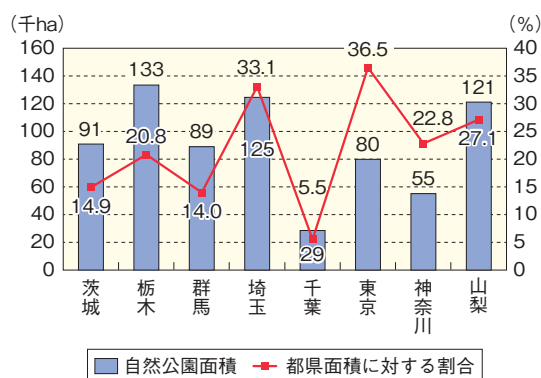
(1) 自然環境の保全・再生

(自然環境保全地域等や自然公園地域等の指定状況)

首都圏の国立公園・国定公園・都県立自然公園を合わせた自然公園の面積は、日光国立公園のある栃木県、富士箱根伊豆国立公園のある山梨県などで大きく、各都県面積に占める割合は、秩父多摩甲斐国立公園を有する東京都が約37%と最も高くなっている(図表2-4-1)。

また、大規模な高山植生や優れた天然林などを指定対象とする自然環境保全地域の面積は、神奈川県自然環境保全地域が約11,236haと最も多い状況となっている。

図表2-4-1 首都圏の自然公園都県別面積(平成25年度)



資料：環境省資料により国土交通省都市局作成

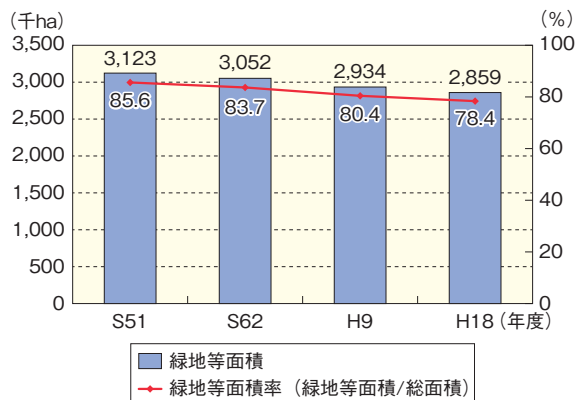
(2) 緑地の保全・創出

①首都圏における緑地の減少

首都圏における平成18年度の緑地等(森林、農地、荒地、河川湖沼海浜)面積は約2,859千ha、首都圏区域面積に対する緑地等面積の割合は78.4%となっている(図表2-4-2)。

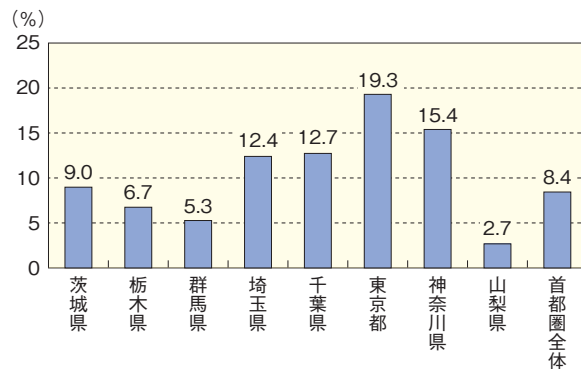
また、都県別に昭和51年度と平成18年度の緑地等面積を比較すると、東京都で19.3%、神奈川県で15.4%、千葉県で12.7%、埼玉県で12.4%それぞれ減少しており、特に1都3県で緑地等の減少率が高くなっている(図表2-4-3)。

図表2-4-2 首都圏の緑地等面積と緑地等面積率



資料：「国土数値情報」(国土交通省国土政策局)により国土交通省都市局作成

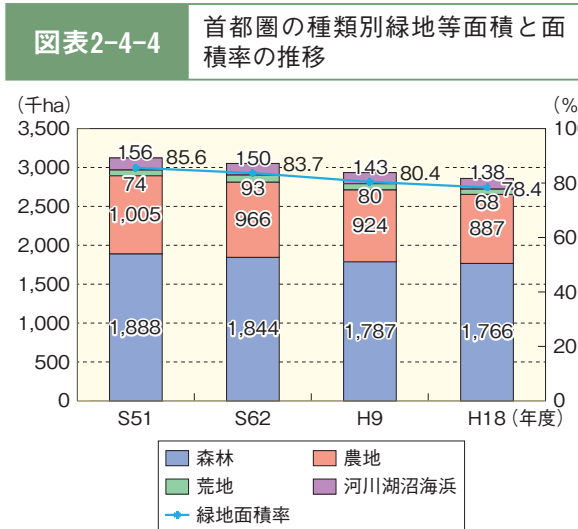
図表2-4-3 首都圏各都県の緑地等減少率(昭和51年度→平成18年度)



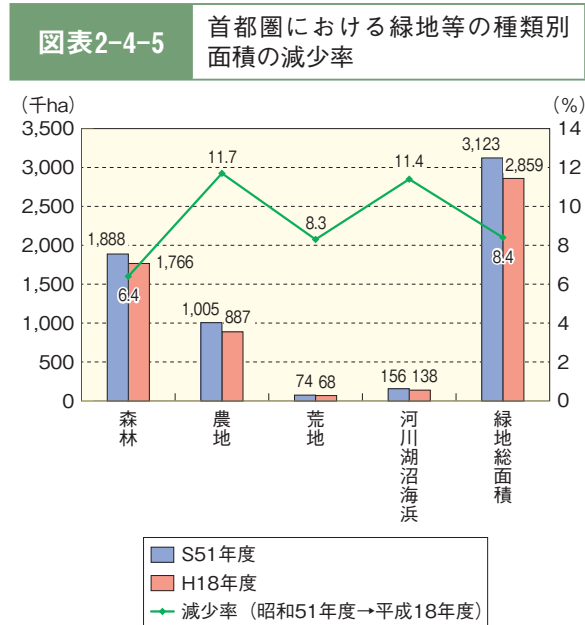
資料：「国土数値情報」(国土交通省国土政策局)により国土交通省都市局作成

②首都圏における緑地等の種類別割合の推移

緑地等の種類別に昭和51年度と平成18年度の緑地等面積を比較すると、森林で6.4%、農地で11.7%、荒地で8.3%、河川湖沼海浜で11.4%それぞれ減少している。種類別では特に森林と農地の減少が著しく、割合では農地と河川湖沼海浜の減少が著しい（図表2-4-4、図表2-4-5）。



資料：「国土数値情報」（国土交通省国土政策局）により国土交通省都市局作成



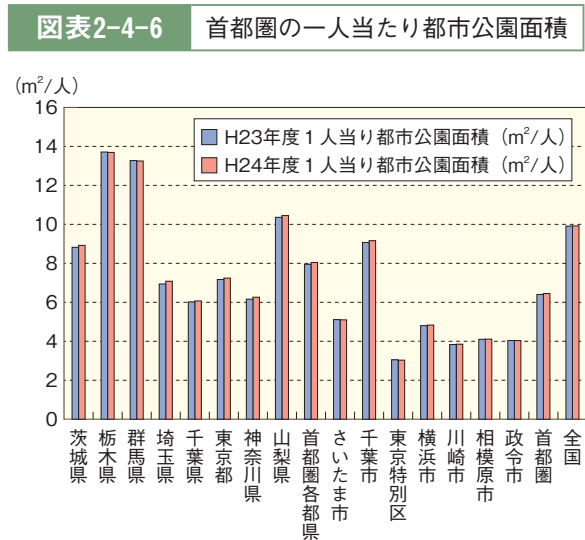
資料：「国土数値情報」（国土交通省国土政策局）により国土交通省都市局作成

③都市公園の整備及び緑地保全の状況

都市公園の整備や都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく特別緑地保全地区等の指定、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づく生産緑地地区の指定等により、都市における緑地の保全や緑化の推進に総合的に取り組んでいる。

平成24年度末の首都圏の都市公園の整備量は、平成23年度末と比較し、面積は約27,226haから約27,562haと約336ha（約1%）増加、箇所数は30,962箇所から31,496箇所と534箇所増加している。また、首都圏一人当たり都市公園面積は、約6.4㎡/人となっている（図表2-4-6）。

しかし、欧米諸国の主要都市と比べると首都圏における都市公園等の整備水準は依然として低く、平成25年度は、引き続き防災や環境問題への対応などの各種政策課題に対応しつつ、都市公園等の整備の推進を図ってきたところである。



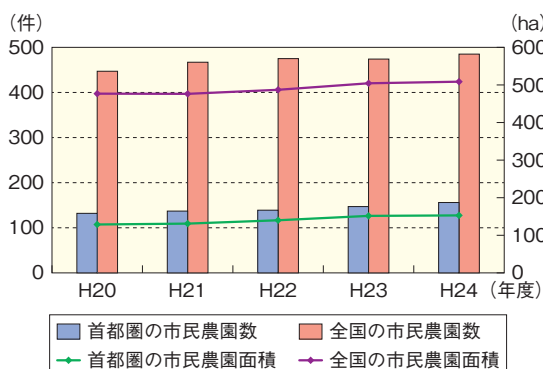
資料：国土交通省資料により国土交通省都市局作成

④市民農園の面積の推移

市民の自然とのふれあいの場として、市民農園の開設が進んでいる。市民農園は、都市住民のレクリエーション活動としての作物栽培の場や都市住民と農村住民との交流の機会を提供するとともに、貴重な自然としての農地の保全・活用に寄与している。

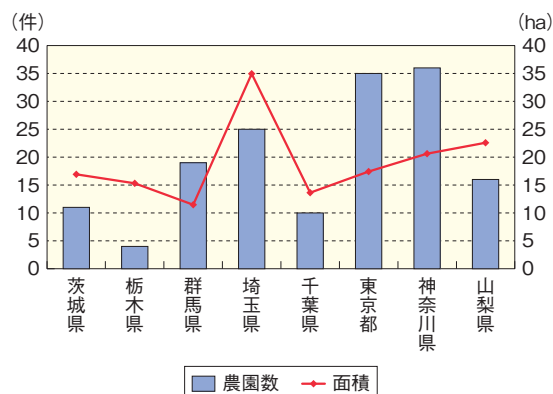
首都圏の市民農園面積は増加を続けてきており、都県別に平成24年度の整備状況を見ると、面積では埼玉県が約35ha、農園数では神奈川県が36件と大きくなっている（図表2-4-7、2-4-8）。

図表2-4-7 首都圏の市民農園の面積推移



資料：「都市緑化施策の実績調査」（国土交通省都市局）により作成

図表2-4-8 平成24年度首都圏内各都県の市民農園面積と農園数



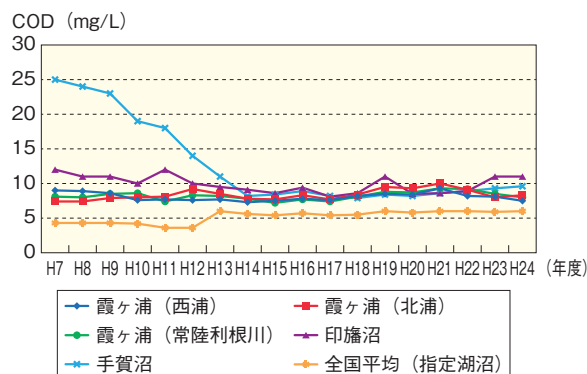
資料：「都市緑化施策の実績調査」（国土交通省都市局）により作成

(3) 水環境・水循環の保全・回復

①首都圏の指定湖沼

首都圏の水質状況（平成24年度）については、河川におけるBOD¹⁾の環境基準達成率²⁾が首都圏全体で約86%となっており、全国の約93%と比較して低い状況である³⁾。また、湖沼においてはCOD⁴⁾の環境基準達成率が、首都圏全体で約59%³⁾と依然低い状況にある。指定湖沼⁵⁾については、手賀沼（千葉県）で平成7年度から水質の改善がみられるものの、霞ヶ浦（茨城県）や印旛沼（千葉県）を含め、いまだに全ての測定地点で環境基準を達成していない状況であり、近年ではCOD値はほぼ横ばいとなっている。（図表2-4-9）。

図表2-4-9 首都圏における指定湖沼の水質状況（COD年間平均値）



資料：「平成24年度公共用水域水質測定結果」（環境省）により国土交通省都市局作成

- 1) BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物を分解するために水中の微生物が消費した溶存酸素量。河川の水質汚濁指標の1つ。数値が低い程、水質が良好であることを示す。
- 2) 環境基準達成率：各水域に指定されている環境の基準が達成されている水域の割合。
- 3) 「平成24年度公共用水域水質測定結果」（環境省）により、国土交通省都市局算出。
- 4) COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物を酸化剤によって酸化する際に消費された酸化剤の量を酸素に換算した値。湖沼及び海域の水質汚濁指標の1つ。数値が低い程、水質が良好であることを示す。
- 5) 指定湖沼：「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年法律第61号）に基づき、環境基準が達成されていない又は達成されないこととなるおそれが高い湖沼であって、水質保全施策を総合的に講ずる必要がある湖沼について指定。

国及び地方公共団体は、引き続き河川環境の整備や下水道の整備等による水質改善対策を実施し、河川や湖沼等の水質改善を推進している。

②東京湾再生に向けた取組

都市再生プロジェクト第三次決定（平成13年12月）を受けて、平成14年2月に関係省庁及び7都県市（平成24年度末時点では横須賀市が加入して9都県市）が東京湾再生推進会議を設置し、平成15年3月に「東京湾再生のための行動計画」を策定した。平成25年5月には、これまでの取組状況とその分析・評価（期末評価）を取りまとめるとともに、これらをふまえた新たな今後10年間の「東京湾再生のための行動計画（第二期）」を策定した。

行動計画では、東京湾再生の目標を『快適に水遊びができ、「江戸前」をはじめ多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する』とし、「東京湾全体でとれる新鮮な魚介類」を「江戸前」と定義し、東京湾再生と「食」とを結びつけ、「江戸前」が豊かに生息する環境を、目指すべき東京湾再生の姿のひとつとして、目標の中に新たに取り入れた。さらに、「東京湾再生官民連携フォーラム（仮称）」を設置することとし、多様な関係者の参画による議論や行動の活発化・多様化を図る等、東京湾の改善に向けた活動や行動の輪を広げるための計画を策定した。

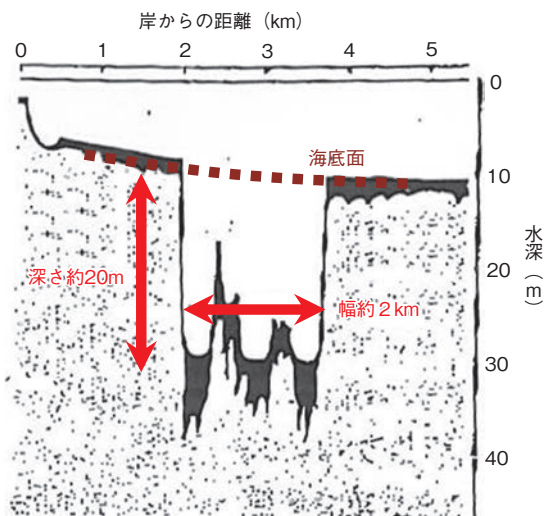
関係省庁及び9都県市は同計画に基づき、陸域汚濁負荷削減、海域における環境改善対策、モニタリング等の施策を推進している。

国土交通省では、平成25年度において、東京湾再生のための行動計画に基づき、以下のような取り組みを推進しているところである。

（浚渫土砂等の有効活用）

東京湾奥部においては、過去の大規模な土砂採取の跡である深掘部が点在している。深掘り部は、青潮発生の原因の一つと考えられている貧酸素水塊の発生場所となっているため、湾内の港湾整備等により発生した浚渫土砂を、埋め戻しに活用している（図表2-4-10、2-4-11）。

図表2-4-10 深掘り部の断面図



資料：国土交通省港湾局

図表2-4-11 東京湾の青潮

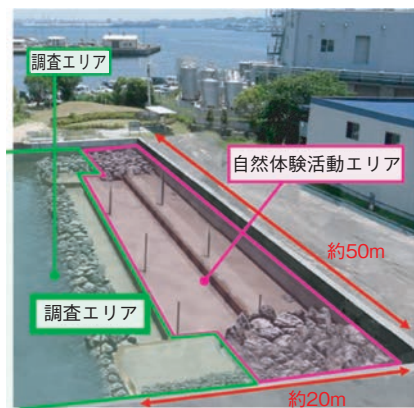


資料：国土交通省港湾局

(生物共生型護岸の整備)

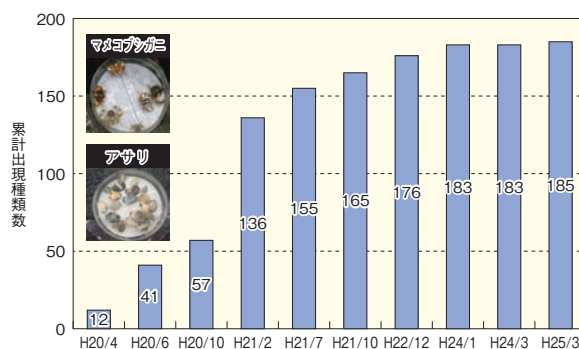
横浜港において、階段状の人工干潟・磯場（潮彩の渚）（図表2-4-12）の整備を推進しているところであり、生物種が着実に増加し（図表2-4-13）、良好な生物生息環境の場として、研究機関等との連携による環境改善効果の検証やNPO等による自然体験活動・環境学習活動の実践の場となっている。

図表2-4-12 潮彩の渚



資料：国土交通省港湾局

図表2-4-13 横浜港において確認された生物種類の推移



資料：国土交通省港湾局

東京港運河域における護岸整備にあたり、水生生物に配慮したミニ干潟やカニ護岸等の整備を実施。潮だまりでは、ハゼ、ウナギ、エビ等多数の幼稚魚を確認され、また環境学習の場としても活用されている（図表2-4-14、2-4-15）。

図表2-4-14 掘込み式の潮だまり



資料：東京都港湾局、国土技術政策総合研究所

図表2-4-15 市民参加型の生き物調査



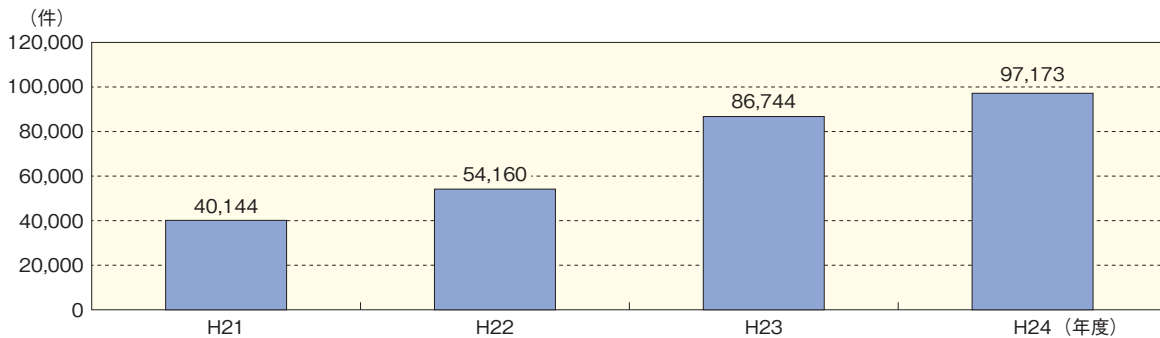
2. 環境負荷の低減

(1) 新エネルギー等

(住宅用太陽光発電システムの導入拡大)

太陽光発電は、エネルギー自給率の低い我が国の純国産エネルギーとして、また、低炭素社会の形成や太陽電池関連産業による雇用の創出や地域経済の活性化などの観点から、その導入拡大が期待されている。首都圏においても、平成21年に国が余剰電力の買取制度を開始して以降、住宅用太陽光発電システムは着実に増加を続けている（図表2-4-16）。

図表2-4-16 首都圏における住宅用太陽光発電補助金申請（件数）



資料：「住宅用太陽光補助金申込受付件数」（(一社)太陽光発電普及拡大センター）より国土交通省都市局作成

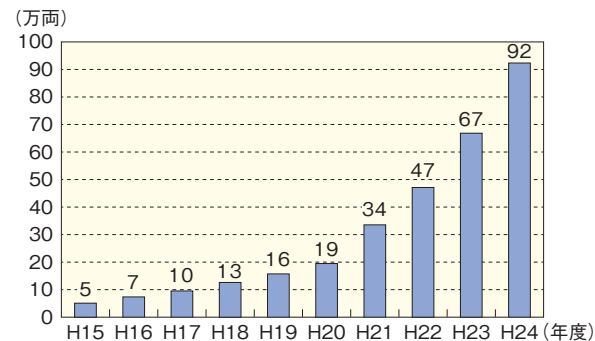
(2) 交通分野における取組

(次世代車の普及拡大)

我が国の二酸化炭素総排出量のうち約2割が運輸部門からであり、そのうち約9割が自動車から排出されている。環境負荷の少ない自動車社会の構築に向け次世代車の普及拡大が進められている。

首都圏の次世代車（ここでは、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、ハイブリッド自動車をいう。）保有台数は増加を続けており、そのうちハイブリッド自動車はその大半を占めている（図表2-4-17、2-4-18）。

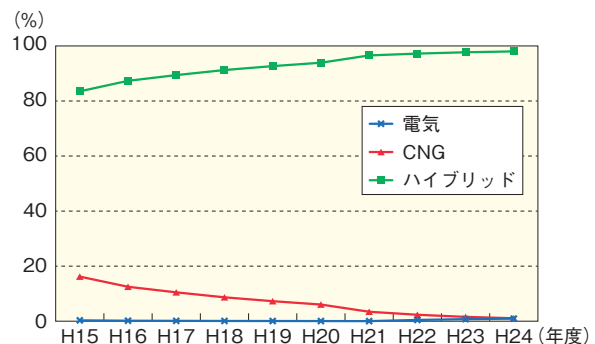
図表2-4-17 首都圏の次世代車の保有台数



注：次世代車＝電気自動車、CNG(圧縮天然ガス)自動車、ハイブリッド自動車

資料：「自動車保有車両数」（(一財)自動車検査登録情報協会）により国土交通省都市局作成

図表2-4-18 首都圏の次世代車別の保有台数割合



資料：「自動車保有車両数」（(一財)自動車検査登録情報協会）により国土交通省都市局作成

第5節

安全・快適で質の高い生活環境の整備

1. 安全、安心の確保

(1) 震災対策

① 帰宅困難者対策における取組状況

平成23年9月に、内閣府及び東京都は、首都直下地震発災時における帰宅困難者等対策について、東日本大震災の教訓を踏まえ、国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題について検討するための協議会を設置した。本協議会では、具体的課題や取り組みについて検討するための幹事会、また幹事会の下に「帰宅困難者等への情報提供体制」、「帰宅困難者等への支援体制」及び「駅前滞留者対策及び帰宅困難者等の搬送体制」も3つの課題について検討するためのワーキンググループを設置し、平成24年9月に最終報告が取りまとめられた。平成25年には、残された課題や新たに顕在化する課題について情報を共有するとともに、各機関における帰宅困難者等対策に係る調整や情報交換を行うことを目的として、「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置した。

九都県市首脳会議（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、九都県市内において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、九都県市の相互連携と協力のもと、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、平成2年6月から災害時相互応援に関する協定を締結し、相互応援体制を確保している。

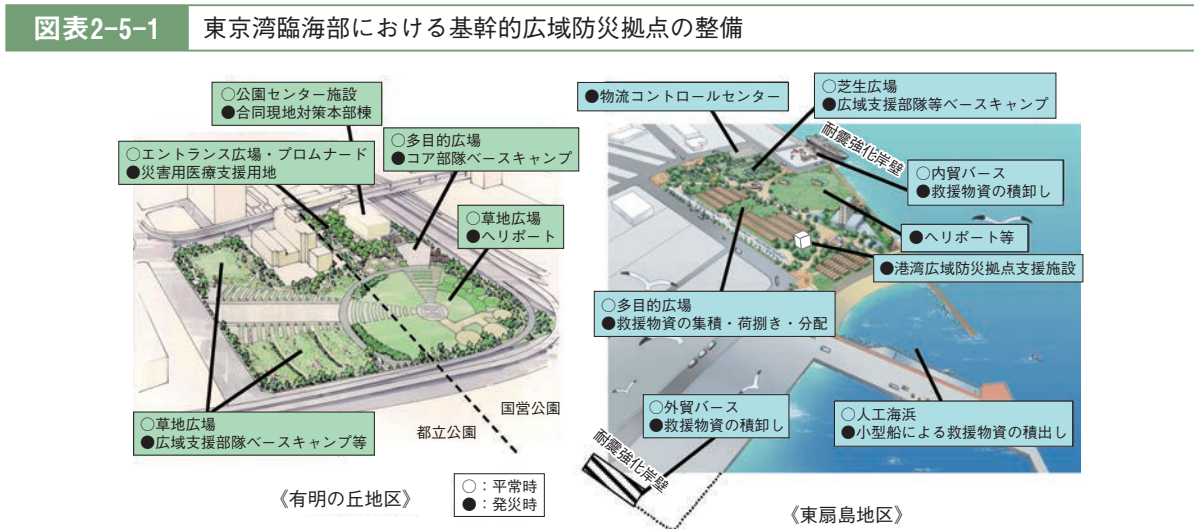
一方、「帰宅困難者」の徒歩帰宅を支援するため、九都県市では、コンビニエンスストアやファーストフード店、ファミリーレストランと、さらに1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）では、ガソリンスタンド等の事業者の協力を得て「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、この協定に基づき平成17年8月から「災害時帰宅支援ステーション」を設置することとしている。災害時帰宅支援ステーションでは、①水道水の提供 ②トイレの使用 ③地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供など、可能な範囲で協力することになっている。

また、日本赤十字社東京都支部は、地域赤十字奉仕団や救護ボランティアなどにより、徒歩帰宅者への支援活動（簡単な応急手当・水分の補給・休憩など）を目的とした「赤十字エイドステーション」開設事業を推進しており、東京都地域防災計画における帰宅支援対象道路沿いに30箇所を設置する予定である。

② 広域的防災体制の構築に向けた国及び都県の整備状況

都市再生プロジェクト第一次決定（平成13年6月）を受け、首都圏において大規模な地震等による甚大な被害が発生した際に、広域的な防災活動の核となる基幹的広域防災拠点の整備を東京湾臨海部において行っており、内閣府等との運用体制の強化を進めつつ、東扇島地区は平

成20年度に供用を開始し、有明の丘地区は平成22年7月に東京臨海広域防災公園の供用を開始した（図表2-5-1）。



資料：国土交通省

また、発災時に迅速かつ効率的な緊急物資輸送を行うため、東扇島地区において、応急復旧訓練や緊急物資輸送訓練を行い、関係行政機関や民間事業者との連携強化を図っている。

③密集市街地の現状及び整備状況

老朽化した木造住宅が密集し、細街路が多く公園等のオープンスペースの少ない密集市街地では、地震時に家屋の倒壊や大火等の発生、さらには消火・避難・救助活動の遅れ等により重大な被害を受ける危険性が極めて高く、早急な整備改善が課題になっている。

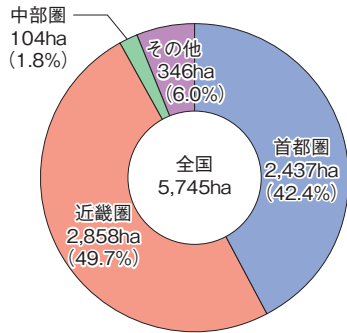
国土交通省では、「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」（約8,000ha(平成13年)）の状況を、都道府県及び政令指定都市の協力を得て詳細に把握し、その結果を平成15年7月に公表した。

このような密集市街地の安全性確保のため、平成19年1月には、第十二次の都市再生プロジェクトとして、密集市街地整備の取組を加速することが決定され、危険な密集市街地のリノベーションを戦略的に推進するため、平成19年3月に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」（平成9年法律第49号）を改正した。

こうしたなか、密集市街地については、平成23年3月に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）において、従来の延焼危険性の指標に加え、避難の困難性、つまり、地区内閉塞度や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」（約6,000ha(平成22年)）について、平成32年までにおおむね解消（最低限の安全性を確保）することとしている。

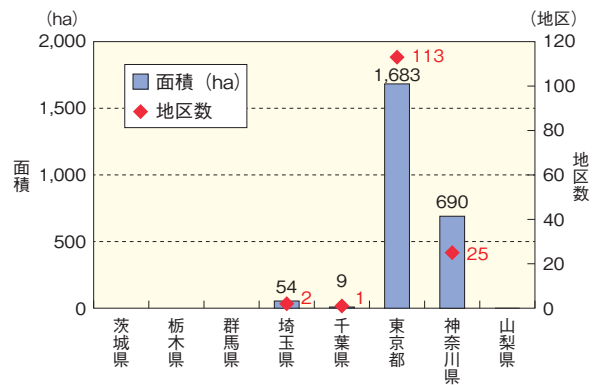
このため、国土交通省では、全国の市区町村を対象に調査を実施し、その地区数及び面積を平成24年10月に公表したところである。平成24年3月1日時点では、首都圏に全国の約42%にあたる2,437haの「地震時等に著しく危険な密集市街地」が存在している（図表2-5-2、2-5-3、2-5-4）。

図表2-5-2 全国における「地震時に著しく危険な密集市街地」の分布状況(H24)



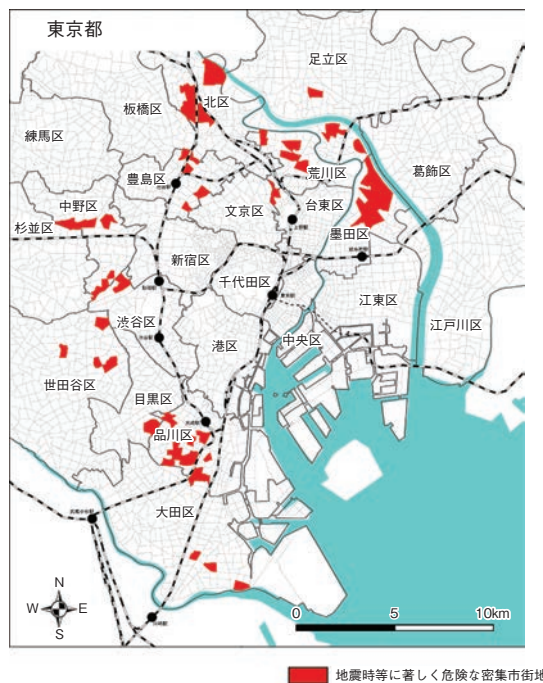
注：内訳の合計が100%とならないのは、数値の四捨五入の関係による。
資料：国土交通省

図表2-5-3 首都圏における都県別の「地震時に著しく危険な密集市街地」の状況(H24)



資料：図表2-5-3、2-5-4ともに国土交通省

図表2-5-4 東京都の「地震時に著しく危険な密集市街地」の区域図(H24)



■ 地震時に著しく危険な密集市街地

首都圏における「地震時等に著しく危険な密集市街地」の過半が存在する東京都では、木造住宅密集地域の中でも防災上危険な整備地域¹⁾等の整備方策を定めた「防災都市づくり推進計画」を平成22年1月に改定した。平成24年1月には「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針を策定し、整備地域における不燃領域率²⁾を既定計画より5年前倒し平成32年度までに70%に引き上げ、その実現を目指して地区毎の整備プログラムを定めることとしている(図表2-5-5)。なお、平成25年12月までに、18地区が指定された。

1) 整備地域：地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域で、28地域、約7,000haが定められている。
2) 不燃領域率70%：不燃領域率が70%を超えると、市街地の焼失率はほぼ0となる。

図表2-5-5 防災都市づくり推進計画図



資料：東京都

また、住宅市街地総合整備事業、都市防災総合推進事業等により、老朽建築物等の除却・建替え、道路・公園等の防災上重要な公共施設の整備等が総合的に行われ、密集市街地の整備改善が図られているところである。住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の実施状況をみると、実施地区については、首都圏では東京都が約8割を占めている（図表2-5-6）。

図表2-5-6 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の実施状況

地域	地区数
首都圏	81地区
東京都	65地区
近隣3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）	15地区
周辺4県（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）	2地区
全国	148地区

注：平成25年度実績値である。
資料：国土交通省

（2）治山治水等

①治山事業

平成24年の首都圏における山地災害の発生状況は77箇所（図表2-5-7）となっており国土の保全、水源のかん養等の森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、必要に応じ治山施設を設置しつつ、崩壊箇所における森林の再生や機能の低下した森林の整備等を推進する治山事業に取り組んでいる。

図表2-5-7 首都圏における山地災害発生状況（平成24年）

(単位：百万円)

	合計		林地荒廃		治山施設	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
茨城県	20	142	9	98	11	44
栃木県	37	440	33	380	4	60
群馬県	16	224	16	224	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0
千葉県	4	18	1	4	3	14
東京都	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0
合計	77	824	59	706	18	118

資料：「森林・林業統計要覧」（農林水産省）により国土交通省都市局作成

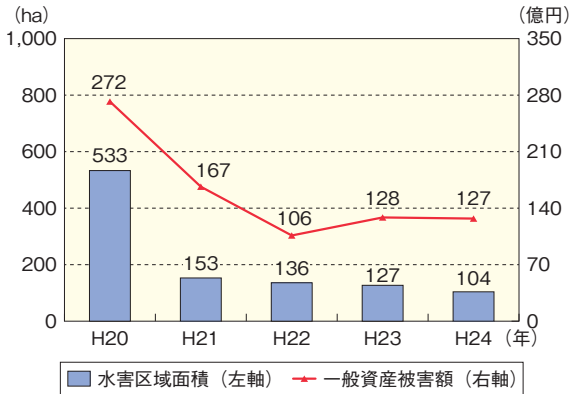
②治水事業

（首都圏の水害被害）

首都圏は、人口や資産が高密度に集中しているため、洪水氾濫に対する潜在的な危険性が極めて高い。これまでに治水施設の整備を進めてきたことにより、近年は、水害区域面積、一般

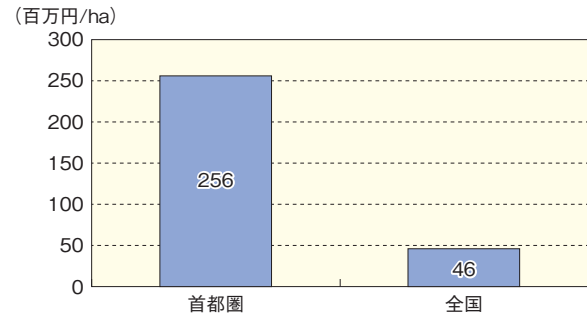
資産被害額は減少傾向にあるが（図表2-5-8）、水害密度³⁾に関しては全国と比較して平成24年においては、約6倍（図表2-5-9）と高い。

図表2-5-8 首都圏の水害被害の推移
(過去5箇年平均)



注1：経年比較のため平成18年価格にて算出
 注2：一般資産被害額、水害密度は営業停止損失分を含む
 注3：値は過去5箇年の平均値
 資料：図表2-5-8、2-5-9ともに「水害統計」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

図表2-5-9 平成24年水害密度の比較



(首都圏の治水対策)

予防的な治水対策として築堤、河道掘削、地下調整池等の治水施設の整備や、水位・雨量情報、洪水予測等の防災情報の高度化を図るなど、ハード・ソフト一体となった対策を推進している。また、流域に人口・資産等が集中している利根川、荒川、江戸川においては、堤防拡幅等による堤防強化対策を実施しており、また、流域一体となった総合的な治水対策として、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が協働して流域水害対策を推進している。高潮災害に対しては、海岸堤防、水門、排水機場の整備や高潮ハザードマップの整備等が進められている（図表2-5-10）。

図表2-5-10 首都圏のハザードマップ公表状況
(平成26年5月9日時点)

	市区町村数	洪水	内水	高潮	津波	土砂災害	火山
茨城県	44	41	4	1	9	20	0
栃木県	26	24	0	0	0	14	1
群馬県	35	18	0	0	0	5	3
埼玉県	63	49	7	0	0	6	0
千葉県	54	47	19	3	18	12	0
東京都	39	42	29	0	3	8	2
神奈川県	33	29	7	1	14	11	1
山梨県	27	12	2	0	0	10	6
合計	321	262	68	5	44	86	13

資料：「国土交通省 ハザードマップポータルサイト」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

(局地的な大雨や集中豪雨への対策)

近年、局地的な大雨や集中豪雨により、洪水被害や水難事故等が多発している。これらの対策として、高分解能・高精度な降雨観測が可能である「XバンドMP(マルチパラメータ)レーダ」が、平成22年7月から、豪雨時の避難行動や防災活動等に資するため、降雨観測情報の一般配信を開始した。首都圏においては、平成25年9月より新たに3基が運用を開始し、合計5基が運用されている。また、このレーダから得られるデータを活用した技術研究開発の推進のため産学官によるコンソーシアムを設置し、XバンドMPレーダの機能を最大限活用するとと

3) 水害密度：宅地等が水害により被った単位浸水面積当たりの一般資産被害額。

もに、既存レーダとも連携して、局地的な大雨などの予測技術の開発やさらなる洪水予測の高度化を図っている。

首都圏における自治体の取組では、練馬区において、平成2年に「練馬区総合治水計画」を策定し、雨水の流出を抑える「流域対策」として雨水流出抑制施設の整備、指導などに取り組んできたが、近年、東京都区部で局所的な集中豪雨が頻発していることから、集中豪雨による被害軽減の取り組みを強化するため、東京都豪雨対策基本方針等を踏まえ、10年後の目標を新たに設定し、区と区民が一体となり水害対策を一層進めるため、平成24年3月に練馬区総合治水計画を改定している。

(ダム事業の検証)

平成22年9月に、全国の83のダム事業を対象として、国土交通大臣から検討主体（関係各地方整備局等、(独)水資源機構、関係各道府県）に対し、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示又は要請を行った。これは、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」における討議を経て取りまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、指示又は要請を行ったものであり、あわせて、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を通知した。これらに基づき、各検討主体において、「関係地方公共団体からなる検討の場」の設置、複数の治水対策案の立案、各評価軸による評価等が進められている。

平成26年3月現在で63のダム事業について検証が終了し、うち継続が43事業、中止が20事業となっている。

(首都圏大規模水害対策協議会)

平成24年9月に中央防災会議において決定された、首都圏大規模水害対策大綱を踏まえ、構成員間で共通的な対応方針等の合意形成を図り、それに基づく各構成員の取組みに係る情報を共有するとともに、相互に連携・協働して取り組むべき課題について検討すること等により、利根川、荒川の洪水氾濫や東京湾の高潮浸水による大規模な水害に対し、広域的に整合性がとれた避難や復旧等の対応がとれるようにすることを目的として、首都圏大規模水害対策協議会が設置された。

2. 良好な市街地や住宅・住環境整備等による魅力ある居住環境の整備

(1) 再開発の推進とニーズに応じた良質な宅地の供給

都市における土地の合理的かつ健全な高度利用や公共施設の整備改善及び周辺部における計画的な新住宅市街地の開発整備などを行うため、土地区画整理事業、市街地再開発事業などの取組が進められている（図表2-5-11）。

図表2-5-11 首都圏の再開発等の取組地区数（平成23年度実績）

	土地区画整理事業	市街地再開発事業
首都圏計	428地区	69地区
東京都	63地区	42地区
近隣3県	221地区	25地区
周辺4県	144地区	2地区

資料：国土交通省（都市計画現況調査）

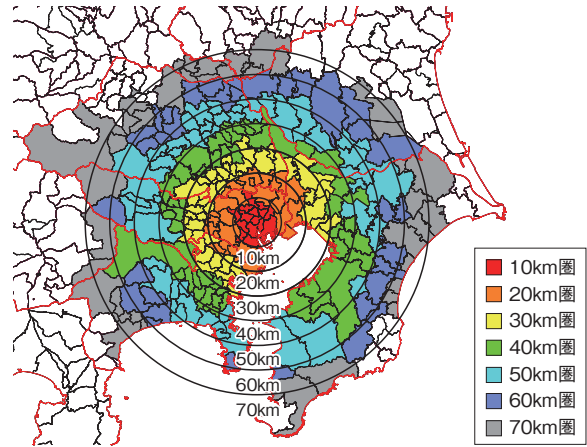
(2) 住宅及び住環境の整備

①住宅のストックの動向

(距離別の住宅供給状況)

東京70km圏内における平成2年から平成25年までの累計着工戸数は約980万戸となっており、一戸建の持家（戸建持家）、一戸建の分譲住宅（戸建分譲）の戸建型が全体の約36%を占める一方、共同建の貸家（共同貸家）、共同建の分譲住宅（共同分譲）の共同型が約58%と、共同型の占める割合が大きい（図表2-5-13）。

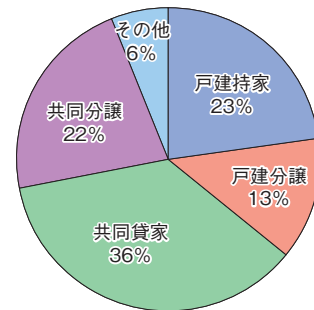
図表2-5-12 東京70km圏内の市区町村



図表2-5-13 70km圏内における利用関係・建て方別の累計住宅着工戸数（平成2～25年の累計）

(単位：戸)

	一戸建	長屋建	共同	合計
持家	2,212,109	17,010	34,804	2,263,923
貸家	56,239	359,360	3,493,974	3,909,573
給与住宅	9,576	4,413	120,434	134,423
分譲住宅	1,306,433	11,552	2,176,470	3,494,455
合計	3,584,357	392,335	5,825,682	9,802,374



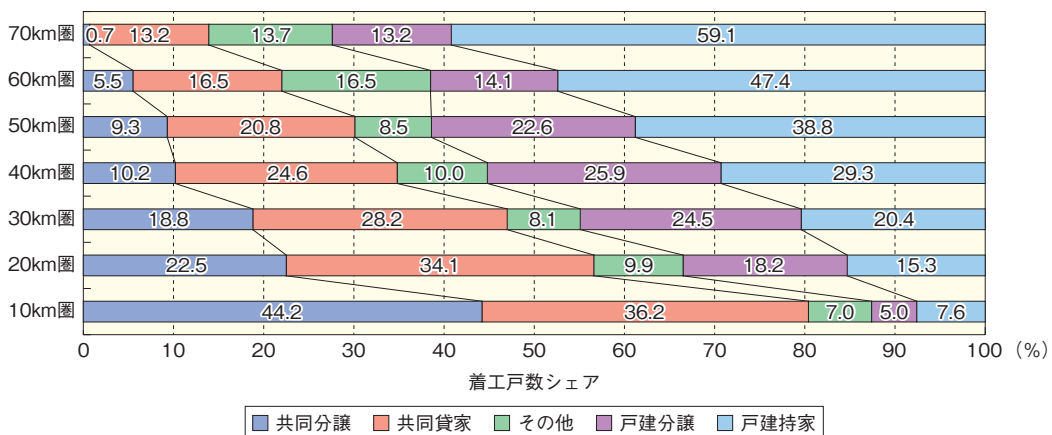
注1：「給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。

注2：網掛け部を、右図中の「その他」の住宅型に分類した。

資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

また、距離圏別の住宅型毎のシェアを見ると、東京都心から遠ざかるほど戸建持家のシェアが大きくなる一方、都心に近づくほど共同分譲のシェアが大きくなっており、平成25年では、10km圏における着工戸数の約44%が共同分譲となっている（図表2-5-14）。

図表2-5-14 距離圏別の住宅型毎のシェア（平成25年）



資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

(住宅の築年別分布状況)

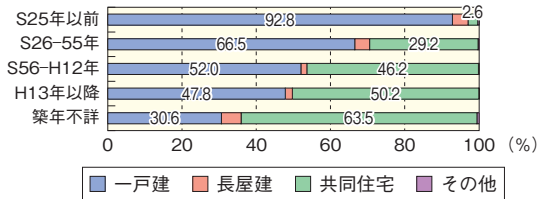
住宅の築年別分布について、建て方別に全国と首都圏を比較すると、首都圏では共同住宅の

割合が高く、全国では一戸建の割合が高くなっている。

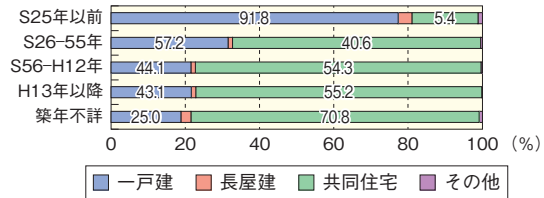
また、昭和55年以前に建築された築30年以上の住宅について見ると、昭和26～55年の間に建築された共同住宅の割合は全国29.2%に対し、首都圏は40.6%となっている。

なお、東京都区部においては、その割合が66.8%と更に高くなっている（図表2-5-15、2-5-16、2-5-17）。

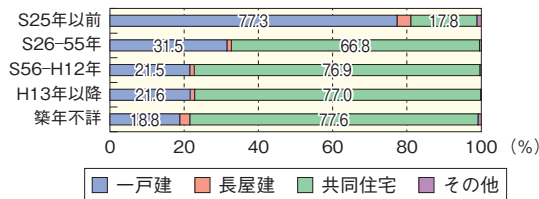
図表2-5-15 住宅の建て方別建築年の状況 (全国)



図表2-5-16 住宅の建て方別建築年の状況 (首都圏)



図表2-5-17 住宅の建て方別建築年の状況 (東京都区部)

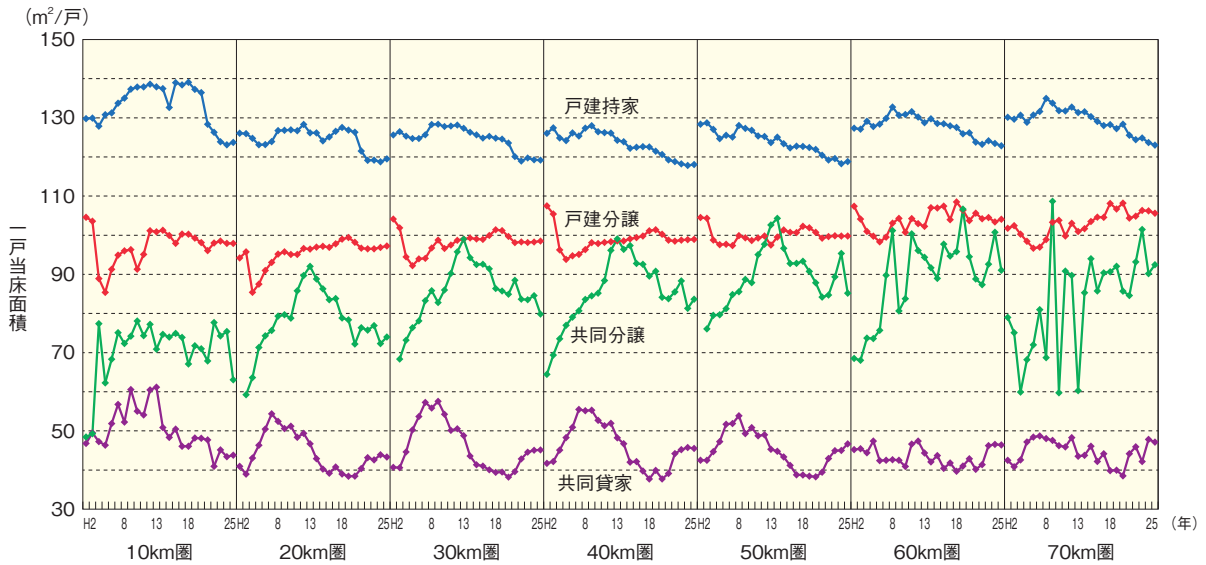


資料：「平成20年住宅・土地統計調査」（総務省）より国土交通省都市局作成

(住宅床面積の変化)

一戸当たりの住宅床面積をみると、戸建持家は、平成24年は前年に比べおおむね横ばいとなっている。戸建分譲は、平成2年～5年頃に大幅に減少して以降、一部圏域を除きおおむね横ばいとなっている。共同分譲は、特に20～60km圏域において一時大幅に増加して以降減少傾向が続いてたが、近年では一部圏域を除き増加している。共同貸家は、特に10～50km圏域において一時大幅に増加した後、減少基調となっていたが近年では10km、70km圏域を除いて増加傾向である（図表2-5-18）。

図表2-5-18 住宅一戸当たり床面積の推移



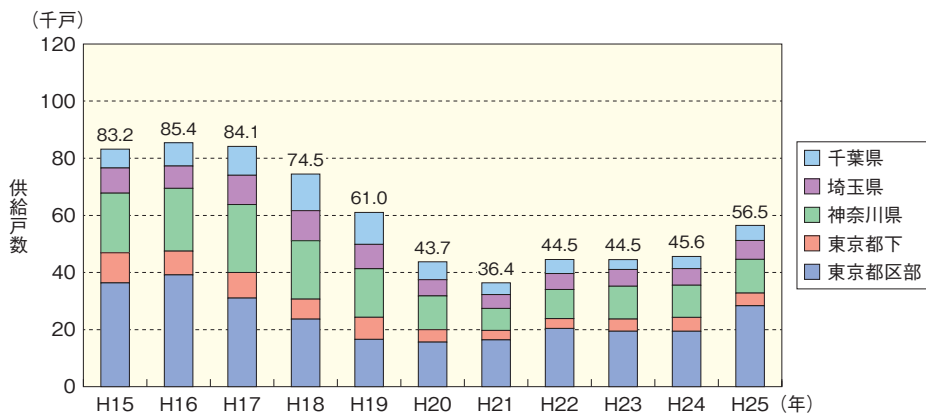
資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

②分譲マンションの供給動向

今後、建築後相当の年数を経た分譲マンション等の急増が見込まれる中で「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を活用した建替え事業は首都圏で平成24年10月までに53件の実績となっている。

東京圏における分譲マンションの供給動向は近年景気後退等の影響から減少が続いていたが、平成22年に6年ぶりに前年比で増加し、平成25年は約5万7千戸であった（図表2-5-19）。

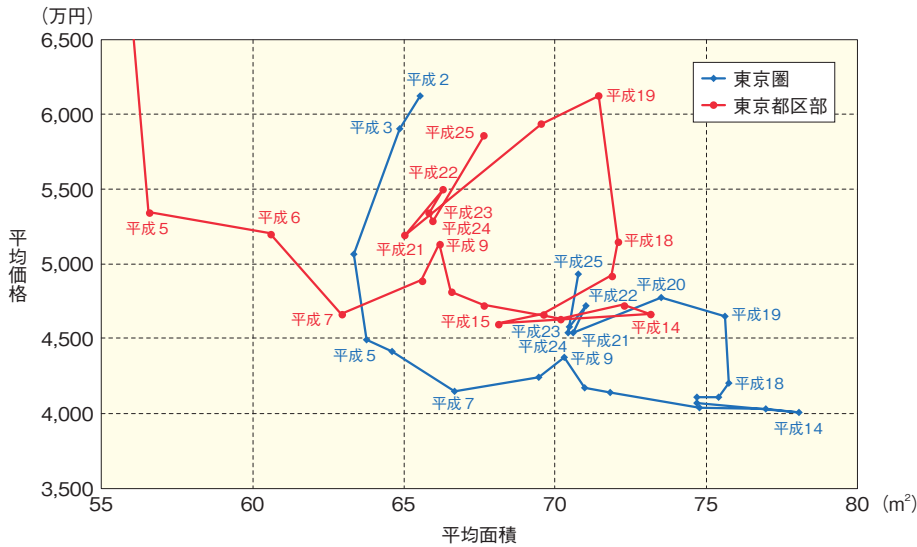
図表2-5-19 東京圏におけるマンション供給戸数の推移



資料：(株)不動産経済研究所資料により国土交通省都市局作成

また平成25年の東京圏及び東京都区部の平均販売価格は前年を上回った（図表2-5-20）。

図表2-5-20 分譲マンション平均価格・面積の推移



注：東京都区部の平成4年以前データは、6,500万円超で、平成4年は6,941万円、56㎡である。
資料：(株)長谷工総合研究所資料により国土交通省都市局作成

③高齢者向け住宅の供給状況

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯の居住の安定を確保することが重要な課題となっている。

このため、平成23年4月に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を改正し、厚生労働省との共同により、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、同年10月に施行した。

平成26年3月末時点において、全国で4,555棟146,544戸、首都圏で1,158棟38,486戸の登録がなされている。

(3) 居住環境の整備

①良好な都市景観の創出

良好な景観形成への取組を総合的かつ体系的に推進するため、平成16年に制定された「景観法」(平成16年6月18日法律第110号)においては、景観計画を景観行政団体が策定することとされている。同法に基づく景観行政団体は、都道府県、政令指定都市、中核市及び都道府県知事とあらかじめ協議した上で、景観法に基づく景観行政に係る事務を処理する市町村であり、平成25年9月30日現在、全国に598団体存在し、そのうち399団体が景観計画を策定している。なお、首都圏においては、154の景観行政団体のうち105団体が景観計画を策定している。

国土交通省においては、良好な景観形成に向けた取組を推進しており、平成3年度から実施されている都市景観大賞(主催「都市景観の日」実行委員会)を支援している。

平成23年度からは、公共的空間と建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、市民に十分に活用されている地区を対象にした「都市空間部門」及び景観に関する教育等に取り組んでいる活動を対象にした「景観教育・普及啓発部門」の表彰を実施している。

平成25年度都市景観大賞「都市空間部門」の「優秀賞」には、首都圏から日立駅周辺地区が

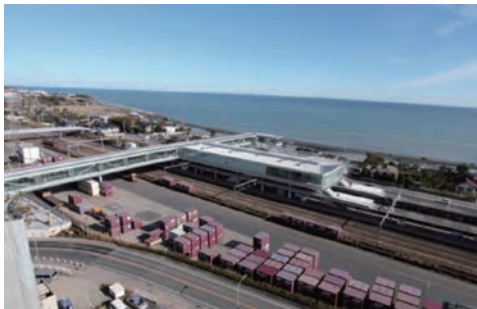
選ばれた。鉄道事業者が事業主体である駅舎整備と日立市が関連する都市施設整備・民間施設誘導に関して、全体を統括するデザイン監修者を選定した上で、関係者が一堂に会するデザイン調整会議を設置・運営して、一体的に整合のとれた景観を実現することに成功したことが高く評価されている。(図表2-5-21)。

図表2-5-21 日立駅周辺地区の概要

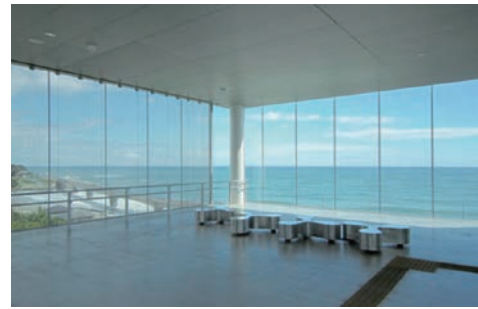
【地区の概要】

当地区はJR常磐線日立駅とその周辺を含む地区である。都市拠点性の強化及び交流人口の拡大を図るため、日立駅舎改築及び周辺地区整備を進めてきており、東日本大震災を乗り越え、平成23年4月、日立市の新しい玄関口となる日立駅が誕生した。日立駅自由通路と橋上駅舎は、周辺環境になじむよう高さを低く抑え、平面的に広がりながら、自由通路東西口の公共施設や駅前広場へと繋がりが、一体的なまとまりを作り上げている。建物全面は透明なガラススクリーンに覆われ、他には類を見ない至る所から太平洋を一望できる開放的で魅力ある空間を創出している。

整備にあたって日立市は、鉄道事業者が事業主体である駅舎の整備と自由通路を始め日立市が行う関連する都市基盤整備及び民間施設誘導等について、一体的で整合のとれたデザインによる景観形成を行い、まちの顔にふさわしい都市空間を実現するため、「デザイン監修者(妹島和世氏)」を位置付けた。デザイン監修者が設計から工事に至るまで全ての事業に関わることにより、建築と土木を融合した連続性、一体感のあるデザインの実現に至った。その結果、単なる通過点であった駅が、多様な交流を育む交流拠点として、訪れた人々の記憶に残り、明日への生きる活力を与える場所となった。



山側と海側をつなぐ自由通路と橋上駅舎。日立の青い海と大きな空。周辺環境になじむよう高さを低く抑え、一体的な空間を創出する。



自由通路の東側突当りの展望スペース。視界を遮ることなく海を一望できる。自由通路東側先端からの眺めは圧巻であり、いつでも、人々が滞留している。

資料：「平成25年度都市景観大賞「都市空間部門」受賞地区の概要及び「景観教育・普及啓発部門」受賞団体の活動の概要(平成25年5月)」(「都市景観の日」実行委員会)

②教育・文化施設の整備

学校は、児童生徒等の学習・生活の場であり、生涯学習活動や高齢者をはじめとする地域住民の交流など多様な活動の拠点であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす施設となっている。このため、児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を確保することに加え、地域住民の安全と安心の確保にも資することを目的として、地方公共団体の創意工夫を活かしながら、学校をはじめとする教育・文化施設の整備を推進している。

③都市公園等の整備

都市公園等は、国民の多様なニーズに対応するための基幹的な施設であり、避難地等となる防災公園の整備による安全・安心な都市づくり、少子・高齢化に対応した安心・安全なコミュニティの拠点づくり、循環型社会の構築、地球環境問題への対応に資する良好な自然環境の保全・創出、地域の個性をいかした観光振興や地域間の交流・連携のための拠点づくり等に重点を置き、国営公園、防災公園等の整備や古都及び緑地の保全を効率的かつ計画的に実施している。

④保健・医療・福祉施設の整備

少子高齢化は首都圏においても今後急速に進行することが予想されており、これに対応した首都圏の整備が必要となる。

首都圏における医療施設について、人口10万人当たりで見ると、平成24年の施設数は139箇所となっており、全国平均の139箇所と同水準である。また、病床数では986床と全国平均の1,336床を大きく下回っており、特に、東京圏は940床で、その傾向は顕著である。

首都圏における社会福祉施設等について、人口10万人当たりで見ると、平成24年の社会福祉施設等の総数は33箇所、定員数は1,932人と、全国平均の44箇所、2,401人を大きく下回っている。さらに、社会福祉施設等のうち老人福祉施設について、65歳以上人口10万人当たりで見ると、全国平均の17箇所、509人に対し、首都圏は12箇所、315人と大きく下回っている。

以上のように、首都圏における保健・医療・福祉施設の整備は、今後も引き続き推進する必要がある。

⑤農山村地域の整備

(集落機能の低下に対する取組)

首都圏の農山村地域は、過疎化・高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、農地や農業用水等の資源の保全管理が困難になってきている。そのような状況の中、首都圏の農山村地域では、「農地・水保全管理支払交付金」を通じて、平成26年1月時点、1,503の活動組織が、約9万ha(図表2-5-22)で農地や農業用水等の資源を保全・向上させる取組を行っている。

図表2-5-22 首都圏における農地・水保全管理支払交付金の取組状況

	活動組織数		取組面積 (ha)	
	25年度	24年度	25年度	24年度
茨城県	335	299	18,887	16,808
栃木県	318	332	27,414	28,103
群馬県	191	193	12,698	12,818
埼玉県	179	186	5,873	6,127
千葉県	306	285	20,205	18,991
神奈川県	18	18	682	674
山梨県	156	144	6,768	6,554
首都圏	1,503	1,457	92,527	90,075
全国	19,020	18,662	1,476,417	1,455,049

注1：取組面積は、都道府県別面積の小数点以下の四捨五入のため、合計値と一致しない。

注2：平成25年度は、平成26年1月31日現在でとりまとめた見込み値。
資料：「農地・水保全管理支払交付金の取組状況」(農林水産省)により国土交通省都市局作成

(二地域居住の取組)

近年、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い多様なライフスタイル・ワークスタイルの選択が可能になってきており、大都市居住者の地方圏・農山漁村への居住など住まい方の多様化、テレワークなど働き方の多様化などの動きなどがみられる。

中でも、都市住民が農山漁村等の他の地域にも同時に生活拠点を持つなどのライフスタイルである「二地域居住」については、地域社会や個人のライフスタイルにおいて多様な選択、働き方、住まい方、学び方等を実現することを通し、地域の活性化につながると期待されることから、その促進を図ることは重要な課題である。

このため、民間事業者や地域が主体的に取り組む環境を整えることを目的として、二地域居住等に関する国や地方公共団体の支援策や取組について情報発信を行っている。

第6節

将来に引き継ぐ社会資本の整備

1. 交通体系の整備

(1) 陸上輸送に関する状況

① 高規格幹線道路の整備等

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域や災害に脆弱な地域等において、国土のミッシングリンクの早期解消に取り組むとともに、定時性などネットワークの質を高めるため、大都市周辺におけるボトルネック箇所への集中的対策や通過交通の排除による都市中心部の慢性的な渋滞の解消に資する首都圏3環状の整備を推進している。また、主要な空港・港湾・鉄道駅と高速道路等を結ぶアクセス道路の現状の再点検等を行い、環状道路の整備等による道路ネットワークの強化により、空港・港湾・鉄道駅へのアクセスの向上を図っている。

具体的には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、平成26年4月には稲敷ICから神崎IC間10.6kmが開通し、全延長約300kmのうち、5割を超える約180kmが開通済（平成26年4月末現在）である。未開通区間についても全区間で事業に着手済である。

東京外かく環状道路（外環）は、大泉JCTから三郷南ICまでの区間約34kmが開通済である。未開通区間のうち、三郷南ICから高谷JCTまでの区間は、平成29年度の開通を目指し、事業が実施され、関越から東名までの区間も事業に着手している。

また、東関東自動車道水戸線の潮来IC以北の茨城県区間は、茨城町JCTから茨城空港北IC間約9kmが開通済である。未開通区間のうち、茨城空港北ICから鉾田までの区間は平成27年度の開通を目指し、事業を実施している（図表2-6-1）。

② 都市高速道路の整備

首都高速中央環状線は、平成22年3月、首都高速中央環状新宿線の西新宿JCT（4号新宿線との接続地点）から大橋JCT（3号渋谷線との接続地点）間約4.3kmが開通し、中央環状品川線は、平成26年度の完成を目指し整備を進めている（図表2-6-2）。

図表2-6-1 高規格幹線道路の整備状況

東京圏高規格幹線道路図

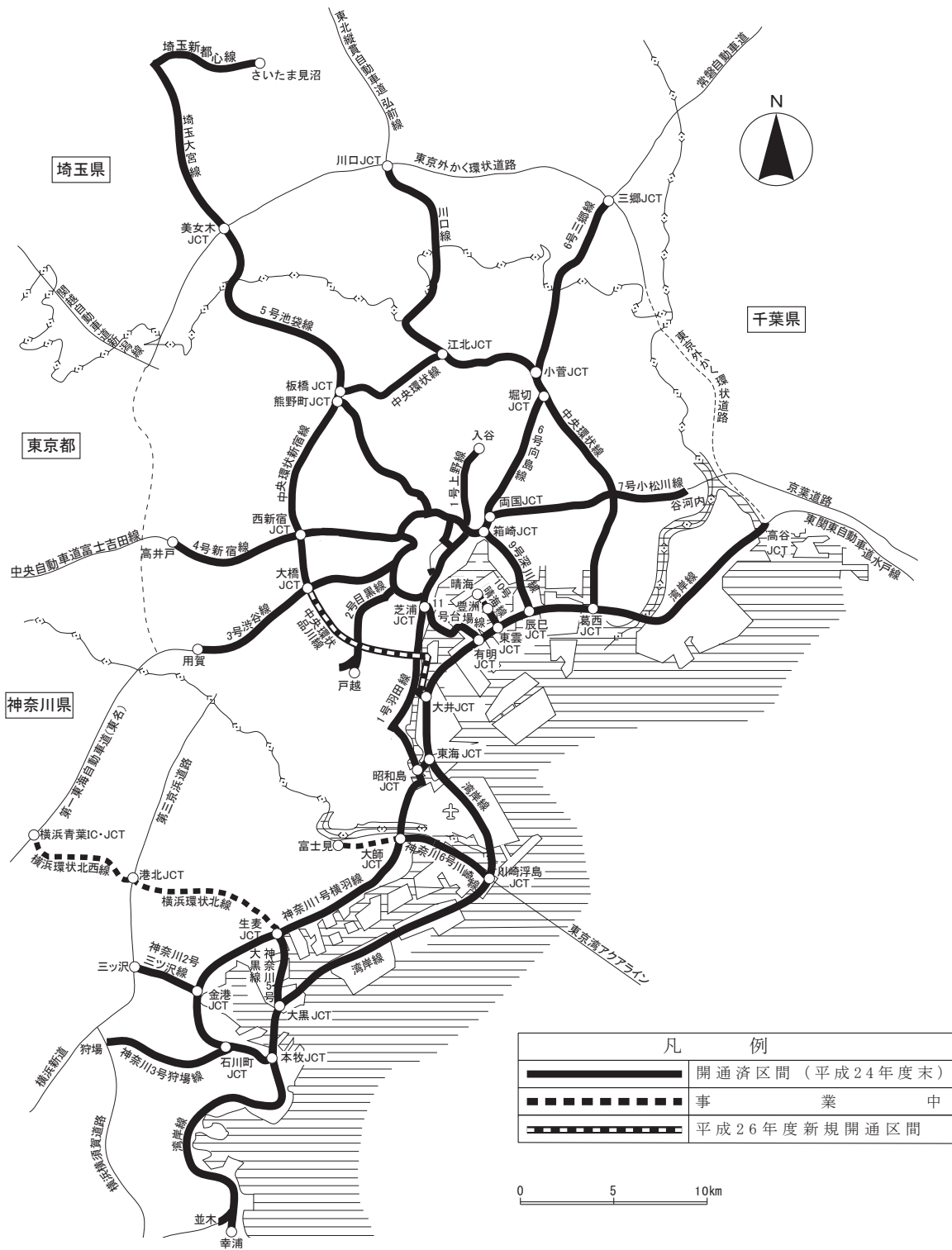


凡 例	
	開通済区間(平成24年度末)
	事業中
	調査中
	平成26年度新規開通区間
	平成25年度新規開通区間

資料：国土交通省道路局

図表2-6-2 都市高速道路（首都高速道路）の整備状況

東京近郊道路図



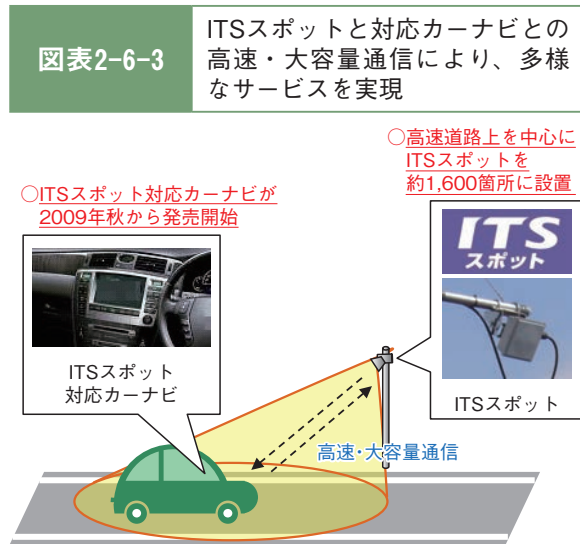
資料：国土交通省道路局

③ITS（高度道路交通システム）の活用による交通の円滑化

交通事故の削減や渋滞改善に向けた取組は、道路交通の円滑化を図る上で重要であり、最先端の情報通信技術によるITSの活用が注目されている。

国では、ETC（自動料金支払システム）、VICS（道路交通情報通信システム）などの開発・実用化・普及を推進してきており、道路利用者の利便性向上のみならず、交通事故削減や渋滞を回避する新たなサービスとして効果を発揮している。

また、スマートウェイの展開として、効率的な道路計画の策定や交通流分散を実現するため、車両よりプローブ情報¹⁾を収集するなど道路交通状況の常時観測を行い、高精度な道路交通情報の把握・提供の実現、快適・安全なドライブを実現するため、全国の高速道路上を中心に約1,600箇所²⁾に設置した「ITSスポット」²⁾、「ITSスポット対応カーナビ」により、広範囲の渋滞データでカーナビが賢くルート選択をするダイナミックルートガイダンス等のサービスを行っている（図表2-6-3）。



資料：国土交通省

（スマートICの導入）

スマートICは、効率的に追加ICの整備を図り、利便性の向上・地域の活性化・物流の効率化に寄与することを目的として、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるICであり、通行可能な車両はETCを搭載した車両に限定されている。このため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なことから、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

平成21年4月には、本線料金所に併設する全国初のスマートICである三郷料金所スマートICが本格運用されるなど、首都圏では、平成18年度以降、17箇所（平成26年2月22日現在）で導入されている（図表2-6-4）。



資料：国土交通省

1) 走行している自動車から収集される速度や位置などの情報
2) 路側に設置された無線装置によりサービス等を受けられるエリア

④鉄道の混雑緩和や利便性向上

首都圏における鉄道の通勤・通学の混雑は輸送力の増強等によって改善傾向が見られ、平成24年度における主要31区間の平均混雑率は165%となっている。しかし、主要31区間のうち8区間、及びその他区間の7区間において、当面の目標である混雑率180%を上回っており、山手線（外回り）、中央線、地下鉄東西線等ピーク時に混雑率200%程度に及ぶ区間も依然として残っている（図表2-6-5）。このため、これらの路線をはじめとして、更なる混雑緩和を図るため、新線の建設や既存ストックの機能向上等による鉄道ネットワークの一層の充実を図ることが必要になっている（図表2-6-6）。

図表2-6-5 混雑率180%を超える区間（平成24年度）

事業者	路線名	区間	混雑率 (%)
東日本旅客鉄道(株)	東海道線	川崎→品川	183
	横須賀線	武蔵小杉→西大井	193
	山手線外回り	上野→御徒町	200
	中央線快速	中野→新宿	194
	高崎線	宮原→大宮	188
	京浜東北線	上野→御徒町	194
		大井町→品川	183
	総武線緩行	錦糸町→両国	200
	南武線	武蔵中原→武蔵小杉	194
	武蔵野線	東浦和→南浦和	183
	横浜線	小机→新横浜	183
埼京線	板橋→池袋	199	
東京地下鉄(株)	東西線	木場→門前仲町	197
東京急行電鉄(株)	田園都市線	池尻大橋→渋谷	182
小田急電鉄(株)	小田原線	世田谷代田→下北沢	188

資料：国土交通省鉄道局

図表2-6-6 主な新線の建設及び既存ストックの機能向上（平成26年3月末現在）

整備主体	路線名、駅名	区分	開業予定年度
東日本旅客鉄道(株)	東北縦貫線（上野～東京）	改良	平成26年度
小田急電鉄(株)	小田原線（東北沢～世田谷代田）	複々線化	平成29年度
西武鉄道(株)	新宿線（中井～野方駅）	連続立体交差	平成32年度
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	相鉄・JR直通線（西谷～横浜羽沢付近）	新線建設	平成30年度
	相鉄・東急直通線（横浜羽沢付近～日吉）	新線建設	平成31年度

資料：鉄道事業者資料等より

また、「都市鉄道等利便増進法」（平成17年法律第41号）に基づき、既存ストックを有効活用し、都市鉄道の利便増進を図るため、平成19年度より相鉄・東急直通線（横浜羽沢付近～日吉）の事業に着手した。この連絡線は平成18年度から着手した相鉄・JR直通線（西谷～横浜羽沢付近）と接続することで相鉄線と東急線との相互直通運転を可能とし、横浜市西部及び神奈川県央部と東京都心部とを直結することにより、両地域間の速達性が向上するほか、新幹線へのアクセスの向上が期待される。平成25年度は、西谷～羽沢間のトンネルの掘削を順次進める等、工事の進捗を図っている。

⑤安全対策の推進

踏切道における事故防止と交通の円滑化を図るため、踏切道の立体交差化等の対策が総合的に進められているところであるが、大都市圏を中心とした「開かずの踏切」³⁾等は、踏切事故や慢性的な交通渋滞等の原因となり、早急な対策が求められている。

このため、道路管理者及び鉄道事業者が連携し、踏切を除却する連続立体交差事業等と踏切の安全性向上を図る歩道拡幅等が緊急かつ重点的に推進されている。東京都の都市計画事業として平成12年11月から進めていた「京成押上線（押上駅～八広駅間）連続立体交差事業」により平成25年8月に上り線が高架化し、これにより、明治通りなどで踏切遮断時間が約4割減少し、踏切での交通渋滞が緩和された（図表2-6-7）。

また、鉄道駅のプラットフォームにおいて、視覚障害者等をはじめとする全ての駅利用者にとって線路への転落等を防止するために効果が高いホームドアの整備を推進しており、平成23年8月の「ホームドアの整備促進等に関する検討会」中間とりまとめを踏まえ、ホームドア等の整備促進や新しいタイプのホームドアの技術開発とともに、鉄道事業者等と連携した一般利用者による視覚障害者等への声かけを普及させるためのキャンペーン等のソフト対策と併せて、総合的な転落等の防止対策を進めている。なお、平成25年度に首都圏では、東京メトロ有楽町線新富町駅、月島駅、新木場駅、都営大江戸線中野坂上駅、西新宿五丁目駅、東武野田線船橋駅、東急東横線学芸大学駅、中目黒駅、JR山手線大塚駅、巣鴨駅、駒込駅、新大久保駅等にホームドアが設置された（図表2-6-8）。

図表2-6-7

京成押上線（押上駅～八広駅間）
連続立体交差事業

資料：東京都建設局

図表2-6-8

ホームドアの設置状況



資料：東京地下鉄(株)

⑥広域的な鉄道事業の推進

中央新幹線については、平成22年3月より、交通政策審議会において「中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定」についての審議が行われた。平成23年5月に、営業主体及び建設主体をJR東海、走行方式を超電導リニア方式、ルートを南アルプスルートとすることが適当であるとの答申がとりまとめられた。これを受け、同月、「全国新幹線鉄道整備法」に基づき、国土交通大臣が営業主体及び建設主体としてJR東海を指名し、整備計画の決定並びにJR東海に対する建設の指示を行った。

なお、超電導リニアについては、平成9年から山梨実験線先行区間において走行試験が行わ

3) 電車の運行本数が多い時間帯において、遮断時間が40分/時以上となる踏切

れ、平成21年には「超電導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会」において、「超高速大量輸送システムとして運用面も含めた実用化の技術の確立の見通しが得られた」との評価を受けた。平成25年8月からは、山梨実験線全線において、車両や推進コイル等について実用化仕様を最終検証するための走行試験が実施されている。

⑦空港へのアクセス強化

成田国際空港と都心のアクセスを向上させるため、平成22年7月17日に成田高速鉄道アクセス線が開業した。この鉄道は千葉NT線印旛日本医大駅から成田空港高速鉄道接続点までが新規敷設され、北総線、千葉NT線改良工事と一体的に整備された。成田高速鉄道アクセス線の完成により、日暮里と空港第2ビルが36分で結ばれ、大幅な時間短縮となり、諸外国主要空港に比肩しうるアクセス利便性が実現された（図表2-6-9）。

一方、東京国際（羽田）空港では、平成22年10月21日の国際線ターミナルの供用に併せて、京浜急行空港線「羽田空港国際線ターミナル駅」、東京モノレール線「羽田空港国際線ビル駅」が開業し、同地区へのアクセスの強化が図られた（図表2-6-10）。

また、平成24年10月21日には京浜急行本線及び空港線の京急蒲田駅での、付近の連続立体交差事業等と併せた駅改良（ホームの2層高架構造化）が完了した。これにより、都心方面及び横浜方面から羽田空港へのアクセス強化が図られた。

（2）航空輸送に関する状況

①首都圏の都市間競争力アップにつながる羽田・成田強化

我が国のビジネス・観光両面における国際競争力を強化するため、我が国の成長のけん引車となる首都圏空港の機能強化を図っており、平成26年度中に首都圏空港の年間合計発着枠を75万回化することを最優先課題として取り組んでいる。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、さらにはその先を見すえ、首都圏空港の年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けた具体的な方策の検討を進めているところ。具体的には、平成25年11月から交通政策審議会航空分科会基本政策部会の下に開催している首都圏空港機能強化技術検討小委員会において技術的な選択肢をとりまとめた後、関係自治体や航空会社なども参画した新たな場を設置し、機能強化方策の具体化について検討・協議を進める。

図表2-6-9 成田スカイアクセス
「新型スカイライナー」



資料：関東運輸局

図表2-6-10 東京モノレール線羽田空港国際線ビル駅



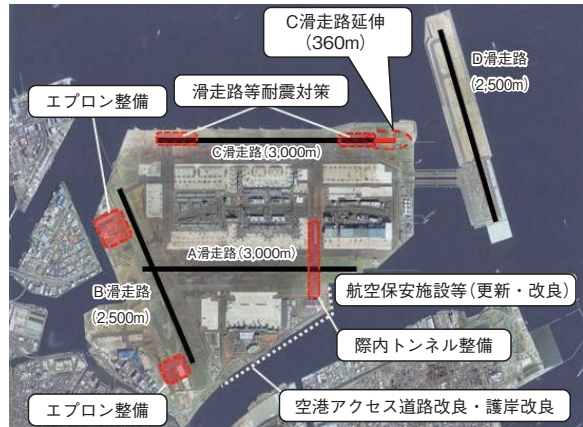
資料：東京モノレール(株)

②東京国際（羽田）空港の整備

東京国際（羽田）空港は、我が国の国内線の基幹空港として、年間約6,670万人（平成24年度）が利用している。国際線旅客ターミナルビルの拡張や駐機場等の整備を行い、平成26年3月30日に、国際線の発着枠を3万回増枠し、年間発着枠を44.7万回へ拡大した。これによりアジア長距離や欧米を含む高需要・ビジネス路線を24時間展開している。

引き続き長距離国際線の輸送能力増強に必要なC滑走路延伸事業等を着実に推進していくとともに、新たに際内トンネルの整備に着手し、国際・国内の乗継ぎ便利性を強化していく（図表2-6-11）。

図表2-6-11 東京国際（羽田）空港の整備



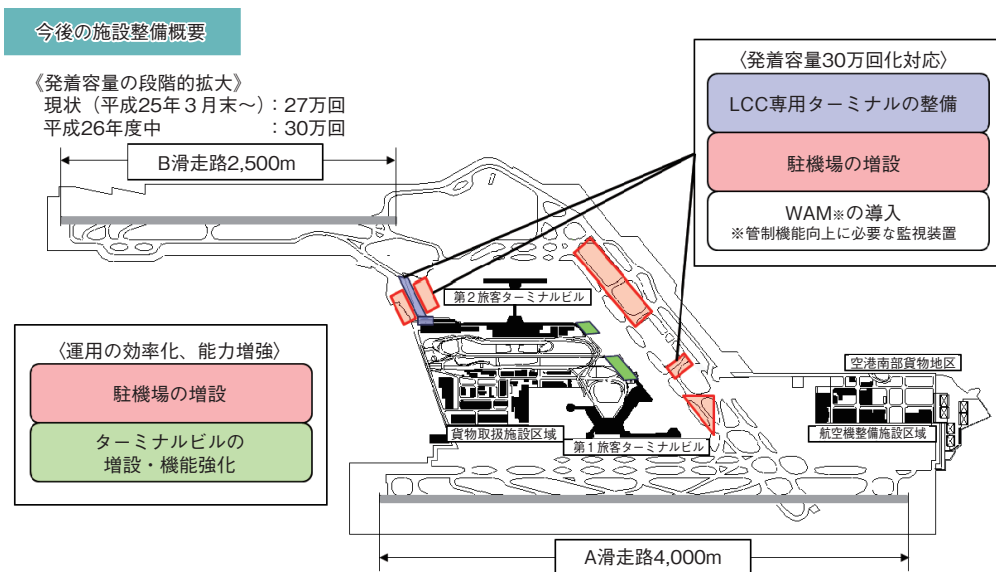
資料：国土交通省航空局

③成田国際空港の整備

成田国際空港は、我が国の国際航空の中心として、年間3,060万人（平成24年度）の人々が利用している。平成25年3月末には27万回まで拡大し、27万回実現と併せて、オープンスカイを実現した。また、オープンスカイの実現にあわせて、6時から23時までという現在の運用時間を前提としつつ、航空会社の努力では対応できないやむを得ない場合に限り、24時までの離着陸を認める離着陸制限（カーフェュー）の弾力的運用を開始した（図表2-6-12）。

今後も、旺盛な首都圏の国際航空需要に対応する国際線のメイン空港として、地元合意を踏まえ、高度な管制システムを導入し、同時平行離着陸方式の効率的な運用を図り、平成26年度中に30万回まで拡大するとともに、オープンスカイの推進等による国際ネットワークの充実、専用ターミナル整備によるLCCやビジネスジェット受け入れ体制の整備、国内フィーダー路線の拡充による内際乗継機能の強化等により、アジアのハブ空港としての地位を確立していく。

図表2-6-12 成田国際空港の施設計画



資料：国土交通省航空局

(3) 海上輸送に関する状況

①首都圏におけるコンテナ取扱状況

上海、香港をはじめとする中国諸港やシンガポールといったアジア諸国の港湾のコンテナ取扱量が飛躍的に増加している中で、首都圏の港湾は、コンテナ取扱貨物量自体は増加しているものの、相対的な地位を低下させており（図表2-6-13）、国際物流の大動脈たる基幹航路ネットワーク（北米航路、欧州航路といった大型コンテナ船が投入される航路）を維持していくためには、港湾機能の強化等により、国際競争力の向上を図ることが必要である。

②国際コンテナ戦略港湾

我が国の産業活動や国民生活を物流面から支えるためには、国際海上コンテナ物流において我が国と北米・欧州等を結ぶ国際基幹航路を安定的に維持・拡大していくことが必要である。

このため、平成22年に阪神港（神戸港・大阪港）、京浜港（東京港・川崎港・横浜港）を国際コンテナ戦略港湾として選定し、両港において、コンテナターミナル等のインフラ整備、貨物集約、民の視点による効率的な港湾運営等のハード・ソフト一体となった総合的な施策を実施してきたところである。港湾運営の面では、東京港、川崎港、横浜港、大阪港、神戸港において、特例港湾運営会社を指定した。

一方、コンテナ船の大型化や船会社同士の連携等が予想をはるかに超えて進んだ結果、国際基幹航路の寄港が著しく減少してきている。

このような状況を踏まえ、平成25年7月から「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」を開催し、平成26年1月に、戦略港湾への広域からの貨物集約等による「集貨」、戦略港湾背後への産業集積等による「創貨」、大水深コンテナターミナルの機能強化や港湾運営会社に対する国の出資制度の創設等による「競争力強化」の3本柱からなる「最終とりまとめ」を公表した。同委員会の議論を踏まえ、国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対して政府出資を可能にするとともに、無利子貸付制度の対象施設に国際コンテナ戦略港湾の埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を追加すること等を内容とする港湾法の一部を改正する法律案が第186回国会に提出された。

今後、これらの施策を総動員し、国際コンテナ戦略港湾政策を深化させるとともに、取り組みを加速していく。

図表2-6-13 コンテナ取扱貨物量ランキング

1983年		2013年速報値 (万TEU)	
順位	港名	順位	港名
1	ロッテルダム	1(1)	上海
2	ニューヨーク/ニュージャージー	2(2)	シンガポール
3	香港	3(4)	深圳
4	神戸	4(3)	香港
5	高雄	5(5)	釜山
6	シンガポール	6(6)	寧波
7	アントワープ	7(8)	青島
8	シアトル	8(7)	広州
9	基隆	9(9)	ドバイ
10	ハンブルク	10(10)	天津
...
11	横浜	28(28)	東京
...
13	釜山	- (43)	横浜
...
19	東京	- (50)	名古屋
...
33	大阪	- (52)	神戸
		- (57)	大阪

注1：内外貿を含む数字

注2：TEUとは国際標準規格（ISO規格）の20フィートコンテナを1として計算する単位。

注3：（ ）は2012年の値。

資料：国土交通省港湾局資料

図表2-6-14 東京ゲートブリッジ



資料：国土交通省関東地方整備局東京港湾事務所

③京浜港の整備

京浜港においては、平成19年度より東京港中央防波堤外側地区及び横浜港南本牧ふ頭地区等において、10,000TEUクラスの大型コンテナ船の入港が可能な水深-16m級の岸壁を有する国際海上コンテナターミナルの整備を行っている。また、物流の効率化及び物流コストの削減を図るため、東京港において中央防波堤外側埋立地から江東区若洲までを結ぶ「東京ゲートブリッジ」が、平成24年2月に開通済である（図表2-6-14）。

2. 情報通信体系の整備

（1）個人が活用できる情報環境の整備

①契約数

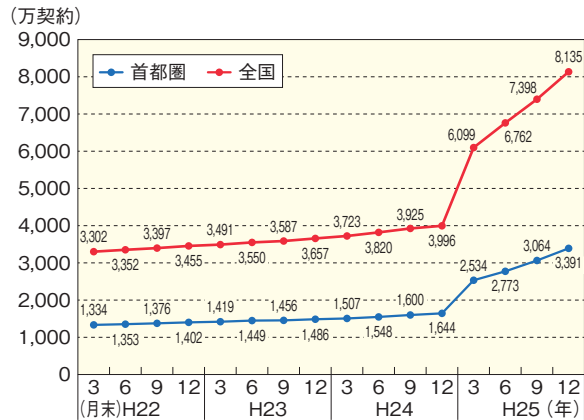
全国のプロードバンドサービス⁴⁾の契約数は、平成18年12月末の2,574万から、平成25年12月末には3.9世代携帯電話アクセスサービスの普及も影響して、8,135万と増加しており、首都圏においても平成18年12月末の1,055万から平成25年12月末には3,391万に増加している（図表2-6-15）。

4) FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、CATVアクセスサービス、FWAアクセスサービス、BWAアクセスサービス及び3.9世代携帯電話アクセスサービスの合計。

- ・FTTHアクセスサービス：光ファイバー回線でネットワークに接続するアクセスサービス（集合住宅内等において一部に電話回線を利用するVDSL等を含む）
- ・DSLアクセスサービス：電話回線（メタル回線）でネットワークに接続するアクセスサービス（ADSL等）
- ・CATVアクセスサービス：ケーブルテレビ回線でネットワークに接続するアクセスサービス
- ・FWAアクセスサービス：固定された利用者端末を無線でネットワークに接続するアクセスサービス
- ・BWAアクセスサービス：2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムでネットワークに接続するアクセスサービス
- ・3.9世代携帯電話アクセスサービス：携帯電話等を用いて、3.9世代移动通信システム（LTE）によりインターネットに接続するサービス

※BWAアクセスサービスは平成21年6月末から、3.9世代携帯電話アクセスサービスは平成25年3月末から、契約数を計上

図表2-6-15 契約数の推移



資料：「ブロードバンドサービス等の契約数の推移（平成25年12月末現在）」（総務省）、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成25年3月31日現在）」（総務省）により国土交通省都市局作成

②世帯カバー率

ブロードバンド⁵⁾の世帯カバー率は平成25年3月末時点で、全国、首都圏ともに100.0%となっている。

(テレワークの推進)

情報通信機器を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方である「テレワーク」は、職住近接の実現による通勤負担の軽減や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、災害時等における事業継続性の確保などの効果が期待されており、社会的な関心も高い。

平成25年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においては、「就業継続が困難となる子育て期の女性や育児に参加する男性、介護を行っている労働者などを対象に、週一回以上、終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワークにおける、労働者にやさしいテレワーク推奨モデルを産業界と連携して支援し、2016年までにその本格的な構築・普及を図り、女性の社会進出や、少子高齢化社会における労働力の確保、男性の育児参加、仕事と介護の両立などを促進する」こととされるなど、これまで以上にテレワークの普及促進に取り組むこととしている。

関係省庁では、テレワークが様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域の活性化等に資するものとして、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を連携して推進している。

また、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省は、平成17年度に設立した産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」において、テレワークの円滑な導入や効率的な運用に資する調査研究や普及活動を展開している。

国土交通省では、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握、業務の効率化・高付加価値化による生産性の向上及び国際競争力の強化や災害時の事業継続性の向上等に資する多様な働き方を実現する施策（テレワークの普及・推進等）の検討等を行った。

5) FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、衛星、BWA、LTE、3.5世代携帯電話。

3. 水供給体系の整備

(水資源開発の状況)

利根川水系及び荒川水系において、平成20年7月に「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」が閣議決定された。

また、平成25年度においても用水の安定供給を確保するため、既存施設の機能増強を目的とする事業などが実施されている。

(1) 生活用水

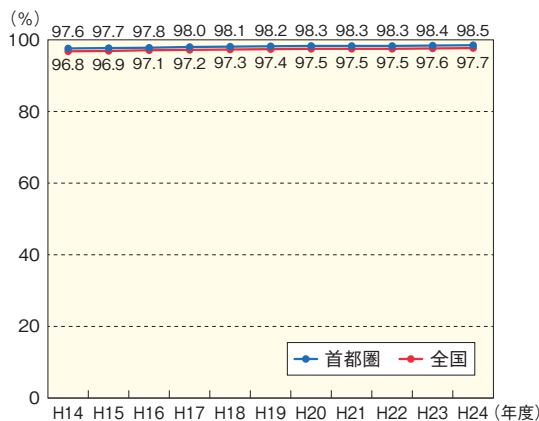
(普及状況)

水道の普及率は平成14年度には全国で96.8%であったが、年々上昇し、平成24年度には97.7%となり、首都圏は98.5%となっている（図表2-6-16）。

(施設能力)

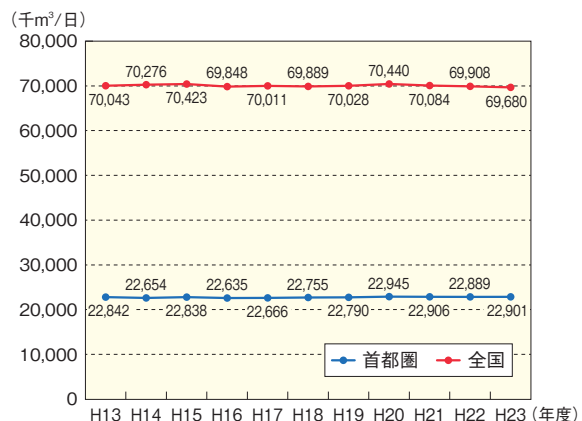
水道の施設能力は平成13年度には全国で70,043千 m^3 /日であったものが、平成23年度には69,680千 m^3 /日となり、首都圏は22,901千 m^3 /日となっている（図表2-6-17）。

図表2-6-16 普及状況の推移



資料：図表2-6-17、図表2-6-18とも「水道統計」（日本水道協会）により国土交通省都市局作成

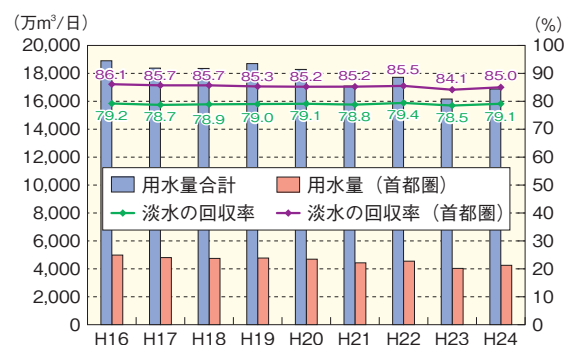
図表2-6-17 施設能力の推移



(2) 工業用水

工業用水の1日当たり用水使用量は、全国では平成16年1億8,897万 m^3 （淡水の回収率79.2%）が平成24年1億6,876万 m^3 （同79.1%）となり、首都圏では平成16年4,980万 m^3 （同86.1%）が平成24年4,247万 m^3 （同85.0%）と、平成16年に比べて用水使用量は減少し、淡水の回収率は同水準となっている（図表2-6-18）。

図表2-6-18 工業用水量の推移



注1：従業員30人以上の製造事業所における工業用水の1日当たり用水量

注2：平成23年については、「平成24年経済センサス活動調査」（平成24年2月1日現在）による

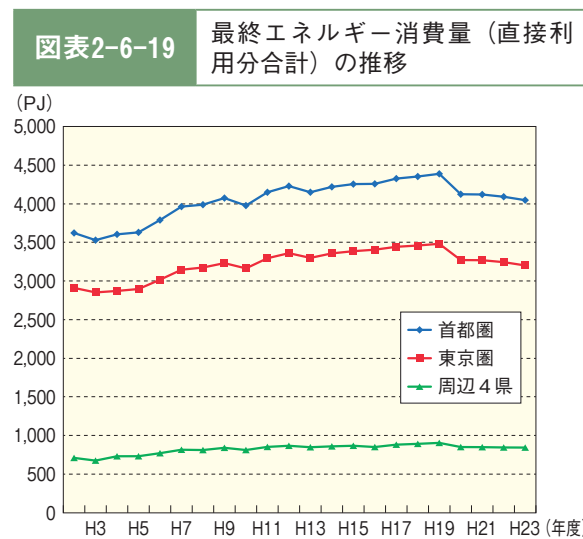
資料：「工業統計調査」（経済産業省）、「経済センサス活動調査（製造業）」（総務省・経済産業省）により国土交通省都市局作成

4. エネルギー供給体系の整備

(首都圏のエネルギー消費)

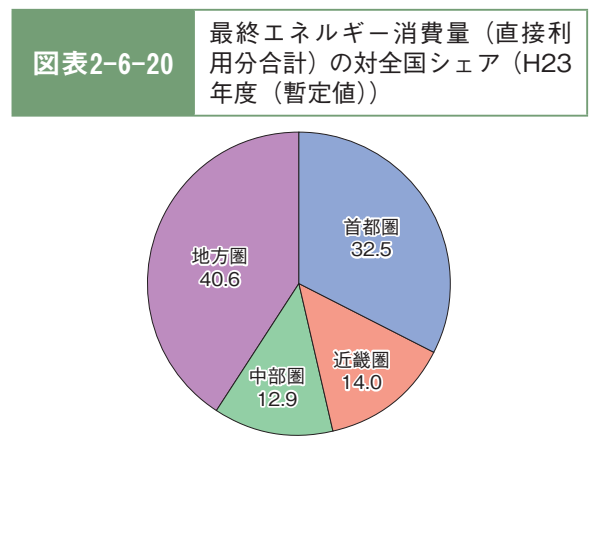
平成2年度以降の首都圏における最終エネルギー消費量は増加基調にあったが、平成20年度以降は、緩慢に減少して推移している。平成23年度（暫定値）における首都圏の最終エネルギー消費量は、4,047PJ（ペタジュール）であり、その約8割を東京圏が占めている（図表2-6-19）。都道府県別にみると、千葉県が1,106PJで全国トップであり、神奈川県が908PJで全国第2位、東京都が784PJで全国第3位である。

最終エネルギー消費量を圏域別にみると、首都圏は全国の3割以上を占めている（図表2-6-20）。



注：H23年度は暫定値。

資料：資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計調査」より国土交通省都市局作成



(再生可能エネルギーの導入)

2012年7月の固定価格買取制度の開始以降、再生可能エネルギーの導入拡大が進んでいる。

特に、太陽光発電の導入量は、住宅用を中心に近年着実に伸びており、2014年1月末時点において累積で約1,300万kWに達している（図表2-6-21）。非住宅用においても、東京電力株式会社が、平成23年12月に運転を開始した扇島太陽光発電所（太陽電池出力約13,000kW、当時国内最大級）及び同年8月に先行して運転を開始した、浮島太陽光発電所（太陽電池出力約7,000kW）に続き、平成24年1月に米倉山太陽光発電所（太陽電池出力約10,000kW）の運転を開始するなど、導入が進んでいる（図表2-6-22）。

図表2-6-21 再生可能エネルギー発電設備の導入状況

	固定価格買取制度導入前		固定価格買取制度導入後	
	平成24年6月末までの累積導入量	平成24年度（7～3月）の導入量	平成25年度（4～1月）の導入量	
太陽光（10kW以上）	約470万kW	96.9万kW	113.3万kW	761.3万kW
太陽光（10kW未満）	約90万kW	70.4万kW	460.8万kW	
その他	約1,500万kW	9.6万kW	10.3万kW	
合計	約2,060万kW	176.9万kW	584.4万kW	

資料：資源エネルギー庁作成

一方、風力発電についても2000年以降、急速に導入が進んでおり（図表2-6-23）、茨城県鹿

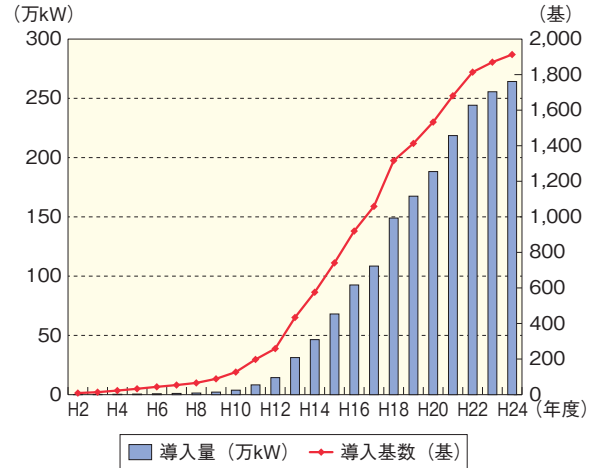
嶋市北海浜工業団地及び隣接する平井海岸に単機出力2,000kWの風力発電機10基が設置され、2007年2月に運用を開始し、風力エネルギーにより発電した電気（年間約4200万kWh）の全量を東京電力株式会社に売電している。

図表2-6-22 扇島太陽光発電所



資料提供：東京電力

図表2-6-23 風力発電導入の推移（全国）



資料：「日本における風力発電設備・導入実績」（新エネルギー・産業技術総合開発機構）をもとに国土交通省都市局作成

（家庭における省エネルギー対策）

平成24年における首都圏の最終エネルギー消費量のうち約16.3%に当たる666PJは家庭部門が占めており、家庭における省エネルギー対策の一層の推進が求められている。こうしたなか、家庭用省エネルギー機器の普及・導入が進んでいる。

ヒートポンプ技術を活用し空気の熱でお湯を沸かすことができる「自然冷媒ヒートポンプ給湯機」の市場全体での累計出荷台数は平成21年10月には200万台、平成23年8月に300万台、平成25年10月に400万台を突破した。

また、都市ガス、LPガスなどのエネルギーから水素を取り出し、自宅に設置した燃料電池で発電し、その時に生じる排熱によりお湯をつくりだす「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム」の導入が平成21年から本格的に始まり、平成25年度までに約7.1万台を超える導入が行われた。

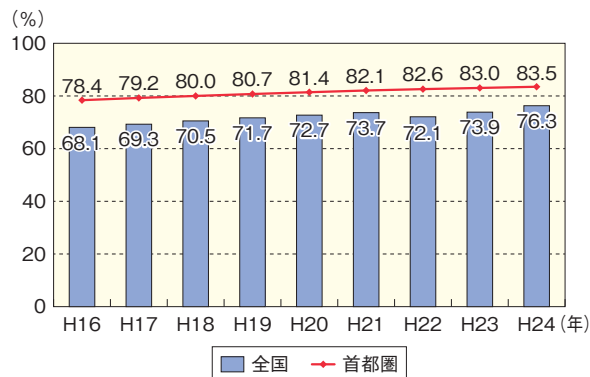
5. 下水道・廃棄物処理体系の整備

(1) 下水道

全国の下水道処理人口普及率は、平成16年度末は68.1%(下水道整備人口8,637万人)であったが、平成24年度末は76.3%(同9,645万人)となっている。

首都圏においては、平成16年度末は78.4%(同3,271万人)であったが、平成24年度末は83.5%(同3,643万人)となっており、下水道整備については全国と比較して高い状況である(図表2-6-24)。

図表2-6-24 普及状況の推移



注1：東日本大震災の影響で、下記の県は調査対象外となっている。
平成22年度：岩手県、宮城県、福島県
平成23年度：岩手県、福島県
平成24年度：福島県

注2：平成24年度は、住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれる。

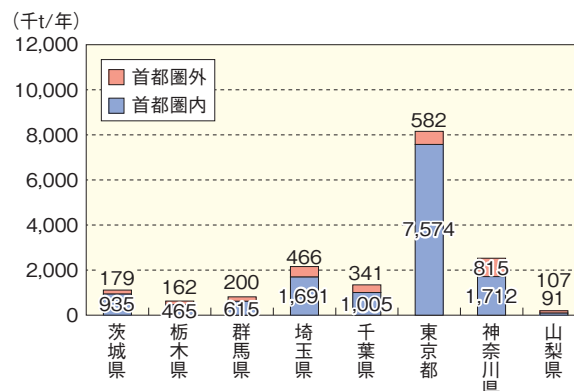
資料：「汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省)、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(総務省)により国土交通省都市局作成

(2) 産業廃棄物の状況

(産業廃棄物の広域移動)

首都圏では、産業廃棄物の中間処理または最終処分のため、産業廃棄物を都県域を越え他の

図表2-6-25 都県外への産業廃棄物の搬出量 (平成24年度)



資料：「平成25年度廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(広域移動状況編 平成24年度実績)」(環境省)により国土交通省都市局作成

地方自治体に移動させて処理・処分している。平成24年度におけるその移動量は、東京都が8,156千トン（首都圏内の他県へ7,574千トン、首都圏外へ582千トン）、神奈川県が2,527千トン（首都圏内の他都県へ1,712千トン、首都圏外へ815千トン）などとなっており、産業廃棄物を広域に移動し処理・処分する構造となっている（図表2-6-25）。

6. 沿岸域の利用

（1）東京湾沿岸域の役割と今後の展開

東京湾沿岸域は、海域や埋立地等の活用により、これまで首都圏の経済社会の発展、国際交流の進展、市民生活の向上に寄与してきた。しかし、経済情勢や産業構造等の変化に伴う地域活力の低下等の課題が生起している。

このようなことを踏まえ、沿岸域についてはそのポテンシャルを将来にわたって発揮させられる利用が、沿岸陸域については、産業や港湾物流機能等の既存集積の活用・高度化、土地利用の転換による大都市のリノベーションへの活用、交通基盤施設整備等利便性の向上による新たなニーズの掘り起こし等、地域の個性と特色を発揮させることにより、地域活力を発展させることが進められている。

（東京国際（羽田）空港の再拡張・国際化を生かす拠点整備構想）

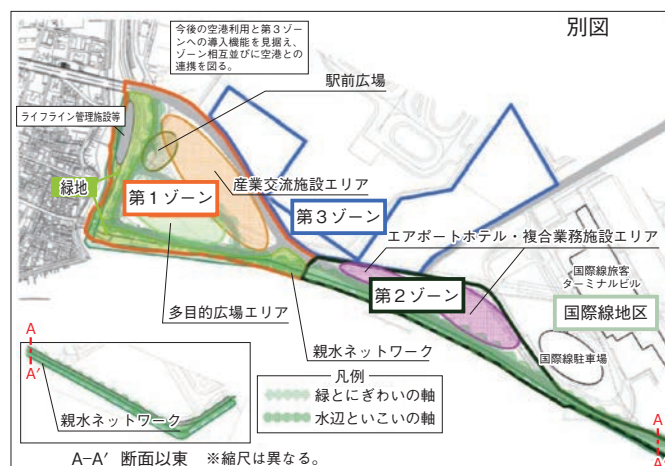
東京国際（羽田）空港は、再拡張・国際化により国内・海外とのヒト・モノの動きが盛んになるなど、経済の発展や国際交流の進展が期待されている。東京国際（羽田）空港の沖合展開事業及び平成16年度より実施されてきた羽田空港再拡張事業の結果、発生した53haの跡地については、市街地に隣接した土地として、「空港を活かす」、「空港と連携する」、「周辺と調和する」といった方向性に基づき、羽田空港移転問題協議会（国、東京都、大田区、品川区で構成）

において、土地利用の検討を行い、平成22年10月に「羽田空港跡地まちづくり推進計画」を策定した。本計画は、「緑と水辺に囲まれ、空港と隣接する立地をいかした、多様な人々が行き交い、魅力と賑わいのある、世界とつながるまちの実現」をコンセプトに掲げ、東京国際（羽田）空港の持つポテンシャルを最大限活用しつつ、国際航空機能の拡充にも対応する内容となっている（図表2-6-26）。

（2）周辺沿岸域の状況

東京湾外の沿岸域においては、地域の振興、首都圏における地域構造の再編及び緊急時も想定した東京湾の諸機能の適切な分担に資するため、広域的、総合的な視点に立って利用が進め

図表2-6-26 羽田空港跡地まちづくり推進計画



資料：国土交通省航空局

られており、国土保全や自然環境の保全及び良好な環境の創造に努めるとともに、生産性の高い漁業空間、安全で快適な海洋性レクリエーション空間等海洋空間として利用が進められている。

7. 都市再生施策の進捗状況

都市の魅力と国際競争力を高める必要性から、都市再生を通じた経済構造改革を図るため、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び国土交通大臣を副本部長、他のすべての国務大臣を本部長とする都市再生本部が平成13年5月に内閣に設置され、これまでに23の都市再生プロジェクトが決定されている（図表2-6-27）。

図表2-6-27 都市再生プロジェクト一覧（首都圏に関するもの）

決定日等	プロジェクトの内容
第一次決定 (H13.6.14)	<ul style="list-style-type: none"> ◇東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備 ◇大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築 ◇中央官庁施設のPFIによる整備
第二次決定 (H13.8.28)	<ul style="list-style-type: none"> ◇大都市圏における国際交流・物流機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○大都市圏における空港の機能強化と空港アクセスの利便性向上 ○大都市圏における国際港湾の機能強化 ◇大都市圏における環状道路体系の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○東京圏における環状道路の整備 ○首都圏三環状道路の整備推進、横浜環状線の整備推進 ◇都市部における保育所持機児童の解消 ◇PFI手法の一層の展開 <ul style="list-style-type: none"> ○東京都営南青山一丁目団地建替プロジェクトの推進
第三次決定 (H13.12.4)	<ul style="list-style-type: none"> ◇密集市街地の緊急整備 <ul style="list-style-type: none"> ○密集市街地のうち特に火災等の可能性の高い危険な市街地を今後10年間で重点地区として整備 ○密集市街地全域について、敷地の集約化等に向けた住民の主体的取組の支援体制を強化するとともに民間活力を最大限発揮できる制度を導入 ◇都市における既存ストックの活用 <ul style="list-style-type: none"> ○既存の建築物について長期間にわたって活用を促す仕組の整備 ◇大都市圏における都市環境インフラの再生 <ul style="list-style-type: none"> ○大都市圏の既成市街地において、自然環境を保全・再生・創出することにより水と緑のネットワークを構築（「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」のとりまとめ（平成16年3月）
第四次決定 (H14.7.2)	<ul style="list-style-type: none"> ◇東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成
第五次決定 (H15.1.31)	<ul style="list-style-type: none"> ◇国有地の戦略的な活用による都市拠点形成 <ul style="list-style-type: none"> ○大手町合同庁舎跡地の活用による国際ビジネス拠点の再生 ○中央合同庁舎第7号館の整備を契機とした国有地を含む街区全体の再開発の実施
第八次決定 (H16.12.10)	<ul style="list-style-type: none"> ◇都市再生事業を通じた地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開
第九次決定 (H17.6.28)	<ul style="list-style-type: none"> ◇防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築 <ul style="list-style-type: none"> ○大都市等の魅力ある繁華街の再生 ○新宿歌舞伎町における先駆的な取組を踏まえ、池袋、渋谷、六本木（東京）、関内・関外（横浜）等において地域の実情に応じたモデル的取組を展開 ○全国の多様な主体の連携によるトータルな安全・安心まちづくり
第十次決定 (H17.12.6)	<ul style="list-style-type: none"> ◇大学と地域の連携協働による都市再生の推進
第十一次決定 (H18.7.4)	<ul style="list-style-type: none"> ◇国家公務員宿舎の移転・再配置を通じた都市再生の推進
第十二次決定 (H19.1.16)	<ul style="list-style-type: none"> ◇「密集市街地の緊急整備」一重点密集市街地の解消に向けた取組の一層の強化
第十三次決定 (H19.6.19)	<ul style="list-style-type: none"> ◇国際金融拠点機能の強化に向けた都市再生の推進

(1) 都市再生緊急整備地域の指定等

「都市再生特別措置法」（平成14年法律第22号）に基づき、都市の再生に関する施策の重点的

かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（都市再生基本方針）が平成14年7月に閣議決定され、平成14年度以降、順次都市再生緊急整備地域の指定が行われ、首都圏においては、23地域が指定されている。

都市再生緊急整備地域内においては、国土交通大臣により事業計画が認定された優良な民間都市再生事業については、（一財）民間都市開発推進機構による金融支援や税制上の特例等の措置を受けることができることとされているほか、既存の用途地域などに基づく用途、容積率等の規制を適用除外とした上で自由度の高い計画を定めることができる都市再生特別地区などの都市計画の特例がある。

また、平成23年10月には、官民の連携を通じて、都市の国際競争力の強化と魅力の向上を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、当該地域における整備計画の作成、民間都市開発プロジェクトに対する新たな金融支援、道路占用許可の特例の創設等を内容とする「都市再生特別措置法の一部を改正する法律」が全面施行した。

本改正法に基づき、首都圏においては、平成24年1月に「東京都心・臨海地域」等6地域が指定され、優良な民間都市再生事業に対する税制・予算・金融上の支援措置等を講じているところである。

（2）都市再生緊急整備地域内における民間都市再生事業計画の認定

都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）に指定された地域においては、都市再生の実現に向けたプロジェクトが着実に進められている。民間都市再生事業計画の認定は、平成14年度から始まり、首都圏においては平成25年度末時点で43件の計画が認定を受けている。

このうち、特定都市再生緊急整備地域「東京都心・臨海地域」内の環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業Ⅲ街区建築物等整備事業（図表2-6-28）では、国際ビジネスセンターの形成に資する業務施設、良好な居住環境を備えた都市型住宅や、ホテル・カンファレンス等多様な機能を備えた新たな拠点となる複合的都市機能を整備するとともに、広域的な緑・オープンスペースの創出を通じ、緑と潤いのある都市空間を形成することにより都市の再生に貢献することとしている。

図表2-6-28

環状第二号線新橋・虎ノ門地区
第二種市街地再開発事業Ⅲ街区
建築物等整備事業



資料：国土交通省

第7節

首都圏整備の推進

1. 首都圏整備制度

(1) 首都圏整備計画

首都圏整備計画は、首都圏整備法に基づいて策定される計画であり、我が国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県）の建設とその秩序ある発展を図ることを目的としたものである。

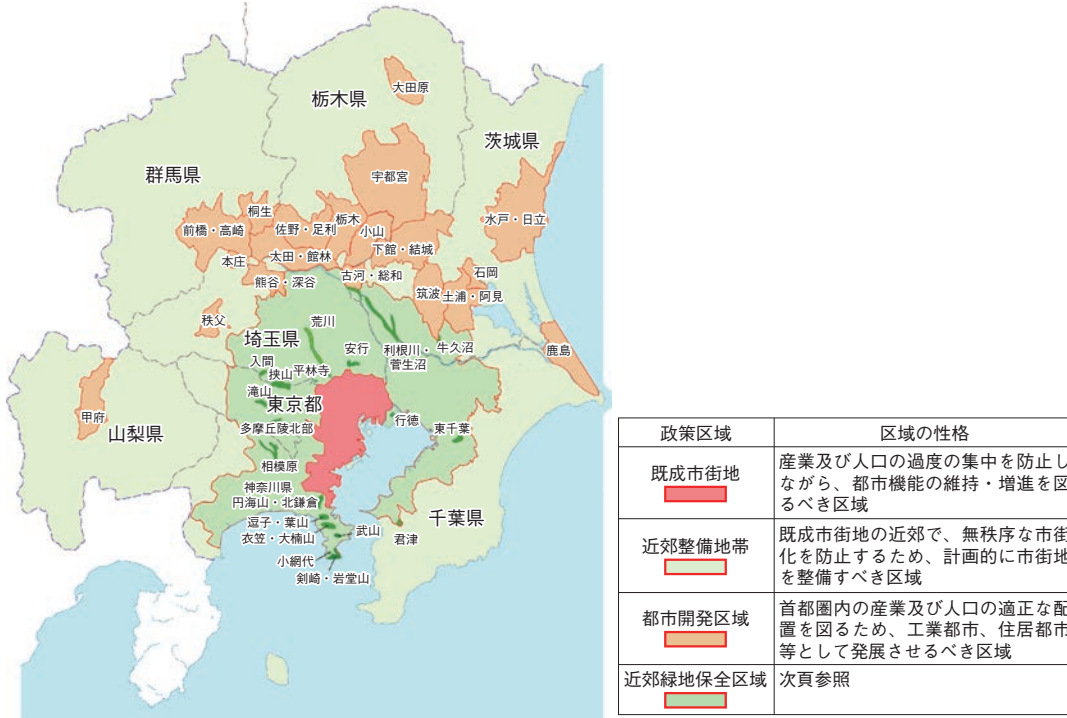
平成17年7月の首都圏整備法の一部改正により、首都圏整備計画を構成していた基本計画、整備計画、事業計画のうち、事業計画は廃止され、平成11年に策定された基本計画と整備計画は首都圏整備計画として一本化された。

首都圏整備計画は、「基本編」及び「整備編」により構成されており、基本編は、長期的かつ総合的な視点から、今後の首都圏整備に対する基本方針、目指すべき首都圏の将来像及びその実現に向けて取り組むべき方向を明らかにしたものであり、整備編は、首都圏の区域のうち、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域において、主要の広域的整備の観点を含め、道路、鉄道等各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものを定めたものである。

(2) 政策区域等に基づく諸施策の推進

首都圏においては、その秩序ある整備を図るため、圏域内に国土政策上の位置付けを与えた「政策区域」を設定し（図表2-7-1）、この区域に応じ、土地利用規制、事業制度、税制上の特別措置等の各種施策が講じられている。

図表2-7-1 首都圏における政策区域



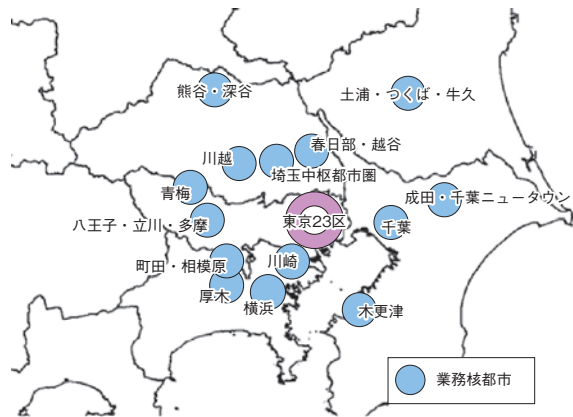
資料：国土交通省都市局作成

(3) 業務核都市の整備

東京圏においては、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となる都市（業務核都市）を、業務機能をはじめとした諸機能の集積の核として重点的に育成・整備し、東京都区部への一極依存型構造をバランスのとれた地域構造に改善していくため、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）に基づき、都県又は政令指定都市が作成する業務核都市基本構想に基づく業務核都市の整備の推進を図ってきたところである。

また、現行の首都圏整備計画において、首都圏の目指すべき地域構造として「分散型ネットワーク構造」を掲げて、広域的な機能を担い連携・交流の要となる都市（広域連携拠点）の育成・整備を図ることとしており、特に東京中心部の近郊の地域においては、広域連携拠点を業務核都市として育成・整備することとしており、これまでに承認・同意された地域は14地域となっている（図表2-7-2）。

図表2-7-2 業務核都市の配置



資料：国土交通省都市局

(4) 近郊緑地保全制度

(近郊緑地保全区域における緑地保全の経緯)

首都圏の既成市街地への人口と産業の集中に伴い、大都市近郊において無秩序な市街地化が進み、緑地等が荒廃することにより、地域住民の生活環境が著しく悪化した。

昭和31年4月に成立した首都圏整備法では、首都圏を既成市街地、近郊地帯及び周辺地域の三地域に分け、近郊地帯を「既成市街地の無秩序な膨張発展を抑制し、その健全な発展を図るため、その外周に緑地地帯（10km程度の幅のグリーンベルト）を設定する必要がある区域」として定めた。しかし、近郊地帯の土地は公有地ではなく、また、特段の政策措置も採られなかったため、無秩序な市街化が進み、近郊地帯を指定する政令を制定することができないまま、昭和40年の首都圏整備法の改正により現行の既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の三地域に変更された。

首都圏整備法が改正され、従来の近郊地帯に替わって、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することとしたため、近郊整備地帯において広域的な見地から緑地を保全することにより、無秩序な市街地化を防止し、大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的に、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和41年法律第101号）が制定された。

同法に基づき、近郊整備地帯の区域のうち特に緑地保全の効果の高い区域が近郊緑地保全区域として指定され（平成25年度末現在で、19地区、15,861ha）、この区域内における建築物等の新築、改築及び増築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為について、都県知事等への届出が義務づけられているなど、緑地保全の推進が図られている。

2. 国土形成計画

（全国計画の推進）

国土形成計画は、従来の開発基調の計画から成熟社会型への計画へと転換を図るとともに、総合的な国土の形成に関する施策の指針となる「全国計画」と、複数の都府県にまたがる広域地方計画区域における国土形成のための計画である「広域地方計画」から構成される二層の計画体系となっている。

全国計画においては、国土づくりの基本的な方針として、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることとしており、その実現のため、①東アジアとの円滑な交流・連携、②持続可能な地域の形成、③災害に強いしなやかな国土の形成、④美しい国土の管理と継承、⑤「新たな公」を基軸とする地域づくり、の5つを戦略的目標として掲げ、多様な主体の協働によって、計画を推進している。

（首都圏広域地方計画の推進）

首都圏においては、広域地方計画策定に向け、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、政令市（さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市）、国の出先機関、経済団体等を構成メンバーとする首都圏広域地方計画協議会が平成20年8月に発足し、同協議会を中心とした議論を経て、平成21年8月4日に首都圏広域地方計画を国土交通大臣決定した。

首都圏広域地方計画においては、世界の経済・社会をリードする風格ある圏域づくりを目指し、その実現のため、①日本全体を牽引する首都圏の国際競争力の強化、②人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現、③安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現、④良好な環境の保全・創出、⑤多様な主体の交流・連携がより活発な圏域の実現、の5つを戦

略的目標として掲げ、多様な主体の協働によって、計画に位置付けている24のプロジェクトを推進している。平成25年10月には首都圏広域地方計画協議会において、計画の推進状況を把握するためにモニタリングを実施した。

また、東日本大震災を受け、国土審議会防災国土づくり委員会において、平成23年7月に「災害に強い国土づくりへの提言」が取りまとめられたことを踏まえ、平成25年2月、首都圏広域地方計画協議会において「首都圏広域地方計画の総点検結果について」を取りまとめた。その後、地方自治体で策定されている地方防災計画等における広域的な連携・取組が必要な課題の対応状況についてアンケート調査を実施し、これらの結果を基に、平成26年2月、同協議会において、広域首都圏の地方自治体に向けて、「広域的な連携に関する地域防災計画等の修正状況及び記載事例集」として、調査結果を取りまとめた。

3. 大深度地下の適正かつ合理的な利用の推進

大深度地下利用については、平成12年に「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」（平成12年法律第87号）が成立し、平成13年より施行されている。

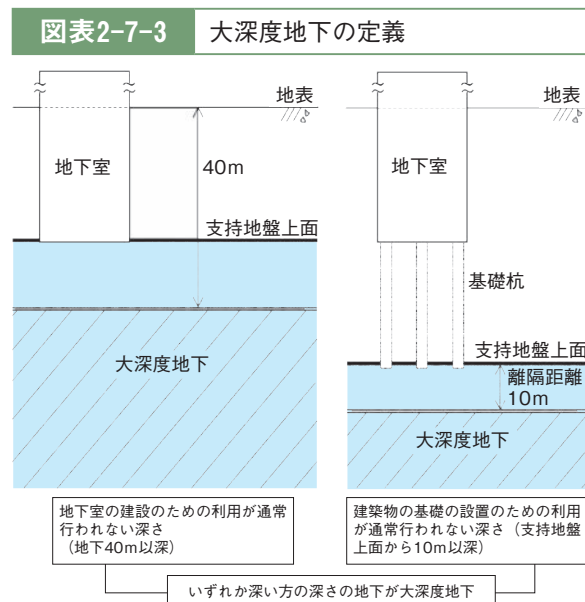
同法では、法律の対象地域（首都圏・近畿圏・中部圏：首都圏では、首都圏整備法に基づく既成市街地又は近郊整備地帯に含まれる1都4県の特別区、市町村の全域が対象。）において、道路、河川、鉄道、電気通信、ガス、上下水道等の公共の利益となる事業が大深度地下を使用する場合、国土交通大臣又は都府県知事の認可を受けた上で、原則として事前に補償を行うことなく、大深度地下に使用権を設定することができ、事業を実施することが可能となっている。

具体的なメリットとして、以下の点が挙げられる。

- ① ライフラインや社会資本の円滑な整備
- ② 合理的なルート設定による事業期間の短縮、コスト縮減への寄与
- ③ 地震に対する安全性向上、騒音・振動の減少、景観の保護

また、秩序ある地下利用を行うとともに、安全の確保や環境の保全等にも配慮する必要があるため、「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」（平成13年閣議決定）のほか、以下の指針を定めている。

- ・ 大深度地下使用技術指針・同解説（国土交通省告示第1113号）
- ・ 大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針（平成16年国都大第58号）
- ・ 大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針（平成16年国都大第58号）
- ・ 大深度地下の公共的使用におけるバリアフリー化の推進・アメニティーの向上に関する指針（平成17年国都大第22号）



資料：国土交通省

同法において認可を受けようとする事業者は、申請に先立って、事業概要書の送付及び公告・縦覧を行い、他の事業者から事業の共同化、事業区域の調整等の申出があった場合、調整に努めることとしている。

これらの調整を適切に行うため、対象地域ごとに、大深度地下使用協議会を設置し、大深度地下使用の構想・計画に関する情報交換や事業の共同化、事業間調整に関する協議を行うこととしており、首都圏大深度地下使用協議会については、国土交通省関東地方整備局がその運営を行っている。

平成25年度は、中央新幹線（東京都～名古屋市間）について、事前の事業間調整が行われている。また、東京外かく環状道路（関越～東名）について、平成26年3月に大深度地下の使用を認可した。

4. 筑波研究学園都市の整備

（1）筑波研究学園都市の現状

筑波研究学園都市は、我が国における高水準の試験研究・教育の拠点形成と首都圏既成市街地への人口の過度集中緩和を目的として、整備が進められている。

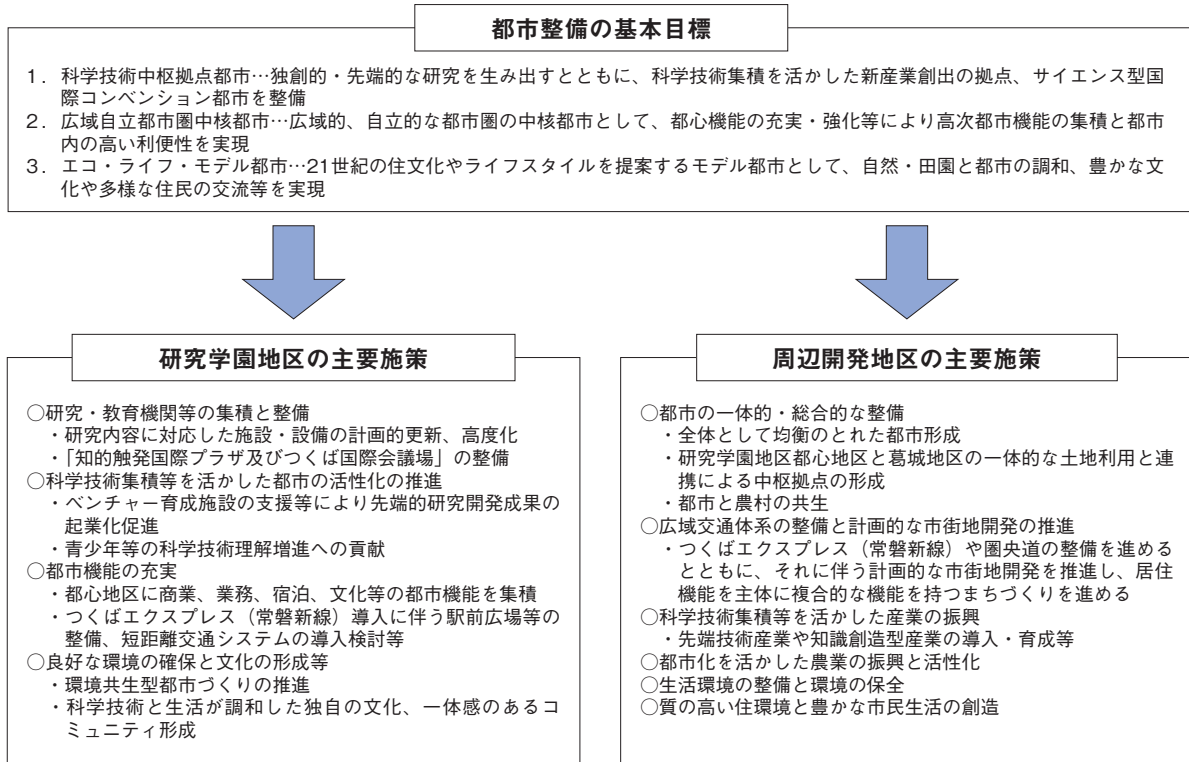
本都市に移転・新設した国等の試験研究教育機関等については、平成13年4月1日の一部機関の統合・独立行政法人化を経て、現在32機関が業務を行っており、周辺開発地区の研究開発型工業団地を中心に多数の民間研究所や研究開発型企业が立地している。

平成25年11月には、つくば市において、「筑波研究学園都市50周年記念式典」が開催された。

（2）研究学園地区・周辺開発地区の整備について

「筑波研究学園都市建設法」（昭和45年法律第73号）に基づく研究学園地区建設計画と周辺開発地区整備計画（いずれも平成10年4月改定）においては、今後の筑波研究学園都市が目指すべき都市整備の基本目標として、①科学技術中枢拠点都市、②広域自立都市圏中核都市、③エコ・ライフ・モデル都市、を掲げ、これを実現するための総合的な施策展開の方向を示している（図表2-7-4）。

図表2-7-4 研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画の骨子



5. 国会等の移転に関する検討

（国会等の移転の主な経緯）

国会等の移転とは、国会をはじめとする三権の中核機能を東京圏以外の地域へ移転することを意味し、平成2年の衆参両院における「国会等の移転に関する決議」以来検討がなされてきている。平成4年には、議員立法により「国会等の移転に関する法律」（平成4年法律第109号。以下「移転法」という。）が制定され、「国は、国会等の移転の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する」とされた。移転法により設置された国会等移転調査会において、平成7年に移転の意義、移転先地の選定基準等を内容とする「国会等移転調査会報告」がとりまとめられ、さらに、平成8年の移転法の一部改正により設置された国会等移転審議会は、平成11年12月に国会等の移転先候補地の選定等についての「国会等移転審議会答申」を内閣総理大臣に提出し、内閣総理大臣から国会に同答申の報告がなされた。

この答申を踏まえ、平成15年には、国会において超党派による「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が設置され、平成16年12月に同協議会で「座長とりまとめ」がまとめられた。この「座長とりまとめ」では、今後、同協議会において国会等の移転の意思決定に向けた議論に資するため、政府その他の関係者の協力を得て、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能（いわゆるバックアップ機能）の中核の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととされている。

政府としては、移転法に基づき、また「座長とりまとめ」の主旨を踏まえ、関連する調査や国民への情報提供等、国会における検討に必要な協力を行うこととしている。

6. 国の行政機関等の移転

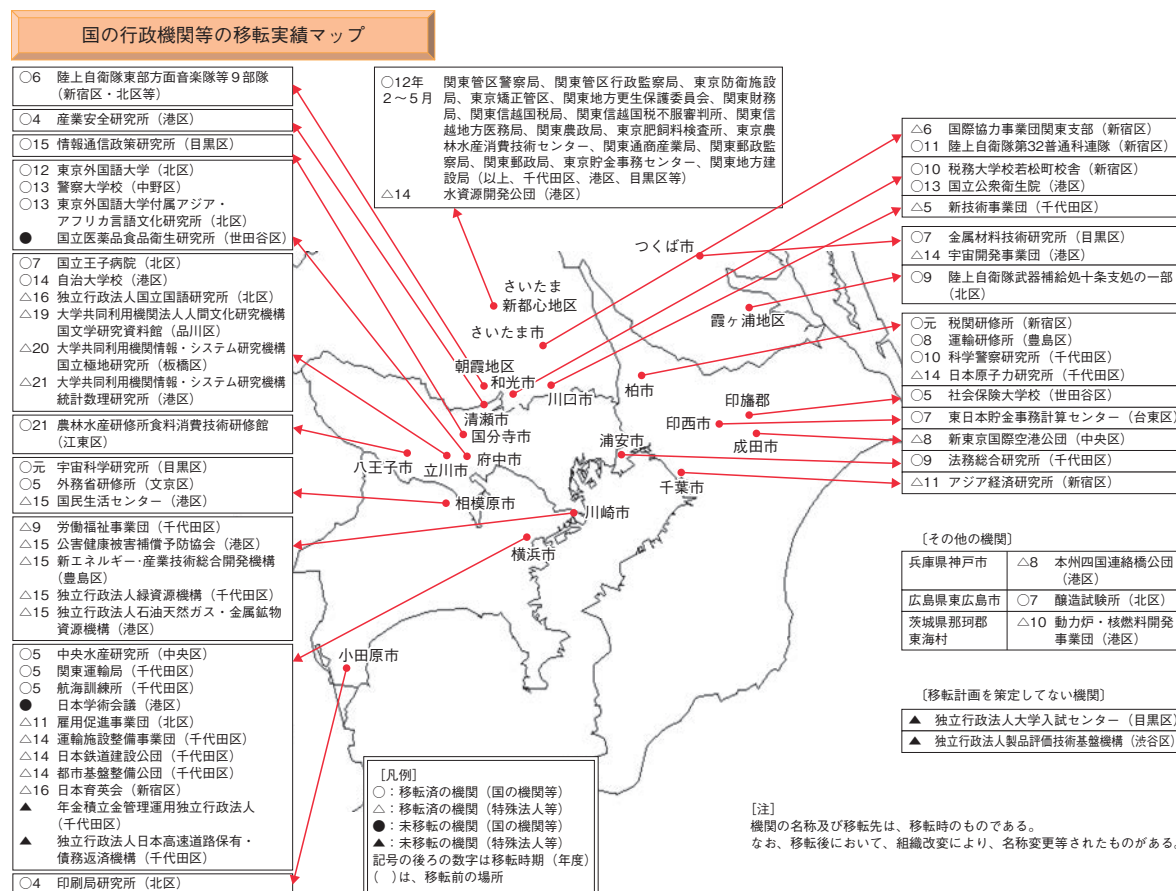
(移転に向けた取組の経緯)

国の行政機関等の移転については、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資することを目的として、「国の機関等の移転について」（昭和63年1月閣議決定）、多極分散型国土形成促進法及びこれに基づく国の行政機関等の移転に関する基本方針（昭和63年7月閣議決定）にのっとり、国の行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の東京都区部からの円滑な移転が推進されている。

閣議決定で移転対象とされた79機関11部隊等（廃止等により現在は71機関11部隊等）のうち、65機関11部隊等が移転した。

残る移転対象機関についても、閣議決定及び移転計画にしたがって移転が円滑に実施されるよう、その着実な推進を図っている。

図表2-7-5 国の行政機関等の移転実績マップ



資料：国土交通省

資料

首都圏整備に関する各種データ

1 人口の状況

1-1 首都圏各地域の人口と人口増加率の状況

	人 口 (千人)					人口増加率 (%)			
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	H2~7	H7~12	H12~17	H17~22
全国	123,611	125,570	126,926	127,768	128,057	1.6	1.1	0.7	0.2
首都圏	39,396	40,402	41,322	42,379	43,467	2.6	2.3	2.6	2.6
東京都	11,856	11,774	12,064	12,577	13,159	-0.7	2.5	4.2	4.6
東京都区部	8,164	7,968	8,135	8,490	8,946	-2.4	2.1	4.4	5.4
都心3区	266	244	268	326	375	-8.4	10.0	21.7	15.0
近隣3県	19,941	20,803	21,354	21,902	22,459	4.3	2.6	2.6	2.5
周辺4県	7,600	7,825	7,904	7,900	7,849	3.0	1.0	-0.0	-0.7

資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

1-2 首都圏における総人口に占める年齢3区分別人口割合の状況

(単位：%)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
0～14歳人口	全国	21.5	18.2	15.9	14.6	13.7	13.1
	首都圏	21.1	17.3	15.0	13.8	13.1	12.6
	東京都	18.0	14.6	12.7	11.8	11.3	11.2
	近隣3県	22.6	18.1	15.6	14.3	13.7	13.1
	周辺4県	22.5	19.3	16.9	15.3	14.3	13.5
15～64歳人口	全国	68.2	69.5	69.4	67.9	65.8	63.3
	首都圏	70.2	72.3	72.6	71.1	68.5	65.7
	東京都	73.0	74.1	73.9	72.0	69.1	67.3
	近隣3県	69.9	72.9	73.5	72.0	69.1	65.7
	周辺4県	66.7	68.0	68.1	67.1	65.7	63.1
65歳以上人口	全国	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	22.8
	首都圏	8.6	10.0	12.2	15.0	17.9	20.8
	東京都	8.9	10.5	13.0	15.8	18.3	20.1
	近隣3県	7.5	8.8	10.8	13.6	16.9	20.5
	周辺4県	10.9	12.6	15.0	17.5	20.0	22.7

注：内訳の合計が100%とならないのは、数値の四捨五入の関係及び人口割合の分母である「総人口」に「年齢不詳」を含むことによる。

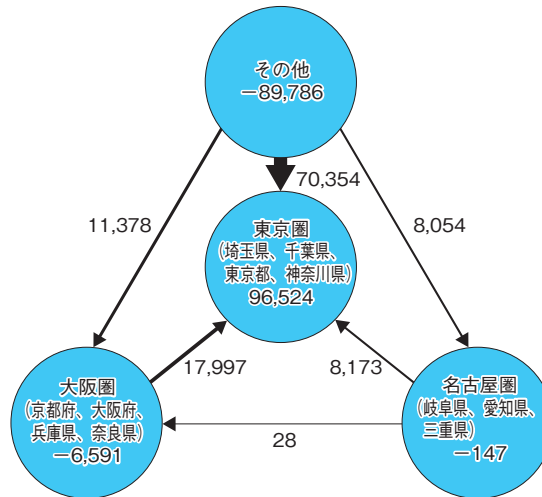
資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

1-3 首都圏における65歳以上単身世帯の状況

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
65歳以上単身世帯数 (単位：千世帯)	全国	1,181	1,623	2,202	3,032	3,865	4,791
	首都圏	286	414	594	881	1,177	1,546
	東京都	134	187	265	388	498	622
	近隣3県	102	157	234	362	507	704
	周辺4県	50	70	95	131	171	220
65歳以上単身世帯数の割合 (一般世帯総数に占める) (単位：%)	全国	3.1	4.0	5.0	6.5	7.9	9.2
	首都圏	2.3	3.0	4.0	5.5	6.9	8.4
	東京都	3.0	4.0	5.3	7.2	8.7	9.8
	近隣3県	1.8	2.4	3.2	4.6	6.0	7.7
	周辺4県	2.4	3.1	3.8	4.9	6.2	7.6
65歳以上単身世帯数の割合 (65歳以上人口に占める) (単位：%)	全国	9.5	10.9	12.1	13.8	15.1	16.4
	首都圏	8.8	10.5	12.0	14.2	15.5	17.1
	東京都	12.7	15.1	17.3	20.3	21.7	23.6
	近隣3県	7.4	9.0	10.4	12.5	13.7	15.3
	周辺4県	6.3	7.3	8.1	9.5	10.8	12.3

資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

1-4 大都市圏における人口移動量（平成25年）



注：数字は転入者数と転出者数の差（人）を表す。

資料：「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）により国土交通省都市局作成

1-5 業務核都市における人口の状況

(単位：人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
全国	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352
首都圏	37,618,340	39,396,483	40,402,054	41,321,883	42,379,351	43,467,160
東京都区部	8,354,615	8,163,573	7,967,614	8,134,688	8,489,653	8,945,695
業務核都市計 ^{注1}	9,333,461	10,116,756	10,543,206	10,950,003	11,380,639	11,925,831
横浜市	2,992,926	3,220,331	3,307,136	3,426,651	3,579,628	3,688,773
川崎市	1,088,624	1,173,603	1,202,820	1,249,905	1,327,011	1,425,512
厚木市	175,600	197,283	208,627	217,369	222,403	224,420
町田市	321,188	349,050	360,525	377,494	405,534	426,987
相模原市 ^{注2}	482,778	531,542	570,597	605,561	628,698	717,544
八王子市	426,654	466,347	503,363	536,046	560,012	580,053
立川市	146,523	152,824	157,884	164,709	172,566	179,668
多摩市	122,135	144,489	148,113	145,862	145,877	147,648
青梅市	110,828	125,960	137,234	141,394	142,354	139,339
川越市	285,437	304,854	323,353	330,766	333,795	342,670
熊谷市 ^{注3}	177,869	187,968	192,523	192,527	191,107	203,180
さいたま市 ^{注4}	922,757	1,007,569	1,078,545	1,133,300	1,176,314	1,222,434
春日部市 ^{注5}	207,021	226,449	238,598	240,924	238,506	237,171
越谷市	253,479	285,259	298,253	308,307	315,792	326,313
柏市 ^{注6}	311,155	347,002	362,880	373,778	380,963	404,012
土浦市 ^{注7}	120,175	127,471	132,243	134,702	135,058	143,839
つくば市 ^{注8}	150,074	168,466	182,327	191,814	200,528	214,590
牛久市 ^{注9}	51,926	60,693	66,338	73,258	77,223	81,684
成田市 ^{注10}	77,181	86,708	91,470	95,704	100,717	128,933
千葉市	788,930	829,455	856,878	887,164	924,319	961,749
木更津市	120,201	123,433	123,499	122,768	122,234	129,312

注1：業務核都市に含まれる表中の市を対象とした。

市のデータは平成22年10月1日現在の境域とし、市の一部が業務核都市に指定されている場合も、市全域のデータとした。

注2：相模原市（平成22年）には、合併前の津久井町及び相模湖町の数値を含む。

注3：熊谷市には、合併前の大里町（村）及び妻沼町の数値を含む。

注4：さいたま市には、合併前の浦和市、大宮市、与野市及び岩槻市の数値を含む。

注5：春日部市には、合併前の庄和町の数値を含む。

注6：柏市には、合併前の沼南町の数値を含む。

注7：土浦市（平成22年）には、合併前の新治村の数値を含む。

注8：つくば市には、合併前の大穂町、豊里町、谷田部町、桜村、筑波町及び莩崎町の数値を含む。

注9：牛久市は、昭和61年6月に市制へ移行。それ以前は、牛久町の数値。

注10：成田市（平成22年）には、合併前の下総町及び大柴町の数値を含む。

資料：「国勢調査」（総務省）により国土交通省都市局作成

1-6 業務核都市における事業所数（民間）の状況

(単位：事業所)

	昭和61年	平成3年	平成6年	平成8年	平成11年	平成13年	平成16年	平成18年	平成21年
全国	6,511,741	6,559,377	6,550,245	6,521,837	6,203,249	6,138,312	5,728,492	5,722,559	5,886,193
首都圏	1,932,041	1,960,650	1,966,943	1,970,027	1,870,648	1,860,928	1,738,656	1,759,349	1,832,839
東京都区部	657,499	634,114	629,367	620,959	580,531	577,545	538,602	549,199	547,610
業務核都市計 ^{注1}	372,777	395,301	400,025	406,599	387,210	385,438	362,142	367,087	404,120
横浜市	116,200	120,861	121,092	123,040	115,100	114,563	107,201	107,557	121,943
川崎市	44,124	46,275	46,691	45,942	43,255	42,023	41,249	39,260	43,525
厚木市	8,693	9,858	10,452	10,539	10,347	10,120	9,472	9,565	10,083
町田市	9,491	10,055	10,434	11,850	11,374	11,679	11,332	11,807	12,666
相模原市 ^{注8}	20,954	22,971	23,381	23,193	24,427	23,680	22,620	22,281	24,790
八王子市	15,667	16,580	16,947	19,205	18,281	18,620	17,709	18,468	19,542
立川市	7,834	7,564	7,352	7,410	7,045	7,345	7,225	7,541	8,015
多摩市	2,178	2,926	3,126	3,408	3,382	3,640	3,190	3,435	3,882
青梅市	4,723	4,946	5,005	5,187	4,872	5,074	4,804	4,765	4,979
川越市	11,107	11,560	11,599	11,398	10,914	11,094	10,241	10,446	11,406
熊谷市 ^{注2}	9,320	9,325	9,406	9,594	9,228	9,175	8,351	8,688	9,194
さいたま市 ^{注3}	38,765	41,895	42,711	43,424	41,130	41,021	36,769	39,555	43,066
春日部市 ^{注4}	8,366	8,807	8,902	9,056	8,681	8,599	7,690	7,657	8,167
越谷市	10,323	11,828	11,974	12,614	11,940	11,269	10,738	11,220	11,947
柏市 ^{注5}	10,227	11,735	11,830	11,869	11,433	11,112	10,360	11,167	12,189
土浦市 ^{注9}	7,801	7,916	7,905	7,960	7,402	7,222	6,737	6,669	7,072
つくば市 ^{注6}	5,854	6,316	6,522	7,296	7,051	7,080	6,953	7,309	8,302
牛久市 ^{注7}	1,374	1,574	1,830	2,114	2,178	2,380	2,422	2,348	2,406
成田市 ^{注10}	4,493	4,830	5,006	5,112	4,832	5,150	4,960	5,135	5,502
千葉市	29,442	31,690	31,980	30,834	29,157	29,290	27,195	27,353	30,198
木更津市	5,841	5,789	5,880	5,554	5,181	5,302	4,924	4,861	5,246

注1：業務核都市に含まれる表中の市を対象とした。

市のデータは平成18年10月1日現在の境域とし、市の一部が業務核都市に指定されている場合も、市全体のデータとした。

注2：熊谷市については、平成18年以前のデータは合併前の大里町（村）及び妻沼町の数値を含み、平成21年のデータは合併後の江南町の数値を含む。

注3～7：「1-5 業務核都市における人口の状況」の脚注を参照。

注8：相模原市について、平成18年以前のデータは合併前の津久井町及び相模湖町の数値を含み、平成21年のデータは合併後の城山町及び藤野町の数値を含む。

注9：土浦市には、合併前の新治村の数値を含む。

注10：成田市には、合併前の下総町及び大栄町の数値を含む。

注11：「事業所・企業統計調査」は平成18年を最後に、「経済センサス」に統合されたため、平成18年度以前のデータと単純に比較できない。

資料：平成18年まで「事業所・企業統計調査（総務省）」、平成21年は「経済センサス」（総務省）により国土交通省都市局作成

1-7 業務核都市における従業者数（民間）の状況

(単位：人)

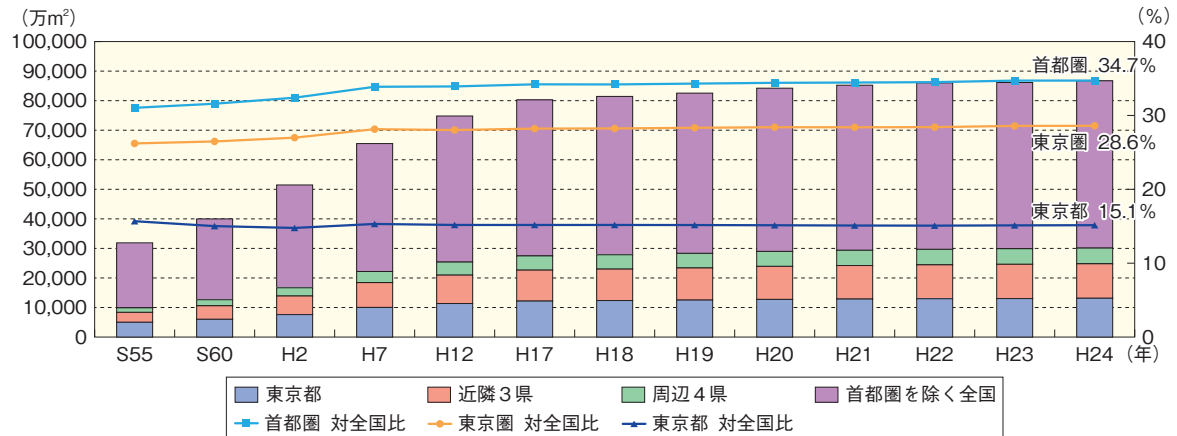
	昭和61年	平成3年	平成6年	平成8年	平成11年	平成13年	平成16年	平成18年	平成21年
全国	49,224,514	55,013,776	54,366,015	57,583,042	53,806,580	54,912,703	52,067,396	54,184,428	58,442,129
首都圏	16,358,753	18,663,626	18,318,707	19,505,813	18,079,172	18,798,365	17,953,460	18,905,137	20,720,235
東京都区部	6,312,581	6,964,640	6,570,661	7,040,196	6,319,406	6,711,510	6,456,600	6,859,800	7,542,838
業務核都市計 ^{注1}	3,300,975	3,941,751	3,986,999	4,243,621	4,001,919	4,123,418	3,936,883	4,188,972	4,750,205
横浜市	1,044,236	1,216,309	1,218,582	1,289,372	1,215,524	1,246,714	1,185,778	1,271,937	1,468,395
川崎市	454,355	505,168	499,269	504,118	468,140	464,655	447,983	459,768	517,728
厚木市	102,936	133,342	139,141	145,871	135,096	135,712	128,404	132,103	144,697
町田市	81,574	96,141	99,163	113,130	105,943	115,549	116,992	126,827	134,592
相模原市 ^{注8}	175,652	213,667	219,043	224,132	225,101	226,317	212,551	223,079	252,931
八王子市	139,029	169,547	169,281	198,951	187,974	197,074	191,713	205,740	221,681
立川市	71,352	84,637	81,033	82,015	79,440	88,823	84,823	94,607	109,038
多摩市	21,693	40,279	44,867	48,178	51,300	52,582	49,805	56,532	63,391
青梅市	40,015	49,644	47,313	51,182	49,637	52,929	50,869	50,597	52,721
川越市	97,384	113,763	113,716	120,699	111,962	120,838	116,856	123,538	137,578
熊谷市 ^{注2}	72,058	80,376	78,661	84,798	81,008	82,296	78,734	80,392	89,659
さいたま市 ^{注3}	321,483	390,532	402,621	441,162	410,504	420,439	397,334	438,942	500,855
春日部市 ^{注4}	51,521	62,174	62,796	67,669	62,868	63,299	59,170	62,341	65,136
越谷市	69,028	89,152	90,121	98,235	92,824	92,360	87,967	95,195	106,944
柏市 ^{注5}	84,441	109,363	112,562	118,472	114,270	118,335	111,637	119,138	135,404
土浦市 ^{注9}	62,365	71,873	70,458	76,157	70,366	71,585	67,581	72,289	78,119
つくば市 ^{注6}	41,797	55,948	60,029	71,494	70,302	73,968	73,709	96,917	116,214
牛久市 ^{注7}	9,285	13,351	15,084	17,283	17,871	19,973	21,624	21,409	24,076
成田市 ^{注10}	53,033	71,510	73,057	80,510	78,570	85,761	85,073	78,735	91,895
千葉市	266,306	327,908	347,328	364,175	332,173	350,984	326,411	336,430	392,002
木更津市	41,432	47,067	42,874	46,018	41,046	43,225	41,869	42,456	47,149

注：「1-6 業務核都市における事業所数（民間）の状況」の脚注を参照。

資料：平成18年まで「事業所・企業統計調査（総務省）」、平成21年は「経済センサス」（総務省）により国土交通省都市局作成

2 産業機能の状況

2-1 事務所・店舗等床面積の推移

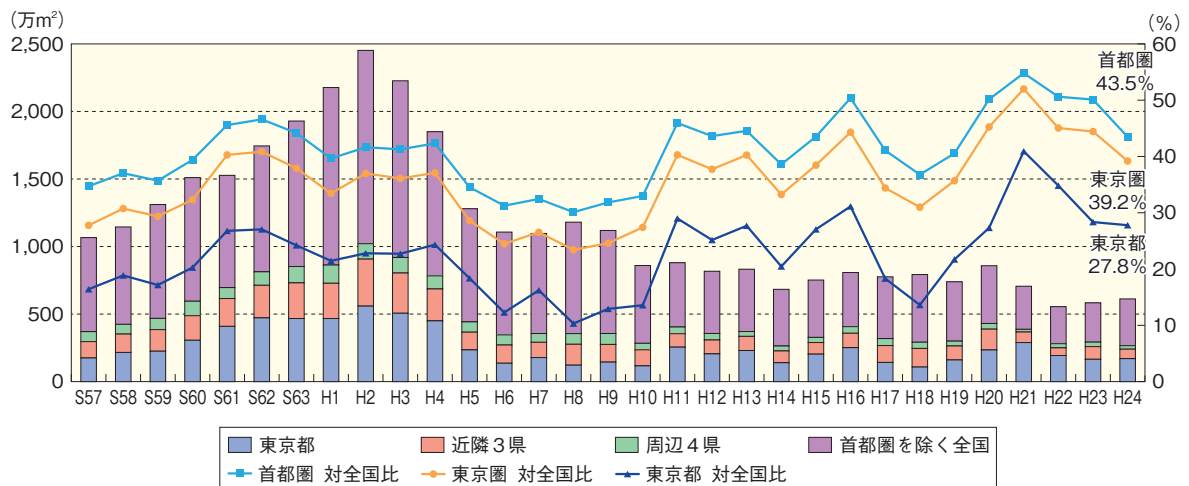


注1：事務所・店舗等とは、木造の事務所・銀行及び店舗並びに非木造の事務所・店舗・百貨店及び銀行を指す。

注2：折れ線グラフは、それぞれ対全国比を表す。

資料：「固定資産の価格等の概要調査」（総務省）により国土交通省都市局作成。

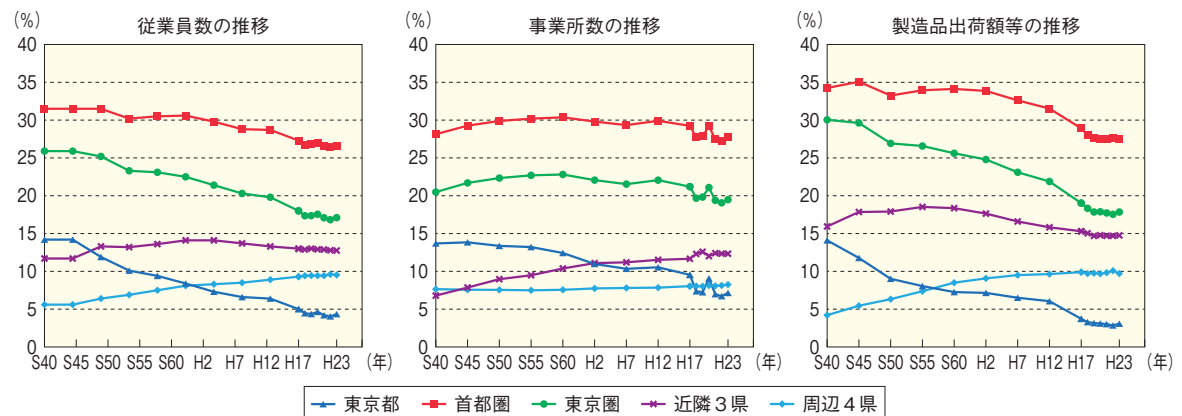
2-2 事務所着工床面積の推移



注：折れ線グラフは、それぞれ対全国比を表す。

資料：「建築統計年報」（国土交通省）により国土交通省都市局作成。

2-3 製造業の対全国シェアの推移



注：平成18年、19年、21年、22年は「従業者4人以上の事業所に関する統計表」より作成。

資料：「工業統計表（経済産業省）」、「平成24年経済センサスー活動調査（製造業）」（総務省・経済産業省）により国土交通省都市局作成

2-4 各都県における主要農業・林業・水産業部門のシェア等

主要農業部門のシェア等（平成24年）

	農業産出額 (億円)	全国順位	農業産出額部門別シェア(%)				耕地面積 (千ha)
			1位	2位	3位		
全 国	86,106		畜産 30.8	野菜 25.4	米 23.6	4,549	
首都圏	17,339		野菜 38.2	畜産 25.5	米 19.7	632	
茨城県	4,281	2	野菜 38.0	畜産 25.1	米 23.5	174	
千葉県	4,153	3	野菜 39.8	畜産 25.1	米 19.6	128	
栃木県	2,786	8	畜産 31.8	米 29.9	野菜 29.3	126	
群馬県	2,220	15	畜産 40.2	野菜 38.3	米 8.9	74	
埼玉県	2,012	18	野菜 48.8	米 22.5	畜産 13.9	78	
山梨県	811	34	果実 61.4	野菜 13.3	畜産 8.8	25	
神奈川県	805	35	野菜 55.2	畜産 18.8	果実 10.7	20	
東京都	271	47	野菜 56.8	花き 18.5	果実 10.7	8	

注：計数については、表示単位未満を四捨五入しており、計と内訳が一致しない場合がある。

資料：「平成24年農業産出額及び生産農業所得（都道府県別）」、「平成24年耕地及び作付面積統計」（農林水産省）により国土交通省都市局作成

主要林業部門のシェア等（平成24年）

	林業産出額 (千万円)	全国順位	林業産出額主要部門別シェア (%)				現況森林面積 (千ha)
			1位	2位	3位		
全 国	38,873		栽培きのご類 49.7	木材生産 49.3	薪炭生産 0.8	24,462	
首都圏	2,684		木材生産 54.5	栽培きのご類 45.2	薪炭生産 0.3	1,736	
栃木県	824	13	木材生産 64.3	栽培きのご類 35.2	薪炭生産 0.5	341	
群馬県	725	17	栽培きのご類 69.7	木材生産 29.9	薪炭生産 0.4	404	
茨城県	539	25	木材生産 69.9	栽培きのご類 30.1	薪炭生産 0.0	188	
埼玉県	192	38	栽培きのご類 59.4	木材生産 40.6	薪炭生産 0.5	122	
山梨県	164	40	木材生産 81.1	栽培きのご類 18.9	薪炭生産 0.0	347	
千葉県	111	41	栽培きのご類 50.5	木材生産 48.6	薪炭生産 0.9	160	
東京都	74	44	木材生産 66.2	栽培きのご類 33.8	薪炭生産 0.0	79	
神奈川県	55	45	栽培きのご類 54.5	木材生産 45.5	薪炭生産 0.0	94	

注1：計数については、表示単位未満を四捨五入しており、計と内訳が一致しない場合がある。

注2：「現況森林面積」については、平成22年値である。

資料：「平成24年林業産出額」、「2010年世界農林業センサス」（農林水産省）により国土交通省都市局作成

海面における主要水産業部門のシェア等（平成24年）

	漁業生産額 (海面漁業・養殖業) (億円)	全国順位	漁業生産額魚種別シェア (%)				生産量 (海面漁業・養殖業) (千t)
			海面漁業		海面養殖業		
			1位	2位	1位		
全 国	13,285		まぐろ類 13.3	その他魚類 9.0	ぶり類 25.9	4,797	
首都圏	398		まぐろ類 22.8	かつお類 15.2	のり類 87.4	221	
東京都	×	—	まぐろ類 39.5	かつお類 29.8	×	×	
千葉県	247	18	いわし類 19.3	ぶり類 13.0	のり類 96.7	173	
神奈川県	151	25	まぐろ類 39.1	かつお類 19.7	わかめ類 56.7	47	
茨城県	×	—	さば類 37.8	いわし類 21.2	×	×	
栃木県	—	—	—	—	—	—	
群馬県	—	—	—	—	—	—	
埼玉県	—	—	—	—	—	—	
山梨県	—	—	—	—	—	—	

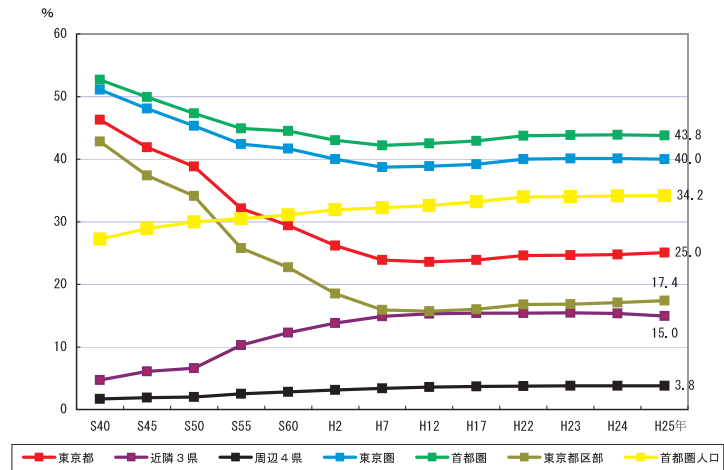
注1：東京都及び茨城県の漁業生産額、海面養殖業生産額及び海面養殖業量については、秘匿措置（調査客体が2以下）により非公表である。このため、漁業生産額の魚種別シェアのうち、海面漁業のシェアのみ計上している。

注2：首都圏の漁業生産額及び生産量は、千葉県及び神奈川県の計である。

注3：計数については、表示単位未満を四捨五入しており、計と内訳が一致しない場合がある。

資料：「平成24年漁業生産額」、「平成24年漁業・養殖業生産統計」（農林水産省）により国土交通省都市局作成

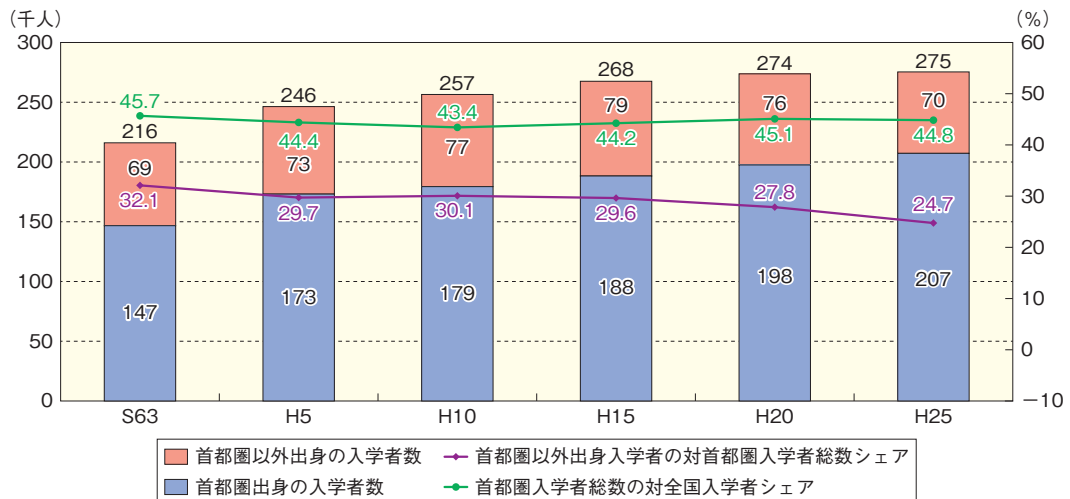
2-5 大学・短期大学・大学院学生数の対全国シェアの推移



注：地域区分は、在籍する学部、研究科、学科等の所在地による

資料：「学校基本調査報告書」（文部科学省）、「国勢調査」（総務省）、「人口推計」（総務省）により国土交通省都市局作成

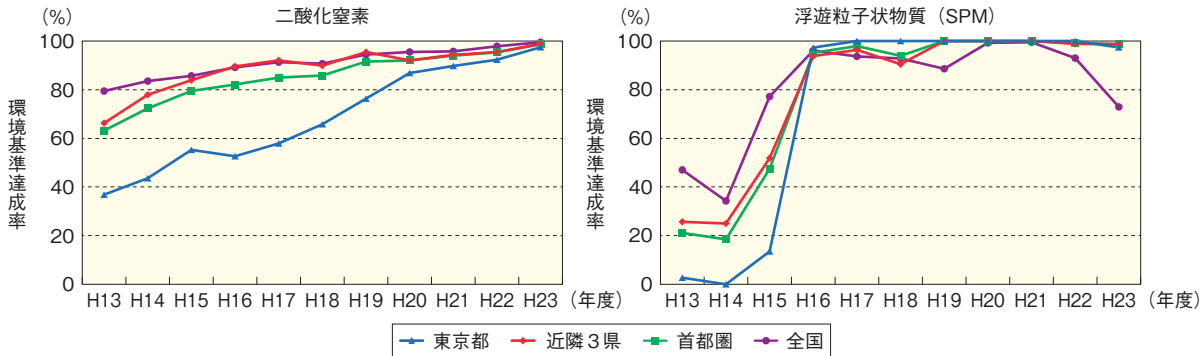
2-6 首都圏にある大学への入学者数とその出身者別内訳とシェアの推移



資料：「学校基本調査報告書」（文部科学省）

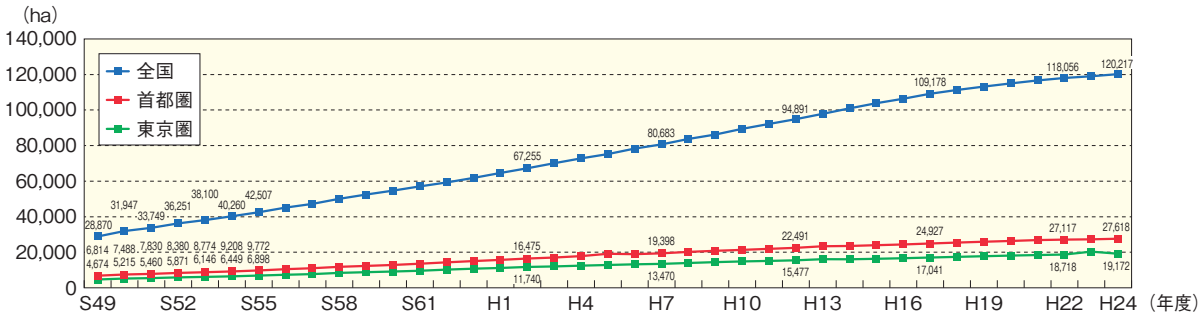
3 環境との共生

3-1 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準達成状況 (自動車排出ガス測定局)



資料：「大気汚染状況について」(環境省)により国土交通省都市局作成

3-2 都市公園等開園面積の推移



注：各年度3月31日現在の数値

資料：国土交通省資料により国土交通省都市局作成

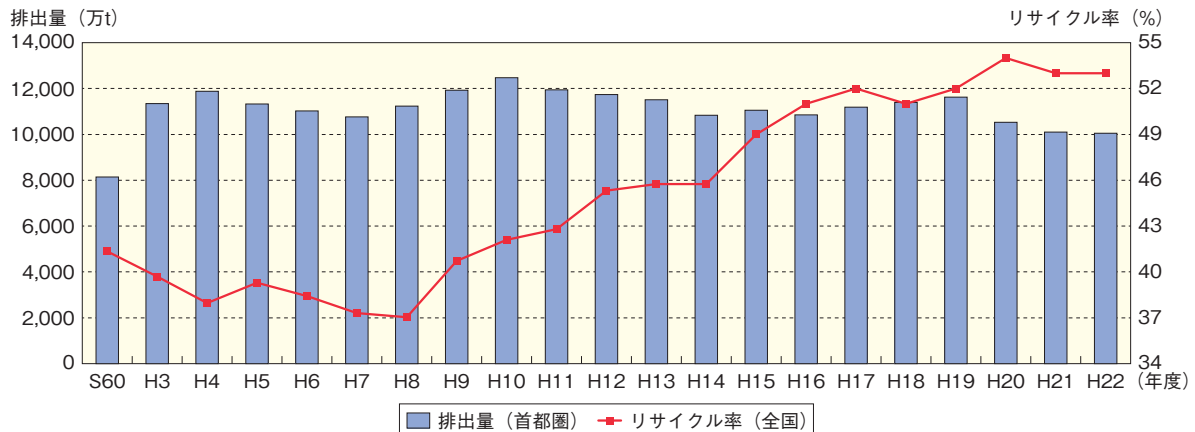
3-3 首都圏における緑地保全関連制度の指定状況

	S61		H5		H12		H24	
	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)
特別緑地保全地区	22	143	47	281	69	358	233	940
近郊緑地保全区域	18	15,693	18	15,693	18	15,693	19	15,861
近郊緑地特別保全地区	8	653	8	655	9	758	13	1,020
歴史的風土保存区域	5	956	5	956	5	989	5	989
歴史的風土特別保全地区	9	266	13	571	13	571	13	574

注：各種制度は、都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による。特別緑地保全地区には近郊緑地特別保全地区を含まない。

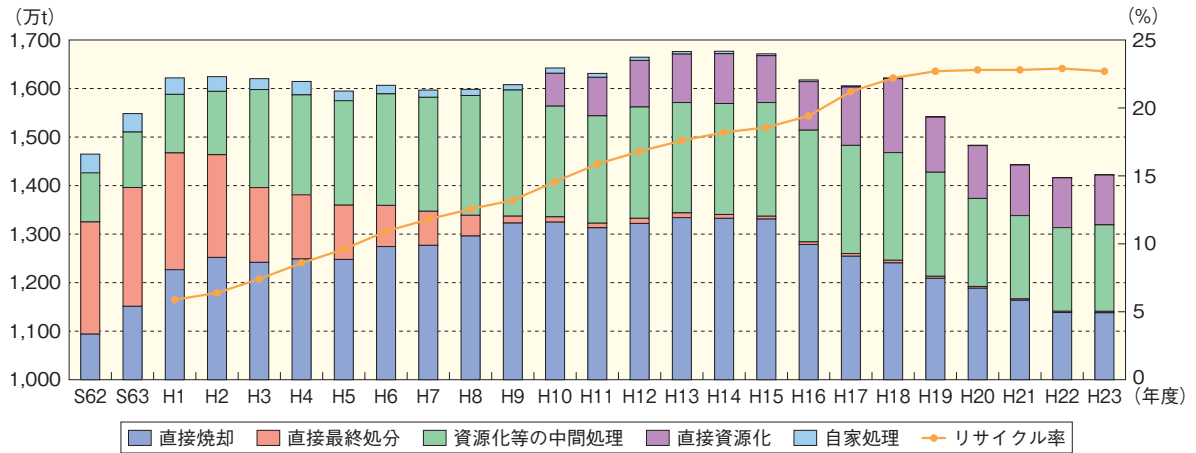
資料：国土交通省資料により都市局作成

3-4 首都圏における産業廃棄物の排出量及び全国のリサイクル率の推移



資料：環境省資料により国土交通省都市局作成

3-5 首都圏における一般廃棄物の処理方法別の排出量及びリサイクル率の推移



注1：処分方法別の処分量を元に作成している。

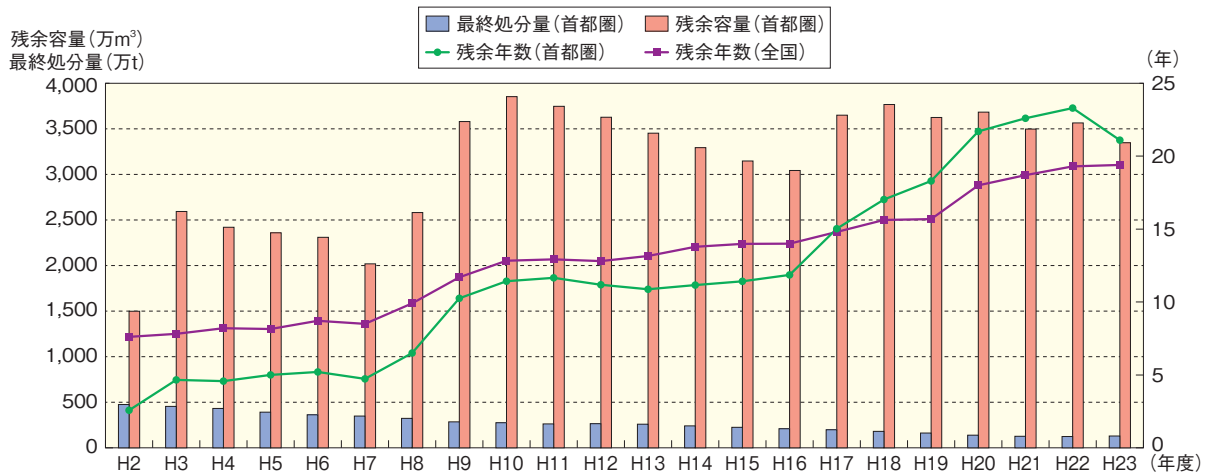
注2：「資源化等の中間処理」の処理方法は、高速堆肥化施設、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、ごみ燃料化施設及びその他における処理をいう。

注3：排出量には集団回収量は含まない。

注4：リサイクル率=(中間処理後の再生利用量+直接資源化量+集団回収量)/(ごみ総処理量+集団回収量)。

資料：環境省資料により国土交通省都市局作成

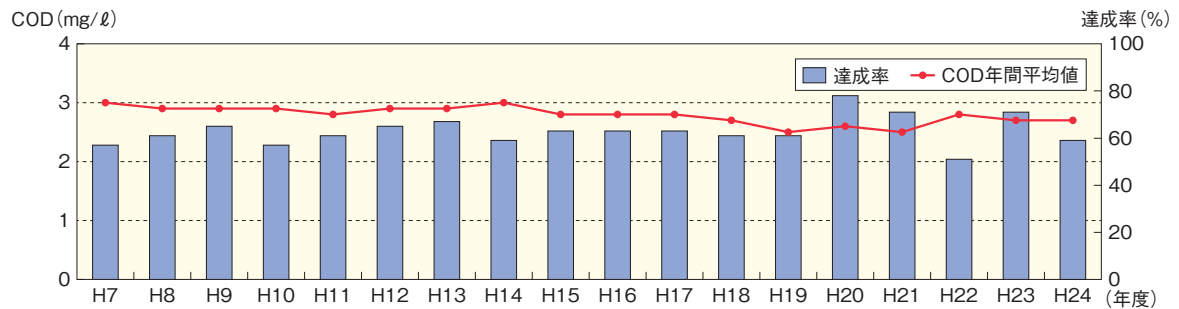
3-6 首都圏における一般廃棄物最終処分場の残余年数の推移



注：残余年数注：残余年数=当該年度の処分場残余容量/(当該年度の最終処分量/埋立ごみ比重 (=0.8163))。

資料：環境省資料により国土交通省都市局作成

3-7 東京湾におけるCOD及び環境基準の地点達成率

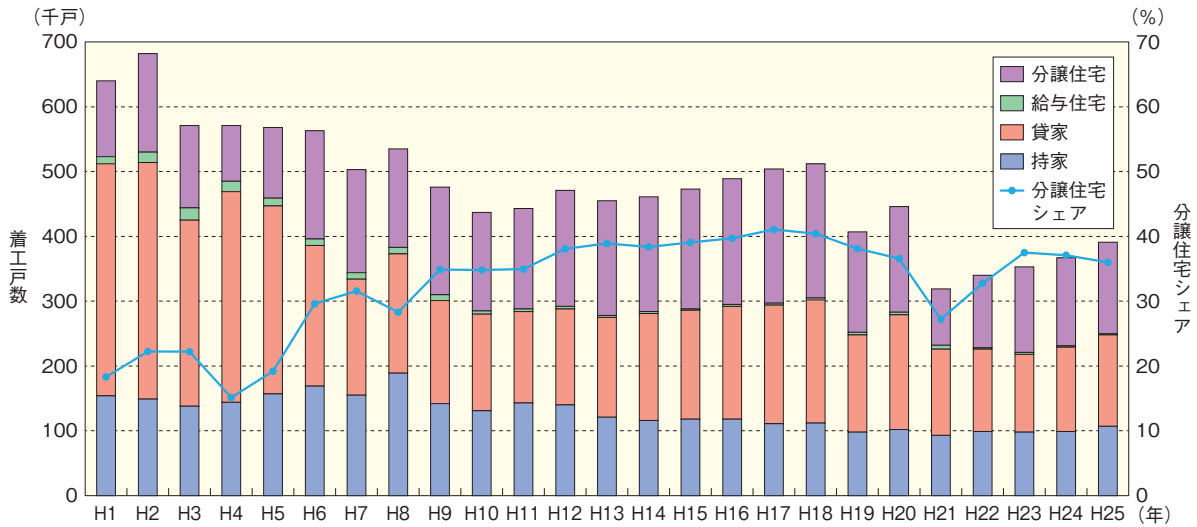


注：地点達成率=(環境基準達成地点数/基準地点数)×100

資料：「平成24年度公共用水域水質測定結果」(環境省)により国土交通省都市局作成

4 住宅の供給状況

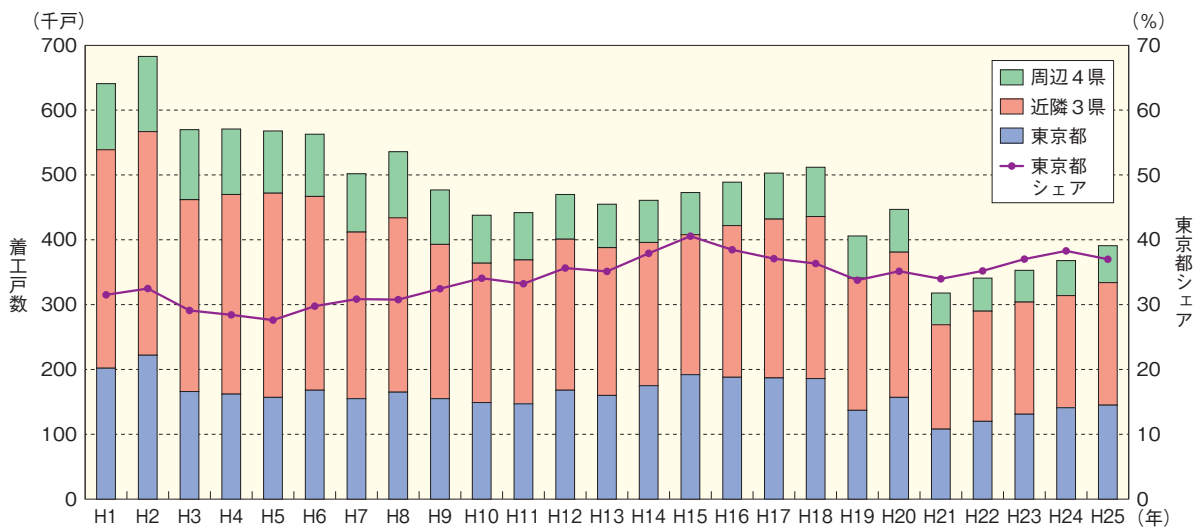
4-1 首都圏の利用関係別の新設住宅着工戸数の推移



注：「持家」とは、建築主が自分で居住する目的で建築するもの。「貸家」とは、建築主が賃貸する目的で建築するもの。「給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。「分譲住宅」とは、建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

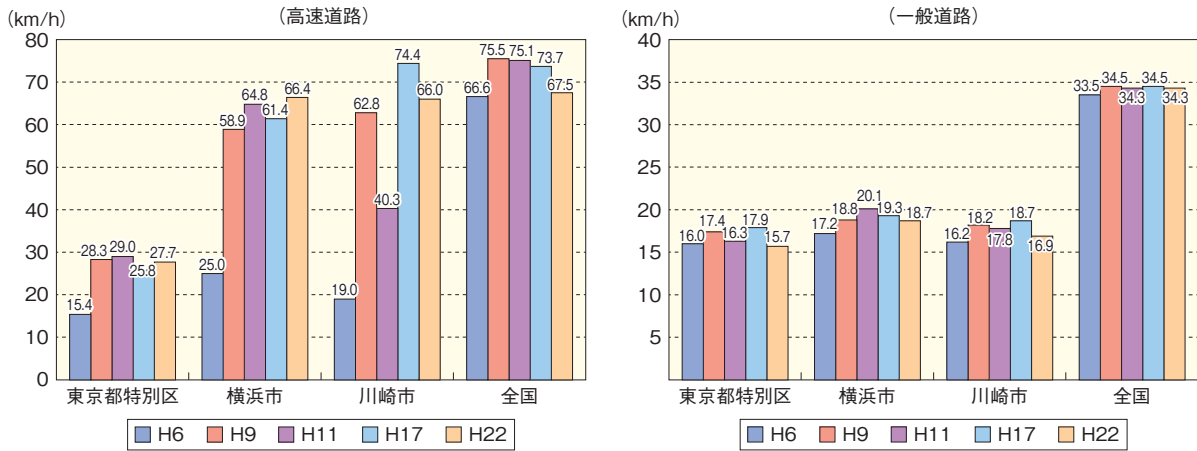
資料：「住宅着工統計」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

4-2 首都圏の地域別の新設住宅着工戸数の推移



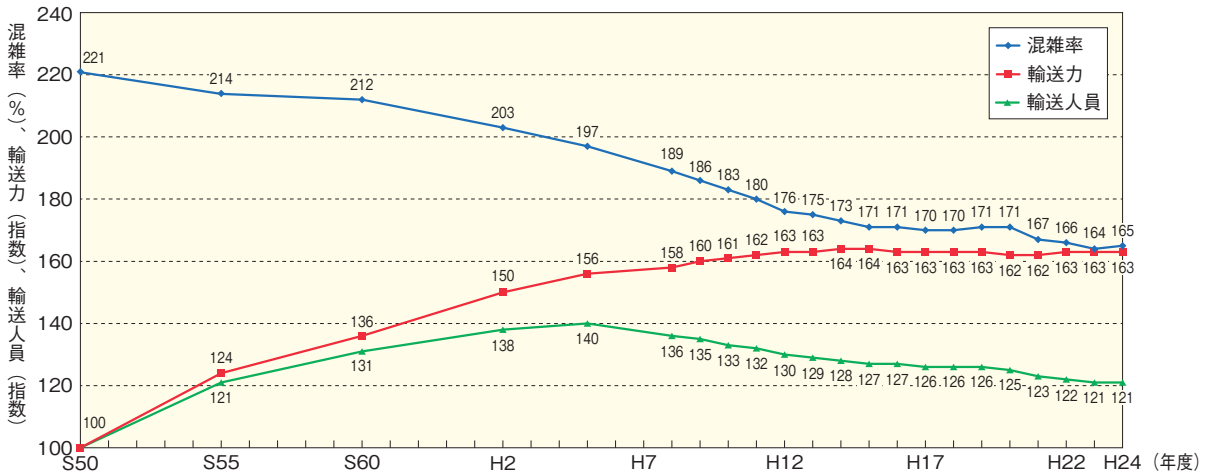
5 将来に引き継ぐ社会資本の整備

5-1 東京圏主要都市の道路における混雑時平均旅行速度



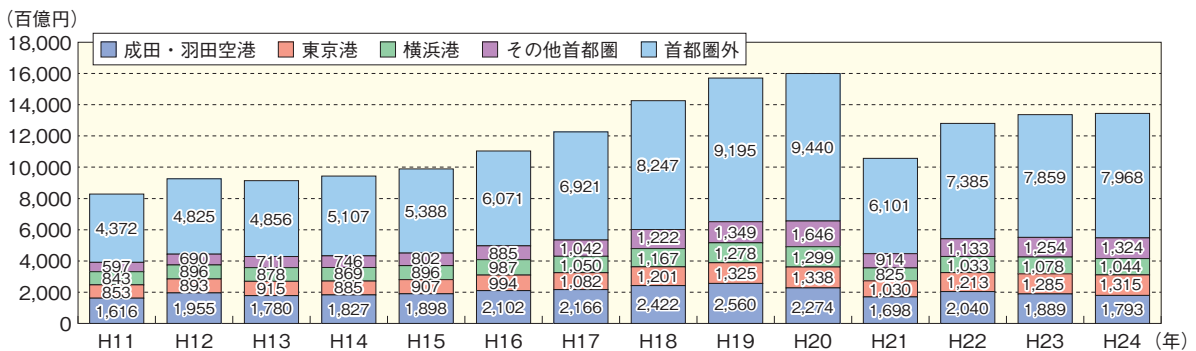
資料：「道路交通センサス」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

5-2 東京圏の最混雑区間における平均混雑率、輸送力、輸送人員の推移



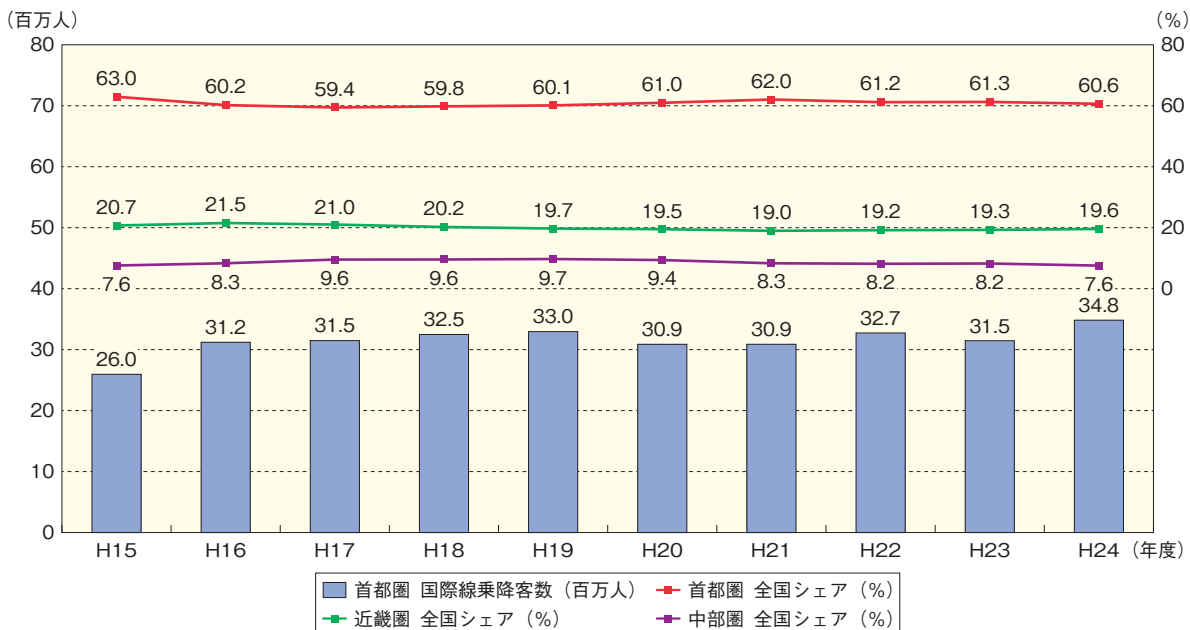
注1：国土交通省において昭和30年から継続的に混雑率の統計をとっている主要31区間
 注2：輸送力、輸送人員は、昭和50年度を100とした指数
 資料：国土交通省資料により都市局作成

5-3 首都圏と全国の貿易額の推移



資料：「外国貿易概況」（(財)日本関税協会）により国土交通省都市局作成

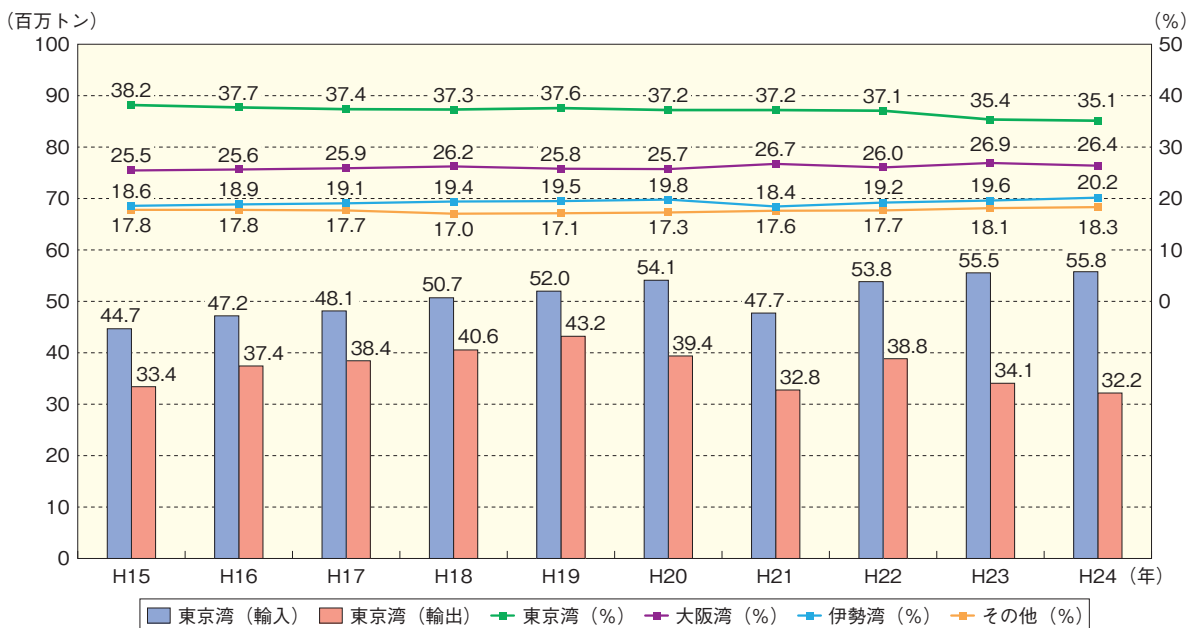
5-4 首都圏の空港の利用状況と三大都市圏のシェア



注：首都圏とは成田国際空港及び東京国際空港の合計、中部圏とは中部国際空港及び名古屋空港、近畿圏とは関西国際空港の乗降客数及び貨物取扱量を指す。

資料：「空港管理状況調査」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

5-5 首都圏における外貿コンテナ取扱貨物量と三大湾のシェア

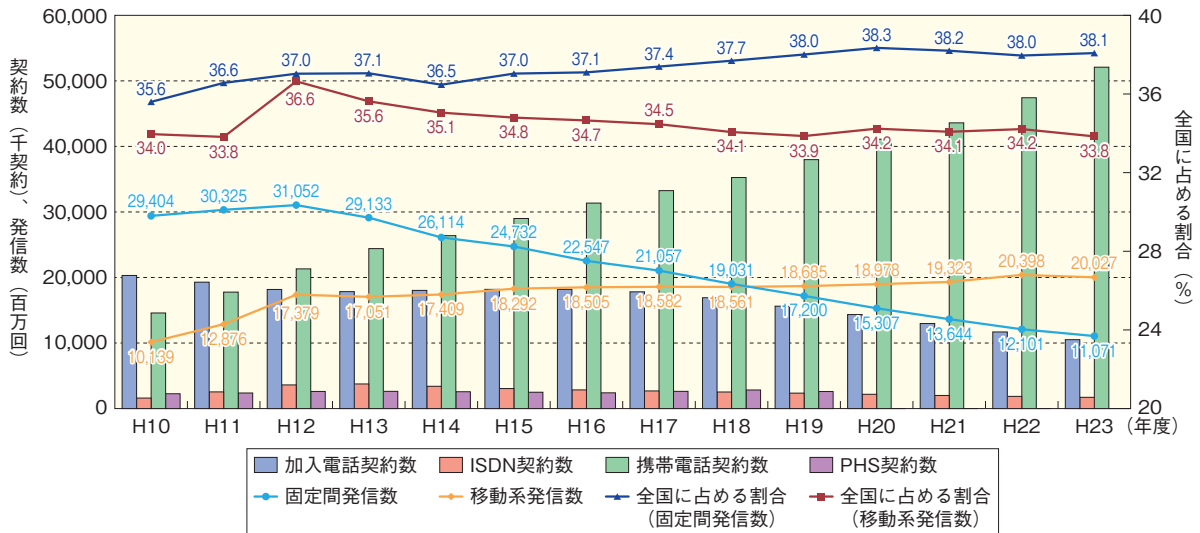


注1：東京湾とは千葉港、東京港、横浜港、川崎港、横須賀港の、大阪湾とは大阪港、堺泉北港、神戸港の、伊勢湾とは名古屋港、三河港、四日市市のそれぞれの取扱貨物量の合計を指す。

注2：内訳の合計が100%とならないのは、数値の四捨五入の関係による。

資料：「港湾統計（年報）」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

5-6 首都圏における各種電話の契約数と発信数



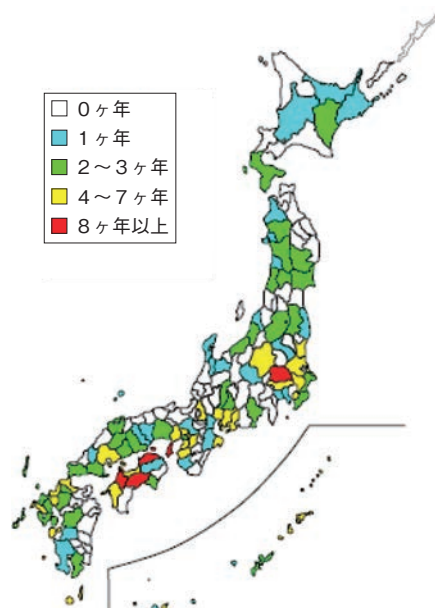
注1：「固定回線発信数」とは、加入電話及びISDNからの発信のうち、加入電話、ISDN、無線呼出しへの発信数

注2：「移動系発信数」とは、携帯電話及びPHSからの全発信数

注3：平成20年度以降のPHS契約数、PHS発信数は非公表のため、移動系発信数は携帯電話の発信数

資料：「テレコムデータブック」((社)電気通信事業者協会)により国土交通省都市局作成

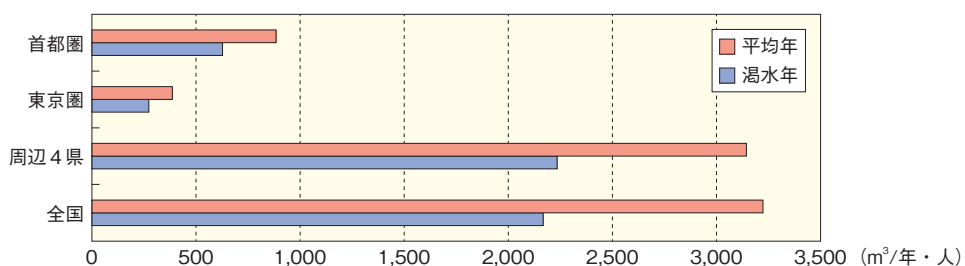
5-7 最近30カ年で渇水の発生した状況



注：昭和58年から平成24年の間で、上水道について減断水のあった年数を図示したものである。

資料：「平成25年版日本の水資源」(国土交通省)

5-8 1人当たりの水資源賦存量



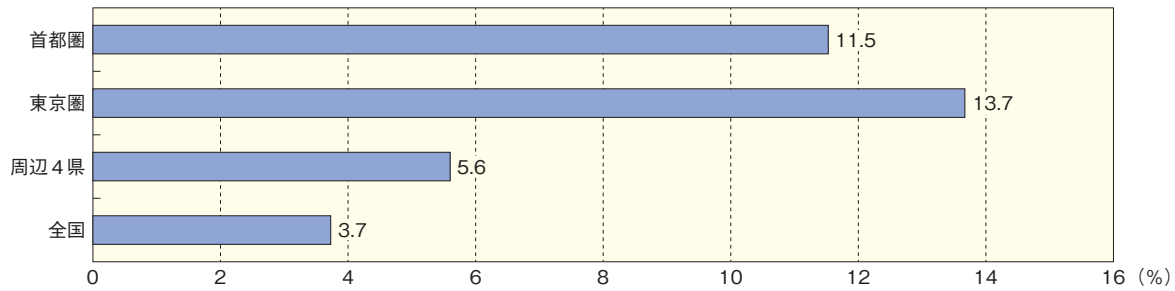
注1：水資源賦存量とは、水資源として、理論上、人間が最大限利用可能な量であり、降水量から蒸発散によって失われる量を引いたものに当該地域の面積を乗じた値。

注2：平均年の水資源賦存量は、昭和56年から平成22年までの平均値である。

注3：渇水年とは、昭和56年から平成22年において降水量が少ない方から数えて3番目の年。

資料：「平成25年版日本の水資源」(国土交通省)により国土交通省都市局作成

5-9 都市用水使用量¹⁾に対する不安定取水量²⁾の割合

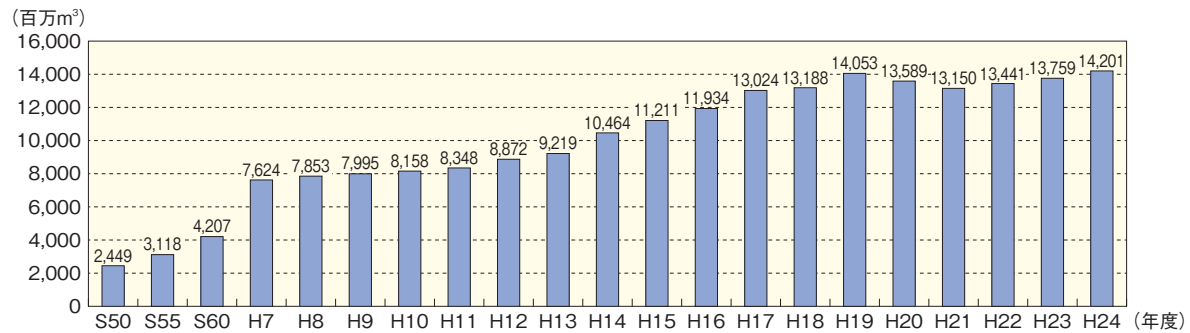


注1：都市用水：生活用水と工業用水

注2：不安定取水：水源となる水資源開発施設が完成していないため、河川流量が豊富な時にのみ可能となる取水で、河川流量が少ない時には取水することが困難となる河川からの取水。

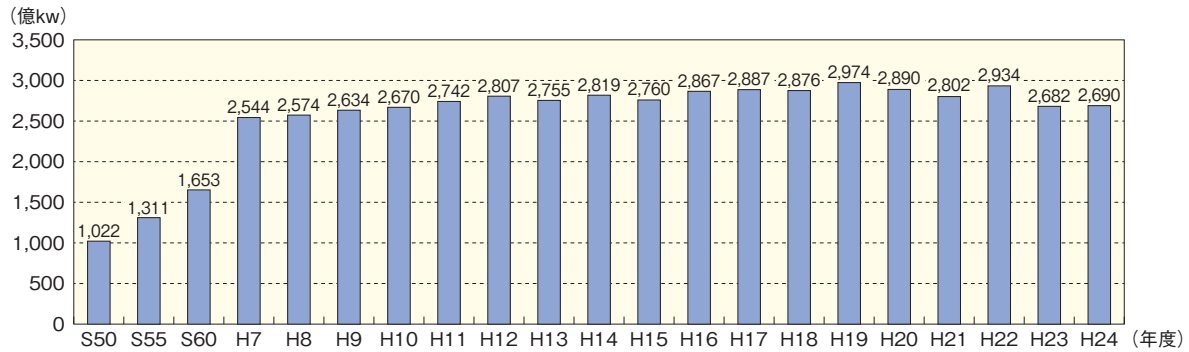
資料：「平成25年版日本の水資源」（国土交通省）により国土交通省都市局作成

5-10 首都圏におけるガス販売量の推移（東京ガス(株)管内）



資料：ガス事業便覧（日本ガス協会）等により国土交通省都市局作成

5-11 首都圏における販売電力量の推移（東京電力(株)管内）



資料：電気事業便覧（電気事業連合会）等により国土交通省都市局作成